【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 令和7年7月31日

【計算期間】 第4期(自 令和6年2月1日 至 令和7年1月31日)

【ファンド名】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -

インサイト・アルファ

(UBS Universal Trust (Cayman) - Insight Alpha)

【発行者名】 UBSマネジメント (ケイマン) リミテッド

(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー

(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY 1 -1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、

ウグランド・ハウス、私書箱 309

(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-

1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理

同 橋本雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 松本 健

 同
 越智 亮太

 同
 井出
 也

 高畑 圭悟

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

- (注1)米ドルの円貨換算は、令和7年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円) によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。
- (注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。 また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してありま す。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (注3)本書の中で計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、毎年2月1日に始まり1月31日に終了する1年をいいます。 ただし、第1期計算期間とは、令和3年2月19日(ファンドの運用開始日)から令和4年1月31日までの期間を指します。
- (注4)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
 - a.ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであるインサイト・アルファ(以下「ファンド」といいます。)の投資目的は、主として一連のロング・ショート投資戦略に従って、全ての国(新興国を含みます。)の全ての経済セクターおよび全ての通貨における、株式および株式関連証券に間接的に投資を行うことです。ファンドは、資本の保全に重点を置きながら、長期的かつ絶対的な資本成長の達成を目指します。ファンドは、ピクテ TR アトラスのHJ USD投資証券クラス(以下「投資対象ファンド」といいます。)に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、ルクセンブルクの法律に基づき設立され、譲渡可能証券に投資する投資信託(以下「UCITS」といいます。)として分類されるオープン・エンド型投資法人(SICAV)であるピクテ TRのコンパートメントの1つであり、ピクテ TRの内部で独立した資産と負債を有しています。ピクテ TRは、2008年1月8日に無期限で設立され、ルクセンブルク商業会社登記簿にB135664の番号で登録されています。ファンドは、現金(米ドル)、現金(日本円)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

純資産総額の上限は、上限10億米ドルです(ただし、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (以下「管理会社」といいます。)が、その裁量により純資産総額の上限に達してない状況でも募集の停止を行う場合があります。)。

b.ファンドの特色

ファンドは、エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。) および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。) (以下「基本信託証書」といいます。)および2020年12月24日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

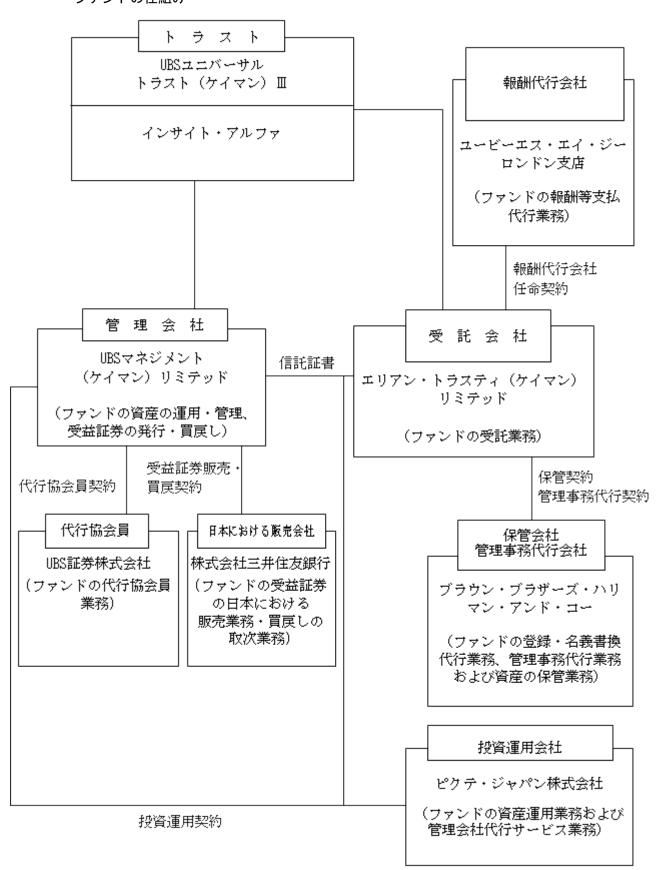
信託証書に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為にファンドの受益証券(以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)を発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

管理会社はケイマン諸島の会社法(以下に定義されます。)に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

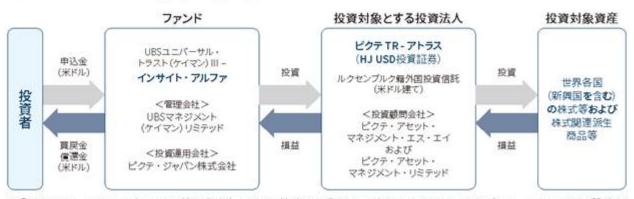
(2)【ファンドの沿革】

2000年1月4日 管理会社の設立 2013年12月2日 基本信託証書締結 2014年7月1日 修正信託証書締結 2014年11月24日 修正信託証書締結 2014年12月29日 修正信託証書締結 2020年12月24日 補遺信託証書締結 2021年2月19日 ファンドの運用開始 2024年3月1日 修正信託証書締結

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの什組み



ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「ピクテTR - アトラス (HJ USD投資証券)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国 (新興国を含みます。)の株式等および株式関連派生商品等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名称 | ファンド運 営上の役割 | 契約等の概要 |
|-------------------|----------------|--|
| UBSマネジメント (ケイ | 管理会社 | 受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資 |
| マン) リミテッド | | 産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびに |
| (UBS Management | | ファンドの終了について規定しています。 |
| (Cayman) Limited) | | |
| エリアン・トラスティ | 受託会社 | 管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加 |
| (ケイマン)リミテッド | | え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運 |
| (Elian Trustee | | 用について規定しています。 |
| (Cayman) Limited) | | |
| ブラウン・ブラザーズ・ | 保管会社 | 2021年2月10日付で受託会社との間で締結の保管契約 |
| ハリマン・アンド・コー | 管理事務代行 | ^(注1) において、保管会社の業務について規定してい |
| (Brown Brothers | 会社 | ます。 |
| Harriman & Co.) | | 2021年2月10日付で受託会社との間で締結の管理事務 |
| | | 代行契約 ^(注2) において、ファンドの管理事務代行業 |
| | | 務について規定しています。 |
| UBS証券株式会社 | 代行協会員 | 2024年7月31日付で管理会社との間で締結の代行協会 |
| | | 員契約 ^(注3) において、代行協会員として提供する業 |
| | | 務について規定しています。 |
| 株式会社三井住友銀行 | 日本における | 2021年1月20日付で管理会社との間で締結の受益証券 |
| | 販売会社 | 販売・買戻契約 ^(注4) において、日本における販売会 |
| | | 社として提供する業務について規定しています。 |
| ユービーエス・エイ・ | 報酬代行会社 | 2024年7月31日付で受託会社との間で締結の報酬代行 |
| ジー ロンドン支店 | | 会社任命契約 ^(注5) において、ファンドに代わって行 |
| (UBS AG, London | | う運営経費の支払いについて規定しています。 |
| Branch) | | |
| ピクテ・ジャパン株式会 | 投資運用会社 | 2021年2月10日付で管理会社および受託会社との間で |
| 社 | | 締結の投資運用契約 ^(注6) において、投資運用業務お |
| | | よび管理会社代行サービス業務について規定していま |
| | | す。 |

- (注1)保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- (注2)管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務 を提供することを約する契約です。
- (注3)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の 目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法 および/またはJSDAにより要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約で す。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の 販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- (注5)報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規 定した契約です。
- (注6)投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

| 管理会社: | UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド | | |
|-----------|--|----------|--|
| | (UBS Management (Cayman) Limited) | | |
| 1. 設立準拠法 | 管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下 | | |
| | 「会社法」といいます。)に準拠します。 | | |
| 2. 事業の目的 | 管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信 | | |
| | 託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主 | | |
| | たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。 | | |
| 3. 資本金の額 | 管理会社の2025年5月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式 | | |
| | 735,000株に分割される735,000米ドル(約10,574万円)です。 | | |
| 4. 沿革 | 2000年1月4日設立 | | |
| | 2024年 3 月 1 日名称変更 | | |
| 5. 大株主の状況 | ユービーエス・エイ・ジー | 735,000株 | |
| | (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッ | (100%) | |
| | セ45) | | |

- (注1)米ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示は全てこれによるものとします。
- (注2)管理会社の大株主は、2025年7月14日付でクレディ・スイス(香港)リミテッドから、ユービーエス・エイ・ジー に変更されました。

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。)に基づき登録されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

()準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に 服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5)【開示制度の概要】

A.ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、(CIMAが免除する場合を除き)募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。募集書類は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集書類を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示する特定の権限はないものの、募集書類の内容について規則または方針を発表することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散 し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)です。ファンドは毎年7月31日までには1月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に定義される運用報告書は、受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期

終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった 場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望 する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

()投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、 ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、 ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由 等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、 ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付 運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出し なければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等 においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面を もって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通 じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者 に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会員のホームページに おいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投 資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にトラストの主たる事務所を提供するこ とに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッドの被支配 子会社であり、このため、トラストはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制され ます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有していま す。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎 年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、 ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出す るよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、C IMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者 や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとして いる場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロ ンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理 と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位に ある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置 を取ることができます。СІМАの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業 務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命する こと等が含まれます。СІМАは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含み ます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

. 投資目的

ファンドの投資目的は、主として一連のロング・ショート投資戦略に従って、全ての国(新興国を含みます。)の全ての経済セクターおよび全ての通貨における、株式および株式関連証券に間接的に投資を行うことです。ファンドは、資本の保全に重点を置きながら、長期的かつ絶対的な資本成長の達成を目指します。ファンドは、投資対象ファンドに、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、ルクセンブルクの法律に基づき設立され、UCITSとして分類されるオープン・エンド型投資法人(SICAV)であるピクテ TRのコンパートメントの1つであり、ピクテ TRの内部で独立した資産と負債を有しています。ピクテ TRは、2008年1月8日に無期限で設立され、ルクセンブルク商業会社登記簿にB135664の番号で登録されています。

ファンドは、現金(米ドル)、現金(日本円)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

投資運用会社(以下に定義します。)は、投資対象ファンドならびに現金(米ドル)、現金(日本円)およびマネーマーケット証券により構成されるファンドのポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

投資運用会社は、一連のロング・ショート投資戦略に従う投資対象ファンドに投資することで、ファンドの投資目的を達成することを目指します。伝統的なロング・ポジションは、金融デリバティブ商品の利用により達成される(シンセティックな)ロング・ポジションおよびショート・ポジションと組み合わされます。投資対象ファンドは、主として株式、株式関連証券(普通株式または優先株式等を含みますが、これらに限られません。)、預金および短期金融商品に投資を行います。

投資ガイドライン

管理会社は、ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ピクテ・ジャパン株式会社(以下「投資運用会社」といいます。)を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドの投資対象資産をモニターし、ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理等を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

- (a) 投資対象ファンド、および
- (b) 米ドル(現金)、日本円(現金)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。)。疑義を避けるために付言すると、オーバーナイトの現金残高は、保管会社のスイープビークルで保有されることがあります。

投資運用会社は別途目論見書補遺において許容される場合を除き、ショート・ポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。純資産総額 とは、受託会社の指揮監督の下、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファン ドの負債を控除した額をいいます。

ファンドが投資を行う、投資対象ファンドのHJ USD投資証券クラスは米ドル建てです。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産(現金(日本円)を除きます。)への投資は行いません。

ファンドの目的

実質的に主として世界各国 (新興国を含みます。) の株式等および株式関連派生商品等にロング・ショート戦略を用いて投資を行い、資産の保全に重点を置きながら、長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

- 1 主に世界株式を実質的な投資対象とし、ロング・ショート戦略を用いて分散投資します。
 - 主に世界各国(新興国を含みます。)の株式等および株式関連派生商品等に投資を行うピクテ TR – アトラス(HJ USD投資証券)(以下「投資対象ファンド」といいます。)に主として投資 します。
 - ●企業の本来の価値に対して株価が割安な銘柄をロング(買い建て)し、割高となっている銘柄をショート(売り建て)します。
- ② 投資にあたっては、トップダウンによるマクロ分析とボトムアップの個別銘柄分析に 基づき、銘柄を厳選し投資比率を決定します。
 - 地域・国・業種毎にロング(買い建て)とショート(売り建て)の投資比率をアクティブに変更することにより、株式市場の影響を抑えながら安定的なリターンの獲得を目指します。
- ※ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ※投資対象ファンドの実質的な運用は、株式運用において高い専門性を有するピクテ・アセット・マネジメント・ エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドが行います。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

分配は行わない予定です。

11.投資対象ファンドに関する情報

ファンドは、実質的に全ての資産が投資対象ファンドに投資されるよう、投資対象ファンドに対するフィーダー・ファンドとしての役割を果たします。ファンドの資産の大部分が投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドの投資戦略のパフォーマンスに依拠します。ファンドおよび/または投資対象ファンドが投資目的を達成し、または著しい損失を回避するとの保証は一切なされません。

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの第一次的な投資目的は、資本の保全に重点を置きながら、一連のロング・ショート投資戦略に従うことにより、長期的かつ絶対的な資本成長を達成することです。伝統的なロング・ポジションは、金融デリバティブ商品の利用により達成される(シンセティックな)ロング・ポジションおよびショート・ポジションと組み合わされます。投資対象ファンドは、主として株式、株式関連証券(普通株式または優先株式等を含みますが、これらに限られません。)、預金および短期金融商品に投資を行います。投資対象ファンドは、全ての国(新興国を含みます。)、全ての経済セクターおよび全ての通貨に投資することができます。しかし、市場状況により、投資またはエクスポージャーが一国もしくは限られた国、単一の経済活動セクター、単一の通貨および/または単一の資産クラスに集中する可能性があります。

投資対象ファンドは、主に世界中の幅広い株式市場から、適正でない株価に着目して、割安株 (ロング・ポジション) および割高株 (ショート・ポジション) に分散して投資を行います。投資 対象ファンドは、詳細なトップダウン分析 (マクロ分析) およびボトムアップのファンダメンタル 分析 (個別銘柄分析) に基づいて、銘柄選定を行い、投資比率を決定します。投資対象ファンドは、投資対象ファンドのポートフォリオの構築にあたり、銘柄の選別と積極的な市場エクスポージャー管理を組み合わせることにより、リスク調整後のリターンを最大化することを目指しています。また、投資対象ファンドは、アクティブに地域、国または産業毎のロング・ショートの投資比率を変更することにより、株式市場の影響を最小限に抑えつつ、安定的なリターンを達成すること

株式運用において高い専門性を有するピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドが、投資対象ファンドの運用会社(以下「投資対象ファンド投資運用会社」といいます。)を務めます。

投資対象ファンドの基本通貨はユーロです。ファンドが投資する投資対象ファンドのHJ USD投資証券クラスは、米ドル建てです。投資対象ファンドは、HJ USD投資証券クラス(米ドル建て)の勘定においてユーロに関連する為替リスクを大幅にヘッジすることを目指しています。

投資対象ファンドの参照インデックスは、MSCI ACWI (ユーロ)で、リスクのモニタリングやパフォーマンス評価に使用されます。しかし、投資対象ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンド投資運用会社が有価証券や組入比率の変更について大きな裁量権を有することから、参照インデックスと大幅に異なる可能性があります。

投資対象ファンドの投資ガイドライン

を目指しています。

投資対象ファンドは、以下のガイドラインに従って管理されています。

- (a)投資対象ファンドは、無限定に預託証券(米国預託証券、グローバル預託証券、欧州預託証券等)に投資することができ、また純資産の20%を上限として不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)に投資することができます。
- (b) 投資対象ファンドは、純資産の10%までを、(i)中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の適用法令に基づき投資対象ファンド投資運用会社に付与された適格外国機関投資家(以下「RQFII」といいます。)および人民元適格外国機関投資家(以下「RQFII」といいます。)のステータスを通じて、(ii)上海・香港ストック・コネクト・プログラムを通じて、(iii)深圳・香港ストック・コネクト・プログラムを通じて、ならびに/または(iv)将来投資対象ファンドが利用可能となる類似の許容可能な証券取引および決済関連プログラムまたはアクセス手段を通じて、中国A株に投資することができます。また、投資対象ファンドは、中国A株についての金融デリバティブ商品を利用することができます。
- (c)投資対象ファンドは、純資産の10%を上限として非投資適格債券(ディストレスト債およびデフォルト債を含みます。)に投資することができます。
- (d) 転換社債への投資は、投資対象ファンドの純資産の10%を超えないものとします。
- (e)規則144A証券への投資は、投資対象ファンドの純資産の10%を超えないものとします。

投資対象ファンドは、資本もしくは収益を増加させ、またはコストもしくはリスクを減少させる ため、有価証券貸付契約、レポ契約、リバース・レポ契約を締結することができます。

投資対象ファンドは、ヘッジおよび投資目的で、規制市場および/または店頭で取引されている全ての種類の金融デリバティブ商品を利用することができます。ただし、このような種類の取引を専門とする大手金融機関と契約することを条件とします。特に、投資対象ファンドは、通貨(ノンデリバラブル・フォワードを含みます。)、金利、譲渡可能証券、譲渡可能証券のバスケット、指数(商品、貴金属またはボラティリティ指数を含みますが、これらに限定されません。)、集団投資事業を含みますがこれらに限定されないあらゆる原資産のワラント、先物、オプション、スワップ(トータル・リターン・スワップ、差額取引、クレジット・デフォルト・スワップを含みますが、これらに限定されません。)および先渡を含みますがこれらに限定されない金融デリバティブ商品を通じてエクスポージャーを得ることができます。

投資対象ファンドは、組込デリバティブの有無に関わらず、ストラクチャード商品に投資を行うことができます。特に、債券、証書またはその他譲渡可能証券で、リターンが、とりわけ、指数 (ボラティリティ指数を含みます。)、通貨、金利、譲渡可能証券、譲渡可能証券のバスケットまたは集団投資事業と連動しているものなどがあります。投資対象ファンドは、現金決済を伴う商品 (貴金属を含みます。)の変化と相関する、組込デリバティブのないストラクチャード商品にも投資を行うことができます。

投資対象ファンドは、間接投資を通じたエクスポージャーについて以下の制限があります。商品:10%、貴金属:10%、不動産:20%。さらに、投資対象ファンドは、純資産の10%を上限としてUCITSおよび/またはその他集団投資事業(UCIs)に投資を行うことができます。

投資対象ファンド投資運営会社が適切と考える時期に、現金、現金同等物、マネー・マーケット・ファンド(上記の10%の限度内)および短期金融商品の堅実な水準が維持されますが、投資対象ファンドの純資産の相当な金額または例外的な状況下では100%となる場合があります。

投資対象ファンドは、レポ契約およびリバース・レポ契約にさらされる見込みはありません。有価証券貸付契約へのエクスポージャー・レベルは、投資対象ファンドの純資産の5%の予定です。トータル・リターン・スワップへのエクスポージャー・レベルは、投資対象ファンドの純資産の5%の予定です。

リスクを測定する方式は、「絶対的バリュー・アット・リスク」アプローチです。 予定レバレッジは、200%ですが、市場状況によってより高まる可能性があります。 レバレッジ計算方法は、想定元本の合計です。

投資対象ファンドの投資制限

投資対象ファンドの信用リスクは、UCITSに適用される、関連する欧州連合規則に従い管理されます。

投資対象ファンドの運用会社

投資対象ファンド投資運用会社としてのピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドの概要は以下のとおりです。

ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドの概要

PICTET

- ●ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドは、 株式運用において高い専門性を有するピクテ・グループの資産運用会社です。
- ●ピクテ・グループは1805年にスイスのジュネーブで設立されました。
- ●世界各地に5,200名以上の役職員を有し、グループ全体の運用資産総額は約7,296億スイスフラン (約123兆円)にのぼります。

| 設立 | 役職員数 | グローバル拠点数 30 | (注1)データは2025年3月末現在。 |
|---------------------------------|---------|---------------------|---|
| 1805年 | 約5,200名 | | (注2)運用資産総額は同時点の為替レート |
| 運用資産総額 約7,296億スイスフラン(約123兆円) | | 投資プロフェッショナル数 400名以上 | (1スイスフラン=169.02円)で換算。 (注3)投資プロフェッショナル数はピクテ・アセット・ マネジメントのデータ (出所)ピクテ・グループのデータを基にUBS作成 |

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社であるピクテ・ジャパン株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラン(「バラン」)・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービシズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービシズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービシズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービシズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービシズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2025年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの現在の分配方針は、受益者に分配を行うものではありません。そのため、ファンドの純 利益および実現キャピタルゲインは再投資され、ファンドの純資産総額に反映されます。

(5)【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

- 1.空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
- 2.ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、私募債、非上場株式、または不動産などの直ちに 現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、JSDAが公表する外国証券の取引 に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合が あります。)が要求する価格の透明性を保証する目的で、適切な措置が講じられている場合は、こ の例外とします。上記の比率は、購入時または現在の時価のいずれかで計算することができます。

- 3.ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
- 4.管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、ファンドの直近の純資産総額の10%をその上限とします。
- 5.管理会社(または代理人)は、買収の結果、管理会社が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計議決権株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
- 6.管理会社(または代理人)は、1つの発行体に係る会社の株式および/または投資信託の受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で投資信託/会社の当該株式および/または受益証券を保有してはなりません。
- 7.管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジション(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)から1つの相手方に対して生じる純エクスポージャーが純資産総額の10% を超える場合、ファンドの勘定で当該相手方に対するデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
- 8.管理会社(または代理人)は、(i)証券(株式等エクスポージャーを除きます。)、(ii)金銭 債権(デリバティブ等エクスポージャーを除きます。)および(iii)匿名組合出資持分の価額(あ わせて「債券等エクスポージャー」といいます。)について、1社が発行、アレンジまたは引き受 ける当該証券、金銭債権および匿名組合出資持分の価額が純資産総額の10%を超える場合、ファン ドの勘定で当該証券、金銭債権または匿名組合出資持分を保有してはなりません。
- 9.管理会社(または代理人)は、1つの投資信託/会社または相手方に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社または相手方のポジションを保有してはなりません。
- 10.管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、OTCデリバティブ取引および/またはその他/ンデリバティブ取引の1つの相手方の信用リスク(以下「カウンターパーティー・リスク」といいます。)が純資産総額の10%を超えることを許可してはなりません。カウンターパーティー・リスクとは、ファンドの勘定で相手方に対して行われた管理会社(または代理人)による上記の取引の未実現利益から提供された担保額を引いたものをいいます。120日以内に満期を迎える外国為替取引(ノンデリバラブル・フォワードを除きます。)、デポジット、コールローン、コマーシャル・ペーパーおよび外国譲渡性預金に関するカウンターパーティー・リスクについては、0とみなします。
- 11.管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で投資対象ファンド以外の投資信託、ファンドまたは会社の株式および/または受益証券に直接投資を行ってはなりません。

上記の投資制限6、7、8、9および10はJSDAのガイドラインに従って解釈されるものとします。申込みおよび買戻しまたは市場価格の変動によりJSDAのガイドラインから逸脱した場合、管理会社は1か月以内に当該投資制限の遵守に必要な全ての措置を講じるものとします。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、管理会社が適用法規制を違反することなく当該投資制限を改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限を(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)。

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドの投資対象のいずれかの価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、上記の投資制限のいずれかを超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

EDINET提出書類

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または()(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要だと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。 したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産 に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、その財産のおおむね全てを投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

1口当たり純資産価格の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク (株式市場リスク)

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

戦略固有のリスク(ロング・ショート・リスク)

ファンドは売り持ち(ショート・ポジション)取引を行います。売り建てた株式等が値上がりした場合、1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、買い持ち(ロング・ポジション)および売り持ち(ショート・ポジション)の双方で損失が生じた場合は通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

価格変動リスク(信用リスク)

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、投資対象ファンドの米ドル建てのクラスに投資するため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を 達成するという保証はありません。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の 一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性 があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で 設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転 または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益 を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性の ある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a)ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b)投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c)ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a)投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b)投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c)当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

投資利益(すなわち、初期投資額を上回る全ての受益証券の利益)は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。全ての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会 社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、投資対象ファンド投資運用会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

分配

ファンドはその方針として、受益者に分配を行うものではなく、ファンドの純利益および実現キャピタルゲインの全てを再投資する方針です。したがって、現在のリターンを求める投資家にとって、ファンドへの投資は適していない可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理および運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知日から関連する買戻日(以下に定義します。)までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

クラス間の負債

将来、受益証券が複数のクラスで発行される可能性があります。受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しおよび購入により予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しに ついて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理および運営 - 3資産管理等の概要 - (1)資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理および運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、追加購入に関して、 受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から4ファンド営業日以内に購入代金を決済する ことが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場 合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資 者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした取引日からか かる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻しされた日までの期間に、受益証券を購入する投 資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1 口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払 うことで利益を得る(その場合、受益証券を保有する既存の保有者は、受益証券の価値に関して、希 薄化を経験する)可能性があります。同様に、受益証券をかかる期間中に買戻しに出した受益者は、 決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な 1 口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、受益証券の保有者は、受益証券の 価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻しされた受益証券の 数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当た りの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益者に悪影響を及ぼす可能性があ ります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果と して発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの 負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに 留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不 履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反 対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの 銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みます

が、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、受益証券 1 口当たり 純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれ も、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、 基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定 していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が監査済み受益証 券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能 性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価 格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可 能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等および税金 - (3)管理報酬等 <u>報酬代行会社報酬</u>」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの最終買戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資者は、強制買戻事由が 万一発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。強制買戻事由は、(i)いずれかの評価 日における純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管 理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場 合、または(ii)受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した 場合に発生します。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

為替リスク

受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資家の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨ユニット(日本円を含み、以下「投資家の通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して特定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドル安または投資家の通貨の高騰に伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資家の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルに対する投資者の通貨の高騰により、(a)投資対象ファンドの純資産価額および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格の投資家の通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資家の通貨の相当額が減少する可能性があります。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

コロナウイルス

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の大流行をパンデミックと宣言しました。新型コロナウイルス感染症の症例は、世界中で多数記録されています。

新型コロナウイルス感染症の影響を完全に予測することは不可能ですが、この流行は世界経済に重大な影響をもたらす可能性が高いです。歴史的に、広範囲での伝染病の大流行は投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティを引き起こしました。このような影響は、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の確認された症例数の世界規模での広がりに応じて、セクター、ビジネス、国家経済にわたり不均等に生じています。航空業、製造業、小売りおよび観光業を含む特定のセクターが現在最も深刻な影響を受けているとみられますが、新型コロナウイルス感染症を抑制できない場合、他のセクターも影響を受けることは疑いの余地がありません。

影響を受けた地域で行っている事業、または当該地域のサプライヤーもしくは顧客に依拠する事業に対して新型コロナウイルス感染症がもたらす財務的な影響が広く報告されています。影響を受けた事業は、それがもたらす様々な財務的な結果に直面する可能性があります。事業活動の鈍化は、流動性に悪影響を与える可能性があります。さらに、運転資金調達の封鎖、財務制限条項の違反、債務不履行事由の発生および/または解除金もしくは不履行に関するその他偶発債務を引き起こす状況に至った場合、支払い能力に関する懸念が悪化する可能性があります。

投資先が事業を行う世界金融市場または国内もしくは地域経済におけるこのようなマイナスの変化は、結果的にファンドまたはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国の当局がファンドまたはその投資先の事業運営を著しく妨げる措置を推奨または課す可能性があります。

新型コロナウイルス感染症大流行の全体像、期間、厳しさおよび影響は不確定であり、結果としてもたらされる経済の低迷および / または市場におけるマイナスの景況感は、受託会社、管理会社、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響をもたらす可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に 悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要にな る可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および/または投資 運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタルゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有する全ての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュスイープ

保管会社が保有するオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることができます。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資家は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社および投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いつくかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取

引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被ら

ないという保証はありません。 *投資ポートフォリオの流動性*

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券およびその他の流動性の低い投資対象に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。低流動性のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタルゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a)投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b)投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c)投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目 的を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社またはポート

フォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連する全ての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社 (管理会社を除きます。)も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き 受けません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドのユニットへの投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドのユニットを取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づいて行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があります。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性があり、かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映す

るために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があり、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォー マンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパ フォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社 のスキルおよび専門知識に依存することになります。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象 ファンドの投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を利用しますが、これが期待通りの結果を もたらすという保証はありません。さらに、立法上、規制上または租税上の制限、政策または動向に より、投資対象ファンドの運用において投資対象ファンド投資運用会社が利用できる投資技術に影響 を及ぼす可能性があり、投資目的達成のための投資対象ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があ ります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいず れも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資運用会社 による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファ ンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投 資対象ファンド投資運用会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパ フォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤 回することはありません。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドと提携し続けるという 保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資 対象ファンド投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの 投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの 勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかか る支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。

アンダーライング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資運用会社およびその他のアンダーライング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。)の重複が生じうることに留意するべきです。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

リバランスの頻度および費用

潜在的投資者は、投資対象ファンドにおけるリバランスの結果、投資対象ファンド全体のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスを減少させる取引費用をもたらす可能性があることに留意するべきです。

マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファンドに投資する小規模の投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ビークルの行為によって重大な影響を受ける可能性があります。例えば、大規模な投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者(ファンドおよびその他投資者を含みます。)による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される株式の強制償還が生じる可能性があり、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

投資対象ファンド固有のリスク要因

一般

投資対象ファンドの投資証券の価格には上昇と同様に下落の可能性もあります。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証も、投資者が投資対象ファンドへの投資の全額を回収するという保証もありません。特定の法域における投資制限によって、投資対象ファンドの投資の流動性が制限される可能性があります。投資対象ファンドの投資利益および収益は、それが保有する投資対象の資本増価および収益から発生した費用を控除したものに基づきます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる資本増価または収益の変動に伴い変動する可能性があります。投資者は、投資対象ファンドへの投資を中長期の投資と捉えるべきです。

市場リスク

投資対象ファンドは、市場リスクにさらされます。市場リスクとは、特定の株式、投資対象ファンド、産業または証券全般の価値が下落するリスクをいいます。投資対象ファンドの投資対象の価値は、投資対象ファンドが投資する証券の価格に伴って上昇・下落します。証券の価格は、発行体の過去および将来の利益、その資産の価値、経営上の決定、発行体の商品またはサービスの需要、生産コスト、経済情勢全体、金利、為替相場、投資者の認識、地政学的要因および市場の流動性を含みますが、これらに限定されない多くの要因に伴って変動します。

ロング/ショート戦略リスク

投資対象ファンドは、ショート取引を行うことができます。これにより証券の価額が上昇すると、 受益証券1口当たり純資産価格は低下します。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジショ ンの双方で損失が生じた場合は通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

相手方が取引において契約上の義務に違反することによる損失リスクをいいます。このことは投資対象ファンドの引渡しの遅延を伴う可能性があります。相手方が債務不履行になった場合、金額、性質および回復時期が不確実となる可能性があります。

担保リスク

担保として供される資産の権利の喪失および回収の遅延または部分的回収により引き起こされる損失リスクをいいます。担保は、相手方との当初証拠金の預託または資産の形態をとることがあります。当該預託または資産は相手方自身の資産から分別されていない場合があり、また自由に交換可能および置き換え可能であり、投資対象ファンドは、相手方に預託された元の証拠資産ではなく同等の資産の返還を受ける権利を有することがあります。これらの預託または資産は、相手方が超過証拠金または担保を要求する場合、投資対象ファンドの相手方に対する債務額を超える可能性があります。さらに、デリバティブの条件においては、最低譲渡額が発生した場合に限り、デリバティブに起因して生じる変動証拠金エクスポージャーをカバーするために一方の相手方が他方の相手方に担保を供することを規定していることがあるため、投資対象ファンドは、当該最低譲渡額に達するまで、デリバティブに基づき相手方に対して無担保のリスク・エクスポージャーを有する可能性があります。

投資対象ファンドが担保を受領する場合、投資家は特に以下の点に注意しなければなりません。 (A) 投資対象ファンドの現金が提供されている相手方に破綻が発生した場合、担保の不正確な価格設定、市況悪化、担保発行体の信用格付けの悪化または担保が取引されている市場の流動性の欠如などの理由により、受領した担保が提供した金額を下回るリスクがあること、および(B)(i)規模または期間を超過する取引において現金が固定されること、(ii)提供した現金の回収の遅延、または(iii)担保の換金が困難であることにより、投資対象ファンドの償還要求、証券購入またはより一般的には、再投資に応じる能力が制限される可能性があること。現金担保を再投資する場合、当該再投資は、(i)対応するリスクならびに損失およびボラティリティのリスクを拡大する可能性、(ii)投資対象ファンドの目的と矛盾する市場エクスポージャーを導入する可能性、または(iii)返還される担保額を下回る利回りをもたらす可能性があります。一般的に、現金担保の再投資には、通常の投資に伴う全てのリスクが適用されます。

いずれの場合においても、資産もしくは現金、相手方に提供された担保の回収または相手方から受領した担保の換金が遅延し、または困難になった場合、投資対象ファンドは、償還請求もしくは購入請求に対する対応またはその他契約に基づく引渡しもしくは購入義務の履行において困難に直面する可能性があります。

投資対象ファンドが担保を受領する場合、以下に述べる保管リスク、運用リスクおよび法的リスク も適用されます。

決済リスク

決済の時点において、相手方が契約の条項を果たさなかったことに起因する損失リスクをいいます。特定の投資に対する持分の取得および譲渡は、大幅な遅延を生じる可能性があり、一部の市場では清算、決済および登録システムが十分に整備されていない可能性があるため、好ましくない価格での取引が必要となることがあります。

投資制限リスク

償還される資本の時期および金額に悪影響を及ぼす可能性のある政府による資本規制または制限に 起因するリスクをいいます。場合によっては、投資対象ファンドが一部の国で行われた投資を回収で きない可能性もあります。政府は、現地資産の外国人所有に対する制限を変更する可能性があり、こ れにはセクター、個別および総取引割当、外国人が利用可能な支配比率および株式種類に対する制限 を含みますが、これらに限定されません。投資対象ファンドは、制限によりその戦略を実行できない 可能性があります。

制限付証券リスク

一部の法域において、また特定の状況下において、一部の証券は、投資対象ファンドが当該証券を転売する能力を制限する一時的な制限付きステータスを有する可能性があります。当該市場制限の結果として、投資対象ファンドは、流動性の減少を被る可能性があります。例えば、1933年証券法に基づき、ルール144Aは制限付証券の転売条件を定めており、これには購入者が適格機関投資家としての資格を有することが含まれますが、これらに限定されません。

通貨リスク

為替レートの潜在的な変動に起因するリスクをいいます。これは、投資対象ファンドの基準通貨と は異なる通貨建ての資産を保有することに起因するリスクです。これは、基準通貨と他の通貨間の為

替レートの変動、またはこれらの為替レートを管理する規制の変更によって影響を受ける可能性があります。そのため、為替リスクを常にヘッジできるとは限らず、また、投資対象ファンドがさらされる為替レートのボラティリティが投資対象ファンドの純資産総額に影響を与える可能性を予期する必要があります。

株式リスク

株価の水準やボラティリティの潜在的な変動に起因するリスクをいいます。会社の資本構成において、株主が他の債権者よりも多くのリスクを負うことがしばしばあります。株式リスクには、とりわけ、元本損失や配当金支払株式において収入(配当金)停止の可能性が含まれます。会社が初めて証券取引所に上場する場合、新規上場(以下「IPO」といいます。)リスクも適用されます。IPO証券は取引履歴がなく、会社に関する入手可能な情報は限られている可能性があります。結果として、IPOで売却される証券の価額は非常に値動きが不安定となる可能性があります。投資対象ファンドは、そのパフォーマンスに影響を与える可能性のある目標引受額を受け取ることができないこともあります。当該投資は、多額の取引コストを発生させる可能性があります。

新興市場のリスク

新興市場は、先進国市場と比較して規制が緩く、透明性が低いことが多く、しばしばコーポレート・ガバナンス体制の不備、収益の標準的でない分配により特徴づけられ、より大きな市場操作のリスクにさらされています。投資家は、一部の新興国での政治および経済状況により、先進国市場に比べ投資がより大きなリスクをもたらす可能性を認識するべきです。投資対象ファンドが投資する会社に関する会計および財務情報はより大雑把で信頼性に欠けるものとなる可能性があります。不正のリスクは、通常先進国よりも新興国で大きくなります。不正が発覚した会社は、価格が大きく変動しおよび/または値付けが停止されることがあります。監査法人が会計上の誤りや不正を見落とすリスクは、通常先進国よりも新興国で大きくなります。新興国における証券の所有を管理する法的環境および法律は曖昧なことがあり、先進国の法が提供している保証と同様の保証は提供されず、過去には不正や証券偽造の事例がありました。新興市場のリスクは、例えば資本送金制限、カウンターパーティー・リスク、通貨リスク、金利リスク、信用リスク、株式リスク、流動性リスク、政治リスク、不正、監査、ボラティリティ、非流動性およびその他リスクの中でもとりわけ外国投資に対する制限リスクなど、本「リスク要因」で定義された様々なリスクを含みます。一部の国ではプロバイダーの選択が非常に限られており、最も適格とされるプロバイダーですら先進国で営業している金融機関や証券会社が提供する保証と同等の保証を提供しない可能性があります。

金融デリバティブ商品のリスク

デリバティブ商品とは、標準化されたまたは個別化された契約に定義されている通り、その価格ま たは価値が単一または複数の原資産またはデータの価値に基づく契約です。資産またはデータには、 株式、指標、商品および債券価格、為替レート、金利、天候ならびに適用のある場合は、これらの資 産またはデータに関するボラティリティまたは信用度が含まれることがありますが、これらに限定さ れません。デリバティブ商品は、本質的に非常に複雑であり、かつ評価リスクにさらされることがあ ります。デリバティブ商品は、取引所取引(以下「ETD」といいます。)または店頭での取扱い(以下 「OTC」といいます。)が可能です。商品の特性によっては、カウンターパーティー・リスクがOTC契 約に関わる一方、または両方の当事者に発生する場合があります。相手方は、デリバティブ商品のポ ジションを手仕舞うことを望まずまたはすることができず、このように取引できないことにより、投 資対象ファンドがとりわけカウンターパーティー・リスクに過度にさらされる可能性があります。デ リバティブ商品には相当なレバレッジ効果があることがあり、ボラティリティにより、ワラントなど いくつかの商品は、平均を上回る経済的リスクを提示します。デリバティブ商品の利用は、投資対象 ファンドのパフォーマンスに悪影響をもたらし得る一定のリスクを伴います。投資対象ファンドは、 シンセティック証券に対するリターンが通常、関連投資対象のリターンを反映することを予定してい ますが、シンセティック証券の条項および取引相手の信用リスクの前提の結果、シンセティック証券 は、適用のある場合には、異なる期待収益、異なる(かつ潜在的により高い)デフォルトの可能性、 異なる(かつ潜在的により大きな)デフォルトに伴う予想損失特性、および異なる(かつ潜在的によ り低い)デフォルトに伴う回収可能性を有する場合があります。関連投資対象のデフォルトが生じた

場合、または特定の状況下において、デフォルトもしくは関連投資対象の発行体によるその他行為が あった場合、シンセティック証券の条項に基づき、相手方は、投資対象ファンドの投資対象またはそ の時点での当該投資対象の市場価値と同等の額を交付することにより、シンセティック証券に基づく 自己の債務を履行することを許可される、または要求される場合があります。さらに、シンセティッ ク証券の満期、デフォルト、期限の利益の喪失、またはその他終了(プットまたはコールを含みま す。)が生じた際には、シンセティック証券の条項に基づき、相手方は、関連投資対象またはその時 点での当該投資対象の市場価値と異なる額を除き、投資対象ファンドの証券に引き渡すことにより、 シンセティック証券に基づく自己の債務を履行することを許可され、または要求される場合がありま す。投資対象の保有に関連する信用リスクに加え、いくつかのシンセティック証券に関して、投資対 象ファンドは通常、関連する相手方とのみ契約関係を有し、関連投資対象の原発行体とは契約関係を 有さない予定です。投資対象ファンドは通常、発行体が投資条件を遵守することを直接的に強要する 権利、または発行体に対するその他相殺権を有さず、また投資対象に関する議決権も有さない予定で す。デリバティブ金融商品の主な種類には、株式、金利、信用、外国為替レートおよび商品などに係 る先物、先渡し、スワップ、オプションが含まれますが、これらに限定されません。デリバティブの 例として、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、スワップション、 金利スワップ、バリアンス・スワップ、ボラティリティ・スワップ、株式オプション、債券オプショ ンおよび通貨オプションが挙げられますが、これらに限定されません。

集中リスク

投資先に関する限定的な分散に起因する損失リスクをいいます。分散は、地理(経済圏、国、地域など)、通貨またはセクターの観点から求められる場合があります。また集中リスクは、投資対象ファンドの資産ベースと比較して、単独の発行体における大きなポジションに関連しています。集中投資は、しばしば政治および経済的要因によることが多く、ボラティリティの高まりの影響を受けることがあります。

政治的リスク

政治的リスクは、通貨水準の予期せぬ大幅な変動、本国送金リスク(すなわち、新興国からの資金の本国送金に対する制限)、およびボラティリティ・リスクをもたらす可能性のある政治体制および外交政策の突然の変更から生じることがあります。これは、当該国の為替レートの変動の増大、資産価格および資金の本国送金制限リスクを引き起こす可能性があります。極端な場合、政治的変更がテロリストによる攻撃から生じ、または経済的および武力紛争につながることもあり得ます。経済および社会の自由化に関する政策を実施している政府もありますが、これらの改革が継続される、または長期的に見て当該国の経済に有益となる保証はありません。これらの改革は、政治的もしくは社会的出来事、または国内もしくは国際的な武力紛争(旧ユーゴスラビアでの紛争など)により抵抗を受けまたは遅延させられる可能性があります。これら全ての政治的リスクは、投資対象ファンドに設定された目的を損ない、純資産総額に悪影響を与える可能性があります。

税リスク

税制の変更、課税上の地位または税の優遇措置の喪失により生じる損失リスクをいいます。これは、投資対象ファンドの戦略、資産の配分および純資産総額に影響を及ぼす可能性があります。

レバレッジ・リスク

レバレッジは、投資対象ファンドの純資産総額のボラティリティを高め、また損失を拡大し、これは、極端な市場状態において、著しい損失となりかつ純資産総額の完全なる損失を引き起こす可能性があります。金融デリバティブ商品の広範な利用は、相当なレバレッジ効果をもたらす場合があります。

RQFIIリスク

オンショアとオフショアの人民元(以下「RMB」といいます。)の差異に伴うリスク

オンショアRMB(以下「CNY」といいます。)およびオフショアRMB(以下「CNH」といいます。)の 双方は同一の通貨であるものの、異なる別の市場で取引が行われています。CNYおよびCNHは異なる レートで取引されており、それらの変動が同じ方向でないことがあります。オフショア(すなわち中 国国外)で保有されるRMBの額が増加しているにもかかわらず、CNHを中国へ自由に送金することがで

きず、いくつかの規制の対象となっており、またその逆も同様です。投資家は、投資対象ファンド投資運用会社のRQFII割当を通じてRQFII適格証券への投資を行っている投資対象ファンドの購入申込みおよび償還が米ドルおよび/または関連する投資証券クラスの基準通貨で行われ、CNHへ/から交換されること、投資家は当該交換に関わる外国為替費用、ならびにCNYとCNH間のレートの潜在的差異に関するリスクを負担することに留意すべきです。投資対象ファンドの流動性および取引価格もまた、中国国外のRMBのレートおよび流動性により悪影響を受ける可能性があります。

ストック・コネクト・リスク

投資対象ファンドは、上海・香港ストック・コネクトおよび深圳・香港ストック・コネクト(以下「ストック・コネクト」といいます。)を通じて、一定の適格中国A株に投資および直接アクセスすることができます。上海・香港ストック・コネクトは、香港取引所(以下「HKEx」といいます。)、上海証券取引所(以下「SSE」といいます。)および中国証券預託清算会社(以下「中国清算会社」といいます。)により開発された証券取引および決済関連プログラムです。深圳・香港ストック・コネクトは、HKEx、深圳証券取引所(以下「SZSE」といいます。)および中国清算会社により開発された証券取引および決済関連プログラムです。ストック・コネクトの目的は、中国と香港間の相互の株式市場へのアクセスを実現することです。

ストック・コネクトは、投資対象ファンドがSSEおよびSZSEに上場している適格証券の取引注文を行うことを可能にしているノースバウンド・トレーディング・リンク(中国A株への投資向け)から構成されています。

ストック・コネクトでは、海外投資家(投資対象ファンドを含みます。)が、随時発表 / 変更される規則および規制に従い、ノースバウンド・トレーディング・リンクを通じて一定のSSE証券および SZSE証券の取引を行うことが認められる場合があります。適格証券のリストは、関連する中国規制機関による随時の見直しおよび承認を受けて変更されることがあります。

中国への投資に関連するリスクおよびRMBへの投資に関連するリスクに加え、ストック・コネクトを通じた投資はさらなるリスク、すなわち外国投資規制、取引所リスク、運営リスク、フロントエンド・モニタリングにより課される売却規制、適格証券の撤回、決済リスク、保管リスク、中国A株保有ノミニーの手配、税および規制リスクにさらされています。

取引日の違い

ストック・コネクトは、中国市場および香港市場がともに取引のために営業している日で、かつ両市場の銀行が対応する決済日に営業している場合に限り取引を行います。このため、中国市場の通常取引日であっても香港投資家(投資対象ファンドなど)が中国A株の取引を行うことができない場合があります。その結果、投資対象ファンドは、ストック・コネクトが取引を行わない期間、中国A株の価格変動リスクにさらされることがあります。

フロントエンド・モニタリングにより課される売却規制

中国の規制は、投資家が株式を売却する前に口座に十分な株式があることを要求します。十分にない場合、SSEまたはSZSEはかかる売却注文を拒否します。香港証券取引所(以下「SEHK」といいます。)は、過剰に売却することがないよう、中国A株の売却注文に関して参加者(すなわち株式ブローカーなど)の取引前調査を行います。

決済および保管リスク

ストック・コネクトを通じて取引された中国A株は、株券不発行の形で発行されるため、投資対象ファンドなどの投資家は、中国A株を物理的に保有することはありません。ノースバウンド・トレーディングを通じてSSEおよびSZSE証券を取得した投資対象ファンドなどの香港および海外投資家は、自己のブローカーまたは保管会社の証券口座とともに、SEHKに上場しまたは取引されている証券の決済のために香港証券決済会社(以下「HKSCC」といいます。)が運営する香港中央決済システム上で、SSEおよびSZSE証券を保管すべきです。ストック・コネクトに関する保管機構についての詳細な情報は、請求により会社の登記上の事務所で入手可能です。

運営リスク

ストック・コネクトは、投資対象ファンドなどの香港および海外からの投資家に対し、中国株式市場へ直接アクセスするための新たな手段を提供しています。ストック・コネクトは、関連する市場参

加者の運営システム機能を前提としています。市場参加者は、関連する取引所および/または決済機構が定める一定の情報技術能力、リスク・マネジメントおよびその他要件を満たすことを条件として、このプログラムに参加することができます。2つの市場の証券制度および法制度が著しく異なり、市場参加者は、試験プログラムを実行するために、かかる差異から生じる問題への継続的な対応を必要とすることを理解するべきです。さらに、ストック・コネクト・プログラムにおける「接続性」は、国境を越えた注文の経路設定を必要としています。これにより、SEHKおよび取引参加者側における新たな情報技術システムの開発(すなわち、SEHKが設定し取引参加者が接続する必要のある新しい注文経路設定システム(以下「中国株コネクトシステム」といいます。))が必要になります。SEHKおよび市場参加者のシステムが適切に機能し、または両市場の変化および発展に適応し続ける保証はありません。関連システムが適切に機能しなくなった場合、プログラムを通じた両市場における取引は中断されることがあります。投資対象ファンドが中国A株市場へアクセスする能力(および今後その投資戦略を追求する能力)は、悪影響を受けます。

中国A株保有ノミニーの手配

HKSCCは、ストック・コネクトを通じて海外投資家(投資対象ファンドを含みます。)が取得した SSEおよびSZSE証券の「ノミニー・ホルダー」です。中国証券監督管理委員会(以下「CSRC」といいま す。)ストック・コネクト規則は、投資対象ファンドなどの投資家が、適用される法律に従いストッ ク・コネクトを通じて取得したSSEおよびSZSE証券の権利および利益を享受することを明示的に定めて います。しかしながら、中国の裁判所は、SSEおよびSZSE証券の保有者として登録されているノミニー または保管会社がその完全な所有権を有しており、たとえ中国の法律の下で実質的所有者の概念が認 められたとしても、SSEおよびSZSE証券は当該事業体の債権者に分配可能な当該事業体の資産プールの 一部を構成しており、および/または実質的所有者はこれに関していかなる権利も有していないと判 断する可能性があります。したがって、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの保管銀行は、こ れらの証券またはそれに付随する権利に関する投資対象ファンドの所有権があらゆる状況で保証され ていることを確保することはできません。SEHKに上場しまたは取引されている証券の決済のために香 港証券決済会社が運営する香港中央決済システムの規則に基づき、HKSCCはノミニー・ホルダーとし て、中国またはその他の場所においてSSEおよびSZSE証券の投資家のために、権利を行使するための一 切の法的行為または訴訟手続きを行う義務を負いません。したがって、投資対象ファンドの所有権が 最終的に認められる可能性があるにもかかわらず、投資対象ファンドは中国A株の権利を行使する際に 困難または遅延に見舞われる場合があります。HKSCCを通じて保有される資産に関して、HKSCCが保管 機能を果たしているとみなされる範囲において、投資対象ファンドの保管会社および投資対象ファン ドはHKSCCと法的関係になく、投資対象ファンドがHKSCCの行為または支払不能により損失を被った場 合、HKSCCに対して直接的な法的求償権を有していないことに留意すべきです。

投資家の補償

ストック・コネクトでのノースバウンド・トレーディングを通じた投資対象ファンドの投資は、香港投資者補償基金の対象に含まれません。香港投資者補償基金は、香港での取引所取引商品に関して許可を取得した仲介業者または認可を受けた金融機関の債務不履行により金銭的損失を被った投資家(国籍を問わない)に補償金を支払う目的で設立されています。ストック・コネクトを通じたノースバウンド・トレーディングにおける不履行事由は、SEHKまたは香港先物取引所に上場し、または取引されている商品を含まないため、香港投資者補償基金の対象に含まれません。一方で、投資対象ファンドは、中国のブローカーではなく香港の証券ブローカーを通じてノースバウンド・トレーディングを行っているため、中国における中国証券投資者保護制度の保護対象ではありません。

取引費用

中国A株取引に関連する取引費用および印紙税の支払いに加え、投資対象ファンドは、ポートフォリオ費用、配当税および株式譲渡から生じる収益にかかる税を負担することがあります。

規制リスク

CSRCストック・コネクト規則は、中国において法的効力を有する部門別の規制です。しかしながら、当該規則の適用については検証が行われておらず、中国の会社の清算手続きなどの当該規則を中国の裁判所が認める保証はありません。

ストック・コネクトは事実上全く新しいものであり、規制機関が公布する規制ならびに中国および 香港の証券取引所が定める実施規則の対象となります。さらに、ストック・コネクトでの国際的な取 引に関連した運用および国境を越えた法的執行に関して、新たな規制が規制機関により随時公布され る可能性があります。

これまでのところ規制の検証は行われておらず、どのように適用されるかについての確実性はありません。さらに、現行の規制は変更される可能性があります。ストック・コネクトが廃止されないという保証はありません。ストック・コネクトを通じて中国市場に投資を行うことがある投資対象ファンドは、かかる変更の結果、悪影響を受ける可能性があります。

中小企業委員会(以下「SME」といいます。)および/またはチャイネクスト市場に関連するリスク SZSEは投資対象ファンドに対し、主に中小企業へのアクセスを提供します。当該会社への投資は、投資対象ファンドに間接的に投資するリスクを増加させます。

通貨リスク

為替レートの潜在的な変動に起因するリスクをいいます。これは、投資対象ファンドの基準通貨(すなわちユーロ)とは異なる通貨建ての資産を保有することに起因するリスクです。これは、基準通貨と他の通貨間の為替レートの変動、またはこれらの為替レートを管理する規制の変更によって影響を受ける可能性があります。そのため、為替リスクを常にヘッジできるとは限らず、また、投資対象ファンドがさらされる為替レートのボラティリティが投資対象ファンドの純資産総額に影響を与える可能性を予期する必要があります。

中国通貨為替レートリスク

RMBは、オンショア(中国本土のCNY) およびオフショア(中国本土外のCNH、主に香港)で取引することが可能です。オンショアRMB(CNY)は、自由通貨ではなく、中国当局により管理されています。中国RMBは、中国国内(コードCNY)および国外(主に香港(コードCNH))の両方で直接取引が行われています。これらの通貨は、単一で同じものです。オンショアRMB(CNY)は、中国国内で直接取引が行われていますが、自由に交換できず、中国政府が定める為替管理および多数の要求事項の対象となります。オフショアRMB(CNH)は、中国国外で取引が行われていますが、自由に変動し、通貨の民間需要の影響を受けます。ある通貨とCNYもしくはCNH間で取引される、または「ノンデリバラブル・フォワード」取引における為替レートは異なる場合があります。その結果、投資対象ファンドは、より大きな通貨為替リスクにさらされる可能性があります。CNYに対する取引規制は、通貨へッジを制限し、または無効とすることがあります。

ヘッジリスク

投資対象ファンドによる投資の一部は、ユーロ以外の通貨(以下「投資通貨」といいます。)建てとなる場合があります。このような通貨エクスポージャーの一部または全部(以下「ヘッジ対象外部分」といいます。)については、為替ヘッジが行われない場合があり、これにより、受益者は、ユーロ(投資対象ファンドの単位通貨)と投資通貨の間の為替変動リスクに間接的にさらされる可能性があります。このようなヘッジ対象外部分については、加重平均ベースで投資通貨がユーロに対し下落した場合には、他の全ての条件が同じであれば1口当たり純資産価格が下落するのに対し、加重平均ベースで投資通貨がユーロに対し上昇した場合には、他の全ての条件が同じであれば1口当たり純資産価格が上昇します。

さらに、ファンドは、投資対象ファンドの米ドル建てHJ USD投資証券クラスに投資をする予定です。投資対象ファンドは、HJ USD投資証券クラスの勘定でユーロに関連した為替リスクの大部分のヘッジを目指しています。

投資家は、通貨エクスポージャーおよびデュレーション(これらに限定されません。)に関して過大または過少にヘッジされた投資対象ファンドのHJ USD投資証券クラスまたは投資から生じるリスクに留意すべきです。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、

代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、インベストメント・マネジャー、投資顧問会社または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決され、独立当事者の関係となるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。
- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の 売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社が ファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人 は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益の全てを保持する権利を有します。

管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、代行協会員および販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、代行協会員および販売会社ならびに各関連会社は、ポートフォリオに含まれる原資産、またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

EDINET提出書類

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

投資運用会社は、ピクテグループの一員で、かつ投資対象ファンド投資運用会社の関連会社であり、 これも利益相反をもたらすことがあります。投資運用会社は、ファンドの資産の大部分を投資対象ファ ンドに分配する権限を有しており、また投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの運用資 産に基づく運用報酬および成功報酬を受領する権利を有しています。

次へ

EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に 沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社は、マネジメントリスク状況をチェックし、ファンドの投資規制、投資ガイドライン、および自己のマネジメントポリシーに沿っているかを判断します。さらに、ファンドが、とりわけ適用される法律ならびにファンドの投資規制および投資ガイドラインを遵守するよう、コンプライアンスミーティングが定期的に開催されます。

参考情報

下記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

課税前分配金再投資換算1口当たり转資産価格(左軸)

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の 支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産 価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の 騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、 ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の 騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を 使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象 とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

■年間騰落率(右軸)

日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース) 先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース) 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

- ※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。
- ※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCI-Tマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入価額に対して、2.20%(税抜2.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、最大年率2.025%程度となります。

本書提出日現在。今後この数値は見直される場合があります。

ファンドの資産から支払われる管理会社報酬を含む報酬総額は、純資産総額の最大年率0.925% 程度となります。

(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から毎月後払いされる運用報酬として、 年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、管理会社 報酬の支払いの削減または免除を自己の裁量で決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会 社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、総資産総額の規模に従い、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。すなわち、まず、ファンドの純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の残りに対して年率0.05%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、受託会社によりファンドの資産から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、ファンドの資産から毎月後払いで、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.025%の報酬を、受託会社に代わり管理事務代行会社から受け取る権利を有します。保管会社はまた、関係当事者と合意した他の報酬を受け取る権利および業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費(全ての副資産保管会社の報酬および費用を含みます。)に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

販売報酬

販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.50%に販売会社が受益者 である発行済受益証券を発行済受益証券の発行総数で割った商を乗じて計算される報酬を受け取る権 利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。販売報酬は、管理会社の代理と して管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理の業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の 年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代 行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告 書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬(以下「報酬代行会 社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管 理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理 会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以 下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売 報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査 報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関お よび諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類す るその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証 券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清 算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が判断するその他の臨時費用および諸費用の支 払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限 り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負い ます。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行 為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、1年を365日とした日割計算により計算され、当初の期間のみについては2021 年2月19日、その他の期間については毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいま す。)から(同日を除きます。)、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終 期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」と いいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評 価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から10国内営業日後以前に支払われます。 報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われま す。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎四半期に後払いされる、純資産総額の年 率の0.20%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行 会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価とし て投資運用会社に支払われます。

2025年1月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

管理事務代行報酬55,657米ドル保管会社報酬9,125米ドル販売報酬407,006米ドル代行協会員報酬8,195米ドル報酬代行会社報酬97,682米ドル投資運用会社報酬144,694米ドル

投資対象ファンド報酬

ファンドは実質的に全ての資産を投資対象ファンドに投資する想定であることから、ファンドは、 投資対象ファンドに適用される以下の費用および報酬を間接的に負担します。疑義を避けるために付 言すると、ここに記載された報酬は、投資対象ファンドのHJ USD投資証券クラスのみに関するもので す。

投資対象ファンドの報酬総額(成功報酬を除く管理報酬等)は、投資対象ファンドの運用資産額の年率2.02%を上限(投資対象ファンドに直接投資する場合等)とします。その内訳は、以下の成功報酬を除き、管理報酬1.40%、サービス報酬0.40%および受託銀行報酬0.22%となっています。本書提出日現在において、投資対象ファンド報酬の総額は、以下の成功報酬を除き、投資対象ファンドの管理する資産の年率1.10%程度となっています。

成功報酬

投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの各評価日に発生し、毎年支払われ、担保付翌日物調達金利(Secured Overnight Financing Rate)(SOFR)(以下「ハードルレート」といいます。)のパフォーマンスを上回る、投資対象ファンドの1口当たり純資産価格のパフォーマンスの20%に相当する成功報酬(ハイウォーター・マークを上回った額を測定)を受け取ります。なお、ハードルレートは今後変更される場合があります。

ハイウォーター・マークとは、次の2数値のいずれか大きい値をいいます。

- (a) 成功報酬を算出した直近の決算時の成功報酬控除後の投資対象ファンドの1口当たり純資産価格
- (b) 投資対象ファンドの1口当たり当初純資産価格

成功報酬の算出方法を含む、投資対象ファンドに適用される報酬の詳細は、投資対象ファンドに関連する最新の目論見書内で詳述されています。

(4)【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
 - () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - ()委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - ()副資産保管会社報酬および費用
 - () 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
 - ()借入れにかかる利息
 - ()投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - ()保険の費用(もしあれば)
 - () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - ()登録サービスの提供
 - () 財務書類の準備および純資産総額の計算
- (x) コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
- (x) あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者 に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- (x) 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補 償するために必要な金額
- (x) 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- (x) 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されて いるその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の 募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3 会計年度年にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理 として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 2025年1月31日に終了した会計年度中のその他の報酬および費用は89,444米ドルです。

(5)【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保 有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが 推奨されます。

日本

2025年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税 務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2)ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3)日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税 15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以 後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不 要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定 申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を 選択した場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1 月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等 (租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本 において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

- (4)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率 による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は15%の税率となりま す。)。
- (5)ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および 買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は 20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民 税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の 譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほ か、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控 除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%) の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- (6)ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7)個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価について は、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、トラストまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の 遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法 律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資 産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第 81条に基づき、ケイマン諸島金融庁長官から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲 渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2025年5月末日現在)

| 資産の種類 | 資産の種類 国名 | | 投資比率(%) |
|-------------------|------------------|-------------------------------|---------|
| 投資法人投資証券 | 投資法人投資証券 ルクセンブルク | | 98.3 |
| 現預金・その他の資産(負債控除後) | | 1,349,230.18 | 1.7 |
| | 計 章総額) | 78,165,071.22 (約11,246百万円) | 100.0 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年5月末日現在)

| | 銘柄 | 国名 | 種類 | 利率 | 償還 期限 | 保有数 | | 額面価格 (米ドル) | | 時価 (米ドル) | 投資比率 |
|---|--------------------------------------|-------------|------|------|----------------|---------|--------|---------------|--------|-------------|------|
| | | | | | 别限 | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | ピクテ TR - アトラス (HJ USD投 資証券) | ルセブク クンル | 投資証券 | 該当事し | 該当 事項 なし | 469,678 | 135.19 | 63,494,386 | 163.55 | 76,815,841 | 98.3 |

〈 参老情報 〉

ファンドの投資対象であるピクテ TR - アトラス (HJ USD投資証券) (以下「投資対象ファンド」といいます。)が投資している投資有価証券について、2025年5月末日現在の組入上位10銘柄ロング(買い建て)は以下のとおりです。

| 順位 | 銘柄 | 国名 | 業種 | 構成比 (%) |
|----|--------------|------|--------------------|------------|
| 1 | 任天堂 | 日本 | コミュニケーション・サー ビス | 2.5 |
| 2 | ガルデルマ・グループ | スイス | ヘルスケア | 2.4 |
| 3 | SAP | ドイツ | 情報技術 | 2.0 |
| 4 | マイクロソフト | アメリカ | 情報技術 | 1.9 |
| 5 | メタ・プラットフォームズ | アメリカ | コミュニケーション・サー ビス | 1.9 |
| 6 | エアバス・グループ | フランス | 資本財・サービス | 1.7 |
| 7 | サフラン | フランス | 資本財・サービス | 1.6 |
| 8 | BAEシステムズ | 英国 | 資本財・サービス | 1.5 |

| 9 | カナディアン・パシフィッ ク・カンザス・シティ | カナダ | 資本財・サービス | 1.1 |
|----|----------------------------|-----|----------|-----|
| 10 | 三菱重工業 | 日本 | 資本財・サービス | 1.0 |

⁽注)構成比は、投資対象ファンドの評価額に対する割合です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2025年5月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2025年5月末日現在)。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2024年6月1日から2025年5月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

| | 純資產 | | 1 口当たり | 純資産価格 |
|----------------------------|-------------|--|--------|--------|
| | 米ドル | 円(千円) | 米ドル | 円 |
| 第 1 会計年度末 (2022年 1 月末日) | 178,439,360 | 25,672,071 | 100.78 | 14,499 |
| 第 2 会計年度末 (2023年 1 月末日) | 100,283,194 | 14,427,743 | 99.00 | 14,243 |
| 第 3 会計年度末 (2024年 1 月末日) | 84,696,811 | 12,185,330 | 104.97 | 15,102 |
| 第 4 会計年度末 (2025年 1 月末日) | 78,403,624 | 11,279,929 | 114.76 | 16,511 |
| 2024年 6 月末日 | 80,237,780 | 11,543,809 | 110.65 | 15,919 |
| 7月末日 | 79,028,593 | 11,369,844 | 110.01 | 15,827 |
| 8月末日 | 79,278,704 | 11,405,827 | 110.89 | 15,954 |
| 9月末日 | 79,276,187 | 11,405,465 | 111.56 | 16,050 |
| 10月末日 | 78,915,316 | 11,353,547 | 111.79 | 16,083 |
| 11月末日 | 79,162,625 | 11,389,127 | 112.96 | 16,252 |
| 12月末日 | 79,144,128 | 11,386,466 | 113.47 | 16,325 |
| 2025年 1 月末日 | 78,403,624 | 11,279,929 | 114.76 | 16,511 |
| 2月末日 | 77,971,176 | 11,217,713 | 114.29 | 16,443 |
| 3月末日 | 76,976,938 | 11,074,672 | 112.94 | 16,249 |
| 4月末日 | 77,579,632 | 11,161,382 | 113.72 | 16,361 |
| 5 月末日 | 78,165,071 | 11,245,609 | 115.41 | 16,604 |

⁽注)上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純 資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

| 期間 | 収益率(%) |
|------------------------|--------|
| 第1会計年度 | 0.8 |
| (2021年2月19日~2022年1月末日) | 0.6 |
| 第2会計年度 | -1.8 |
| (2022年2月1日~2023年1月末日) | -1.0 |
| 第3会計年度 | 6.0 |
| (2023年2月1日~2024年1月末日) | 6.0 |
| 第4会計年度 | 0.2 |
| (2024年2月1日~2025年1月末日) | 9.3 |

(注) 収益率(%) = 100×(a-b)÷b

- a = 各年1月末日の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格 第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格(100.00米ドル)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

| 期間 | 収益率(%) |
|-------------------------|--------|
| 2021年 | 2.5 |
| (2021年2月19日~2021年12月末日) | 2.5 |
| 2022年 | -4.1 |
| (2022年1月1日~2022年12月末日) | -4.1 |
| 2023年 | 5.4 |
| (2023年1月1日~2023年12月末日) | 5.4 |
| 2024年 | 0.5 |
| (2024年1月1日~2024年12月末日) | 9.5 |
| 2025年 | 1.7 |
| (2025年1月1日~2025年5月末日) | 1.7 |

(注) 収益率(%) = 100 x (a - b) ÷ b

- a = 暦年末(2025年については5月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額
- b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2021年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格(100.00米ドル)

(参考情報)

基準価額および純資産の推移



※ファンドは分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり 純資産価格と等しくなります。

収益率の推移



(注)収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末 (2025年については5月末日) の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額 b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2021年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格(100.00米ドル)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|--|--------------------------|------------------------|--------------------------|
| 第 1 会計年度 (2021年 2 月19日 ~ 2022年 1 月末日) | 2,057,906 (2,057,906) | 293,408 (293,408) | 1,764,498 (1,764,498) |
| 第 2 会計年度 (2022年 2 月 1 日 ~ 2023年 1 月末日) | 10,077 (10,077) | 763,330 (763,330) | 1,011,245 (1,011,245) |
| 第 3 会計年度 (2023年 2 月 1 日 ~ 2024年 1 月末日) | 1,769 (1,769) | 207,354 (207,354) | 805,660 (805,660) |
| 第 4 会計年度 (2024年 2 月 1 日 ~ 2025年 1 月末日) | 2,651 (2,651) | 125,142 (125,142) | 683,169 (683,169) |

⁽注)()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、受益証券1口当たり純資産価格と同額で、投資者による募集に供されます。

受益証券1口当たり純資産価格は当該取引日(当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日)において計算されます。募集の単位は1口以上1口単位とします。募集金額の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。申込手数料はかかりません。

「最低申込み」とは、投資家1人当たり1口をいい、受益証券は、1口以上1口単位で申込みすることができます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部が受け付けられ、または拒否されることがあります。

募集

取引日において受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書(場合による)(およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所)を関連する取引日の午後5時30分(日本時間)まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間および/または日付までに受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から4ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込を拒否する権利(適格投資家でない者による申請を含みますが、これに限定されません。)を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義します。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する

強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前 投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的 な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際 に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費 用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行さ れたものとして取り扱われますが(場合による)、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過 するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります(場合によ る)。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、(該当する場合には)関連する 取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はマネー・ロンダリング防止手 続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者 / 支配者(該 当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めるこ とができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にマ ネー・ロンダリング防止手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を委託するこ とができます。

受託会社またはその代理人は、受益証券の申込者(または譲受人)の身元、その実質的所有者/支 配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する 権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島のマ ネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)またはその他の適用法の下で免除の適用 がある場合は完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証 券の収益の支払い又は持分の譲渡の前に詳細な証明情報が必要となることがあります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、 管理会社またはいずれかの代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われ ている場合、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従って受益証券の発行を停止 しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担によ り、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適 用法令に違反する可能性があると疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理 会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、 受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持 つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、そ の知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業(ケイマン諸島犯罪収益に関する法律 (その後の改正を含みます。)およびケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みます。)に定 義されます。)またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、 その者はかかる情報または疑いを(i)犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯 罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティ ング・オーソリティまたは(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリ ズム法(その後の改正を含みます。)に従い巡査またはそれより上級の警察官に報告しなくてはなり ません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違 反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則 (その後の改正を含みま す。)の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者また は役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明され た者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならな い限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしいれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、(i)米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、(ii)国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また(iii)その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者または関係者(適用ある場合)が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認め

られる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。) および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示 は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または 代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

作為もしくは不作為、第三者の行為もしくは怠慢、またはその他一切の事柄に関するものであるか 否かにかかわらず、受託者および管理会社を責任から解放する基本信託証書の規定は、基本信託証書 に基づいて委託がなされた者(投資運用会社を含みますが、これに限定されません。)に対し、その 者の利益のため、等しく適用されます。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年 5 月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下 「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基 づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務なら びに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下 「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、 申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびそのまたはこ れらの関連会社および / または代理人との連絡(申込書への記入、および該当する場合には電子通信 もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関 係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行 者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそのまたはこれらの関 連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの 規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受 託会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社 等を含む関連会社および/または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として(または状況に よっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファ ンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資 に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したと みなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、 行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または 刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報 - (7)申込期間」に記載される期間中、有 価証券届出書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。各取 引日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完 了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券 届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1口以上1口単位です。

申込金額は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに支払うものとします。円貨で支払う場 合における円貨と外貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。買戻代 金についても同じです。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日(以下に定義します。)の午後5時30分(日本時間)または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を、管理事務代行会社が受領できるよう、当該買戻通知に記載されたファックス番号宛にファックスで送信して、管理事務代行会社に提出しなければなりません。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)において計算された受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」といいます。)です。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行使することができなくなります。但し、(それぞれ買戻し対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由の発生をいいます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言またはその他買戻請求を制限する場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定の通り)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1)資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係る全ての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止 を宣言することができます。

- (i) 投資対象ファンドが、投資対象ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言する か、または投資対象ファンドの純資産価格の計算の停止が宣言された場合
- (ii) 管理会社と協議を行った上での受託会社の意見において、公正かつ合理的方法により純資 産総額を計算することができない場合
- (iii) 受託会社、管理会社または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- (iv) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戾手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファックスまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

強制買戻し

投資対象ファンドの管理事務代行会社から買戻代金を受領することを前提として(一定の状況下においては、償還通知が受領されたとみなされる投資対象ファンドの取引日から、3週間かかる可能性があります。)、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)。

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(各評価日の午後2時 (ルクセンブルク時間)または管理会社が本ファンドに関して随時決定する各評価日のその他の時間 をいう。以下同じ。)(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、

(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)受益 証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格(以下「強制買 戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議 の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出す るための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料 を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該取引日に買戻しを行おうとする日 本の受益者は、当該買戻日の午後3時(日本時間)(買戻しの申込締切時間)および/または管理会 社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点までに買戻請求を日本における販売会社に対 して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

買戻代金は、原則として、国内約定日から起算して7国内営業日目以降、日本における販売会社を 通じて支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協 議の上で、買戻日に買い戻されるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

(3)受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承 認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、 法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受 託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはそ の正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または 管理会社は、その完全な裁量により、かかる同意を拒絶することができます(譲受人が適格投資家でな い場合を含みますが、これに限られません。) さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲 渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取 得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなけ ればなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名 されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者 名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、 管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金がその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1日当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1日当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となりま

す。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象 (有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート (公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計 基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づ き、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)管理事務代行会社が完全で信頼性があり正確であると考える投資対象ファンドの市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、そして(b)特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および受益証券 1 口当たり純 資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの 純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の 決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止するこ と、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する 買戻代金の支払期間を延長することができます。

(a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちーもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合

- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちーもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドのーもしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
- (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
- (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考える場合
- (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合 かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の 解除についても速やかに通知されます。

(2)【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。 日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、2163年12月1日までとします。

(4)【計算期間】

ファンドの決算期は毎年1月31日です。

(5)【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

EDINET提出書類

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

(f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が 生じた場合

また、以下の強制買戻事由が発生した場合は、強制的に買い戻されます。

- () いずれかの評価日の純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- () 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合

ソフトワインドダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書及び英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更しまたは追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるように するために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、(ii)かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、破産もしくは支払不能を宣告される場合、または適用可能な破産法、倒産法もしくはそれに類するその他の現在もしくは将来効力を有する法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、その当事者が破綻もしくは支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の現在もしくは将来効力を有する法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、2024年2月18日に終了しますが、一方当事者による更新通知なし に、自動的に3暦年間更新されます。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、() 2163年12月 1 日または() 強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、管理会社または投資運用会社は、他方当事者に対して90日以上前に書面

EDINET提出書類

UBSマネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

による通知を行うことによりまたは投資運用契約に定めるその他の情況において、投資運用契約を 終了することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、 登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託して いる日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益 権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基 づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販 売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるた め、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

()分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を 有します。

()管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

()残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

()損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

()議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ()管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ()日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理 人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

EDINET提出書類 UBSマネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号 東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 2 号 確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a.ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務 書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示 に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項た だし書の規定の適用によるものです。
- b.ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c.ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

インサイト・アルファ

財政状態計算書

2025年1月31日

(米ドルで表記)

| | 2025年1月31日 | | 2024年1 | 月31日 |
|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| | (米ドル) | (千円) | (米ドル) | (千円) |
| 資産 | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定される金融資産(注記2.2、5) | 76,064,356 | 10,943,379 | 83,017,463 | 11,943,722 |
| 現金および現金同等物 (注記2.1) | 2,489,049 | 358,099 | 1,855,211 | 266,909 |
| 前払報酬 | 80,195 | 11,538 | 93,427 | 13,441 |
| 資産合計 | 78,633,600 | 11,313,016 | 84,966,101 | 12,224,073 |
| 負債 | | | | |
| 以下に対する債務: | | | | |
| 投資運用会社報酬 (注記8.2E) | 92,906 | 13,366 | 118,256 | 17,013 |
| 専門家報酬(注記8.1E) | 34,390 | 4,948 | 17,251 | 2,482 |
| 販売報酬(注記8.1C) | 33,282 | 4,788 | 28,389 | 4,084 |
| 報酬代行会社報酬 (注記8.2B) | 31,838 | 4,581 | 6,813 | 980 |
| 管理事務代行報酬 (注記8.1A) | 8,020 | 1,154 | 10,285 | 1,480 |
| 印刷費用 | 7,063 | 1,016 | - | - |
| 買戻された受益証券(注記2.10、3) | 4,590 | 660 | 179,020 | 25,756 |
| 保管会社報酬(注記8.1B) | 3,638 | 523 | 15,209 | 2,188 |
| 代行協会員報酬 (注記8.2D) | 2,653 | 382 | 513 | 74 |
| 登録名義書換代行報酬 (注記8.1D) | 2,243 | 323 | 8,991 | 1,294 |
| 登録手数料 | 646 | 93 | - | - |
| 受託会社報酬(注記8.2A) | | - | 2,765 | 398 |
| 負債(株主資本を除く) | 221,269 | 31,834 | 387,492 | 55,748 |
| 株主資本(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産) | 78,412,331 | 11,281,182 | 84,578,609 | 12,168,324 |

インサイト・アルファ 包括利益計算書

2025年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表記)

| | 2025年1月 | 月31日 | 2024年1月 |]31日 |
|--|-----------|-----------|-----------|---------|
| • | (米ドル) | (千円) | (米ドル) | (千円) |
| 利益 | | | | |
| FVTPLで測定した金融商品からの純利益 / 損失 ⁽¹⁾ | | | | |
| 受取利息(注記2.7、2.11) | 105,711 | 15,209 | 126,118 | 18,145 |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産の純利益 (注記2.11、7) | 1,711,400 | 246,219 | 907,226 | 130,523 |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産の未実現評価益/損の純変動額(注記2.2、2.11、7) | 6,151,094 | 884,958 | 5,211,681 | 749,805 |
| 利益合計 | 7,968,205 | 1,146,386 | 6,245,025 | 898,472 |
| 費用 | | | | |
| 販売報酬(注記8.1C) | 407,006 | 58,556 | 463,831 | 66,731 |
| 投資運用会社報酬 (注記8.2E) | 144,694 | 20,817 | 185,533 | 26,693 |
| 報酬代行会社報酬 (注記8.2B) | 97,682 | 14,054 | 111,319 | 16,015 |
| 専門家報酬(注記8.1E) | 46,216 | 6,649 | 20,998 | 3,021 |
| 管理事務代行報酬 (注記8.1A) | 46,159 | 6,641 | 55,660 | 8,008 |
| 印刷費用 | 41,735 | 6,004 | 7,187 | 1,034 |
| 登録名義書換代行報酬 (注記8.1D) | 9,498 | 1,366 | 24,437 | 3,516 |
| 保管会社報酬(注記8.1B) | 9,125 | 1,313 | 37,223 | 5,355 |
| 代行協会員報酬 (注記8.2D) | 8,195 | 1,179 | 9,277 | 1,335 |
| 登録手数料 | 1,493 | 215 | - | - |
| 受託会社報酬(注記8.2A) | | | 1,383 | 199 |
| 費用合計 | 811,803 | 116,794 | 916,848 | 131,907 |
| 営業利益 | 7,156,402 | 1,029,592 | 5,328,177 | 766,565 |
| 包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に 対する、運用による増加額) - | 7,156,402 | 1,029,592 | 5,328,177 | 766,565 |

⁽¹⁾ 本項目は、損益を通じて公正価値 (FVTPL) で測定する金融商品から生じる純利益に関係するものであり、受取利息と損益を通じて公正価値で測定された金融資産から生じる未実現損益を含む。

インサイト・アルファ 所有者持分変動計算書 2025年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表記)

| | (米ドル) | (千円) |
|---|--------------|-------------|
| 2023年1月31日現在 | 100,119,704 | 14,404,222 |
| 受益証券の発行(注記3) | 180,940 | 26,032 |
| 受益証券の買戻し(注記2.8、3) | (21,050,212) | (3,028,494) |
| 包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額) | 5,328,177 | 766,565 |
| 2024年1月31日現在 | 84,578,609 | 12,168,324 |
| 受益証券の発行(注記3) | 295,138 | 42,462 |
| 受益証券の買戻し(注記2.8、3) | (13,617,818) | (1,959,195) |
| 包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額) | 7,156,402 | 1,029,592 |
| | 78.412.331 | 11.281.182 |

インサイト・アルファ キャッシュ・フロー計算書 2025年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表記)

| | 2025年1 | 月31日 | 2024年1月31日 | | |
|--|--------------|-------------|--------------|-------------|--|
| • | (米ドル) | (千円) | (米ドル) | (千円) | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー: | | | | | |
| 包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に 対する、運用による増加額) | 7,156,402 | 1,029,592 | 5,328,177 | 766,565 | |
| 包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に 対する、運用による増加額)を営業活動によるキャッシュ・フ ローと一致させるための調整: | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産の処分による 収入 | 14,815,601 | 2,131,521 | 20,188,400 | 2,904,505 | |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産の純利益 | (1,711,400) | (246,219) | (907,226) | (130,523) | |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産の未実現評価 益 / 損の純変動額 | (6,151,094) | (884,958) | (5,211,681) | (749,805) | |
| 前払報酬の(減少)/増加額 | 13,232 | 1,904 | (35,046) | (5,042) | |
| その他の未払金の増加額 ⁽¹⁾ | 8,207 | 1,181 | 24,343 | 3,502 | |
| 営業活動によって提供された正味現金 | 14,130,948 | 2,033,019 | 19,386,967 | 2,789,203 | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー: 発行済受益証券未収入金の変動額控除後の、発行済受益証 | 295,138 | 42,462 | 180,940 | 26,032 | |
| 券からの収入額 | 200, 100 | 12, 102 | 100,010 | 20,002 | |
| 買戻済受益証券未払金の変動額控除後の、受益証券の買戻 額 - | (13,792,248) | (1,984,291) | (21,220,089) | (3,052,934) | |
| 財務活動によって(使用された)正味現金 - | (13,497,110) | (1,941,829) | (21,039,149) | (3,026,902) | |
| 現金および現金同等物の純増加/(減少)額 | 633,838 | 91,190 | (1,652,182) | (237,699) | |
| 期首における現金および現金同等物の残高(注記2.1) | 1,855,211 | 266,909 | 3,507,393 | 504,609 | |
| 期末における現金および現金同等物の残高 (注記2.1) | 2,489,049 | 358,099 | 1,855,211 | 266,909 | |
| - 営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報 受取利息 | 105,711 | 15,209 | 126,118 | 18,145 | |
| X4410/64 | 100,711 | 10,200 | 120,110 | 10,140 | |

⁽¹⁾ その他の支払債務には、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬、保管会社報酬、登録名義書換代行報酬、受託会社報酬、印刷費用および登録手数料が含まれる。

インサイト・アルファ 財務諸表に対する注記 2025年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表記)

1. 組成

インサイト・アルファ(以下、「本シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の信託法に基づき2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「本トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2020年12月24日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2021年2月19日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の(修正を含む)信託法に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島の(修正を含む)ミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

受託会社(および本シリーズ・トラスト)の登録事務所は、One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islandsに所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBSマネージメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録名義書換代行会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下、それぞれ「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録名義書換代行会社」という)である。

2024年7月31日以降、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(以下、「UBS AG」という)報酬代行会社(以下、「報酬代行会社」という)の役割を負う。同日以前は、クレディ・スイス・インターナショナルは報酬代行会社の役割を負っていた。

2024年7月31日以降、UBS証券株式会社(日本)は、代行協会員(以下、「代行協会員」という)の役割を担う。同日以前は、クレディ・スイス証券株式会社(日本)は、代行協会員の役割を負っていた。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、ピクテ・ジャパン株式会社(以下、「投資運用会社」という)である。

管理会社は、株式会社三井住友銀行に対し、日本における受益証券の販売会社(以下、「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストおよびクラスAユニットは、米ドル(「USD」または「\$」)建てである。

本シリーズ・トラストの投資目的は、一連のロング / ショート投資戦略に沿って、主としてあらゆる国 (新興国を含む)、あらゆる経済部門、およびあらゆる通貨における株式および株式に関連する証券に対して間接的に投資することである。本シリーズ・トラストは、資本保護に強く注力した上で、絶対的な意味での長期的な資本増加を達成することを目指す。本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストの実質的にすべての資産をピクテTR・アトラス (以下、「投資対象ファンド」という)のHJ USD投資証券クラスに投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

投資対象ファンドは、オープン・エンド型投資法人(SICAV)であるピクテTRの一部であり、その資産および負債は同社の中で個別に管理されている。同社はルクセンブルク法の下で設立されたもので、譲渡可能証券に対する集団的投資の取扱業者(UCITS)として分類されている。

インサイト・アルファ 財務諸表に対する注記(続き) 2025年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表記)

投資対象ファンドの一義的な投資目的は、一連のロング / ショート投資戦略に沿って、資本保護に注力した上で、絶対的な意味での長期的な資本増加を達成することである。伝統的なロング・ポジションは、(シンセティック)ロングおよびショート・ポジションと組み合わされたものであり、金融デリバティブ商品を駆使して得られるものである。投資対象ファンドは主に株式、株式関連証券(普通株式、優先株株式等を含む)、預金、短期金融市場商品などに投資を行う。同ファンドの投資対象は、あらゆる国(新興国を含む)、あらゆる経済セクター、およびあらゆる通貨にわたる可能性がある。一方で、市場の状況に応じて、投資またはエクスポージャーは一国または限られた数か国、または単一の経済活動セクター、または単一の通貨、または単一の資産クラスに限られる可能性もある。投資対象ファンドは、主に世界中の幅広い株式市場から、適正でない株価に着目して、割安株(ロング・ポジション)および割高株(ショート・ポジション)に分散して投資を行う。投資対象ファンドは、詳細なトップダウン型分析(マクロ分析)およびボトムアップ型ファンダメンタル分析(個別株式分析)に基づき、株式の銘柄選択および投資配分の決定を行っている。投資対象ファンドは、投資対象ファンドのポートフォリオの構築にあたり、銘柄の選別と積極的な市場エクスポージャー管理を組み合わせることにより、リスク調整後のリターンを最大化することを目指す。また、投資対象ファンドは、アクティブに地域、国または産業毎のロング・ショートの投資比率を変更することにより、株式市場の影響を最小限に抑えつつ、安定的なリターンを達成することを目指す。

株式運用において高い専門性を有するピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドが、投資対象ファンドの運用会社(以下、「投資対象ファンド投資運用会社」という)を務めます。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうち、投資対象ファンドおよび米ドルの現金、日本円の現金、および金融市場証券(以下、「ポートフォリオ」という)に関して、投資に関する日々の意思決定および継続的な監視に責任を 負うものとする。

本シリーズ・トラストは、2025年1月31日および2024年1月31日の時点で、それぞれ投資対象ファンドの純資産額の3.5%、3.6%を保有していた。

投資対象ファンドは現時点で15のクラス・ユニットを有している。それらは、I EURクラス・ユニット、I GBPクラス・ユニット、P EURクラス・ユニット、HI CHFクラス・ユニット、HI GBPクラス・ユニット、HI JPYクラス・ユニット、HI USDクラス・ユニット、HI USDクラス・ユニット、HI USDクラス・ユニット、HI USDクラス・ユニット、HR USDクラス・ユニット、HR USDクラス・ユニット、HZX GBPクラス・ユニット、およびZX EURクラス・ユニットである。本シリーズ・トラストは投資対象ファンドに対して、同ファンドのHJ USDクラス・ユニット(米ドル建て)の一般参加株を購入する形で投資を行っている。投資対象ファンドは任意の営業日において、これらの株の買戻しを許容している。

投資対象ファンドのポートフォリオの公正価格の変動、ならびに同変動に伴う投資対象ファンドそのものの公正価格の変動により、本シリーズ・トラストに損失が発生する可能性がある。

最終買戻日

本シリーズ・トラストは、信託約款の規定により早期終了した場合を除き、2163年12月1日および強制買戻事由の発生後の実務上可能な直近の買戻日のうち、より早い方の日(以下、「最終買戻日」という)まで存続するものとする。

インサイト・アルファ 財務諸表に対する注記(続き) 2025年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表記)

受益証券は、以下のいずれかが最初に発生した時点で、強制的に買戻される。

- (i) ある評価日における純資産価額が300万米ドルまたはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に買戻すべきだと決定した場合。または、
- (ii) 受託会社および管理会社が、受益証券をすべて強制的に買戻すべきであると合意した場合(以下、それぞれ「強制買戻事由」という)。

強制買戻事由が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で買戻される。1口当たり最終買戻価格は、目論見書および付属資料37に従い、管理事務代行会社がその単独の裁量に基づき、最終買戻日(かかる日が評価日ではない場合、その直前の評価日)における1口当たり純資産価値により計算される。買戻日とは、各取引日であるとともに、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、および/または本シリーズ・トラストについて管理会社が適宜決定する日または期間を指す。受益者は、受益証券1口につき、最終買戻日の前における買戻日に、当該買戻日(または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日)における1口当たり純資産価格と同額(以下、「買戻価格」という)の支払いを受けるものとする。買戻しが行われる各受益証券の買戻価格には、買戻手数料が適用されない。

2023年3月19日、UBSグループAG(以下、「UBS」という)はスイス連邦財務省、スイス国立銀行、およびスイス金融市場監督機関(FINMA)による介入を受けて、クレディ・スイス・グループAG(以下、「クレディ・スイス」という)を買収することに合意した。

2023年6月12日、UBSは法定合併によるクレディ・スイスの買収が法的に完了したと発表した。この取引が完了したことによりクレディ・スイスは消滅し、クレディ・スイスはUBSの直接の完全子会社となった。同合併は2024年5月31日をもって完了した。

本財務諸表は、2025年5月28日付で公開することを許可された。

2. 重要な会計方針の概要

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という)に準拠して作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表を作成するためには、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計方針を適用する過程において各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂(以下、「改訂」という)を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論付けた。

(米ドルで表記)

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号では、金融資産の主要な分類カテゴリーとして次の3種類が規定されている。償却原価で測定するもの、損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの(FV0CI)である。IFRS第9号では、金融資産は一般的に、当該金融資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づき分類される。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価またはFVTPLで測定するものとして分類されている。金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- i) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。
- ii) 契約条件により、特定日に元本および利息の支払いのみ(SPPI)で構成されるキャッシュ・フローが生じる。

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

- i) 契約条件により、特定日に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)で構成されるキャッシュ・フローが生じない。
- ii) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- iii)他の基準では資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある、測定や認識のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、当初認識時にFVTPLで測定する金融資産として取り消し不能な形で指定されている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIに該当するか否かの評価において、本シリーズ・トラストでは当該金融商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産に、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件が含まれるかどうかを評価することが含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストは以下の点を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額または時期を変更させる可能性のある偶発事象
- レバレッジ条項
- 期限前償還、および契約期間条項
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例: ノン・リコース条項)、および
- 貨幣の時間価値の対価を変更する条項(例:定期的な金利更改)

(米ドルで表記)

本シリーズ・トラストでは、以下の2つのビジネスモデルを有すると判断している。

- **回収目的のビジネスモデル:** これには、現金および現金同等物、前払報酬が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- **その他のビジネスモデル:** これには、損益を公正価値で測定した金融資産(投資対象ファンドへの投資)が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで運用およびパフォーマンス評価が行われ、頻繁に売却される。

金融資産の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下を含む事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する。

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が、契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債、予想キャッシュ・アウト・フローまたは資産の売却を通じて実現されるキャッシュ・フローのデュレーションとの合致に注力しているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- ビジネスモデル (およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産)の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系:例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- 前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、ビジネスモデル評価の目的上売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

償却原価で繰り越される金融負債には、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、管理事務代行報酬、 代行協会員報酬、保管会社報酬、登録名義書換代行報酬、受託会社報酬、印刷費用および登録手数料に対する未払金が含まれ る。

金融資産の減損

「予想信用損失(ECL)」モデルは償却原価で測定する金融資産とFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECLモデルは、以下の理由により、本シリーズ・トラストの金融資産に重大な影響を及ぼさない。

- ・ 大部分の金融資産はFVTPLで認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されない。および、
- ・ 償却原価で測定される金融資産は、短期(満期が12カ月以下)であり、信用力が高く、および/または担保率が高い。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模であると予想される。

(米ドルで表記)

2025年1月31日を末日とする年度に公表されたが発効していない基準、改訂、および解釈のうち、早期適用されていない事項:

2024年2月1日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行っていない。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。

2025年1月31日および2024年1月31日の時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下のとおりである。

| | 2025年 | 2024年 | | |
|---------------------|-----------------|-----------------|--|--|
| 現金 | \$ 8,707 | \$ 11,016 | | |
| 定期預金 | 2,480,342 | 1,844,195 | | |
| 財政状態計算書上の現金および現金同等物 | \$ 2,489,049 | \$ 1,855,211 | | |

2.2 金融資産および負債

(A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する。

損益を通じて公正価値で測定した金融資産

・ FVTPLでの測定必須:投資対象ファンドへの投資

損益を通じて公正価値で測定した金融資産は、以下により構成される。

| 202 | 5年1月31日現在 - 公正価値 | 202 | 5年1月31日現在 - 取得原価 |
|---------------|---------------------|---------------|--|
| \$ 76,064,356 | | \$ | 63,494,386 |
| 202 | 4年1月31日現在 - 公正価値 | 202 | 4年1月31日現在 - 取得原価 |
| | 83,017,463 | \$ | 76,598,587 |
| | \$ | \$ 76,064,356 | - 公正価値 \$ 76,064,356 \$ 2024年1月31日現在 202 |

償却原価で測定される金融資産

・ 現金および現金同等物ならびに前払報酬

償却原価で測定される金融負債

・ その他負債:買戻された受益証券に対する未払金、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、 管理事務代行報酬、代行協会員報酬、保管会社報酬、登録名義書換代行報酬、受託会社報酬、印刷費用および登録手 数料

(米ドルで表記)

(B) 認識/認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付を もって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入ま たは販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利 が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他 者に移転した時点において、認識を中止する。金融負債は、その契約上の債務が免責もしくは取消された時点または終了した 時点で認識を中止する。

(C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識後は、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定される。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴い実現した損益は、先入先出法により算出される。損益計算書において公正価値で測定される以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間、またはただちに決済されるため、公正価値にほぼ等しいとみなしうる。

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品(公開デリバティブおよび株式等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値には、かかる負債の不履行リスクが反映される。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した未実現の損益の変動額は、包括利益計算書に反映される。

(E) 投資対象ファンドへの投資

投資運用会社は、原則として、純資産価格の大部分を投資対象ファンドに投資する。本シリーズ・トラストが投資する、投資対象ファンドのHJ USD株式クラスは、米ドル建てとなっている。投資運用会社は、非米ドル建て資産(日本円の現金を除く)には投資しない。

本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資は、投資対象ファンドの募集文書に記載の条件に従う。本シリーズ・トラストでは、投資対象ファンドへの投資を、主として、投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定する投資対象ファンドの1株当たり純資産価値(以下、「NAV」という)に基づく公正価値で計上する。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの管理事務代行会社から得られた報告情報の詳細を検討し、以下を考慮する。(i)投資対象ファンド、またはその原投資の流動性、(ii)提供された1株当たりNAVの評価日、(iii)解約制限、および(iv)会計処理の根拠。本シリーズ・トラストは、その実質的に全ての資産を投資対象ファンドに投資するため、本シリーズ・トラストの純資本増価または減価は、それぞれ、基本的に投資対象ファンドの純資本増価または減価に基づいている。本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資額は、現在入手できる情報に基づいており、最終的に実現し得る金額を必ずしも反映しない。というのも、かかる金額は将来の状況に依存し、投資対象ファンドの原投資が実際に売却されない限り合理的に金額表示できないためである。さらに、投資対象ファンドによる投資が流動性の点で制約を受ける場合は、本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資もまた間接的にその制約を受けることになる。

本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資は流動性があると考えられており、任意の営業日に解約が可能である。本シリーズ・トラストは、任意の時期に投資対象ユニットを、適用可能な純資産価格での買戻を要請することができる。

(米ドルで表記)

2.3 金融商品の相殺

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2025年1月31日および2024年1月31日の時点で、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、財政状態計算書では相殺されておらず、総額で表示されている。

2.4 投資対象ファンドの売却に関する未収金および投資対象ファンドへの投資に関する未払金

売却した証券に対する未収金および購入した証券にたいする未払金は、それぞれ売却または購入契約を締結したものの、財政 状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売 却した証券にかかる未収金の減損を差し引いた額として測定される。減損は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対す る未収金の全額を回収することが不可能となる客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に関 して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に 直面する蓋然性がある場合、および支払いの不履行が生じている場合が挙げられる。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

2.6 外貨の換算

(A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、米ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は米ドルをもって、本シリーズ・トラストにおける原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

(B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債に対する、為替レートの変動による報告書上の実現または未実現の純損益は、損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債に対する実現純損益に含まれ、損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債に対する未実現の純増減は、包括利益計算書に記載される。

外貨取引および換算による実現および未実現の増価または減価は、包括利益計算書に別途開示される。

2.7 分配

本シリーズ・トラストの現行の分配ポリシーでは、受益者に対する分配を行わない。従って、本シリーズ・トラストの純利益 および実現したキャピタル・ゲインについてはすべて再投資に回され、本シリーズ・トラストのNAVに反映される。

2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、宣言および支払いが行われた分配はなかった。

(米ドルで表記)

2.8 受益証券の買戻し

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、次の 規定に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。IAS第32号(改訂)*金融商品:表示*。

同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる。

- ・ かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- ・ かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- 発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- ・ かかる金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に 基づくものであること。

これらの条件が満たされたことにより、本シリーズ・トラストの受益証券は以下の日付を以て資本として分類された:2025年1月31日および2024年1月31日

受益証券は常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算 書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻しの時点における、本シリーズ・トラストの受益証券1口当たりの持分合計に基づく価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストにおける受益証券1口当たりの持分は、株主資本合計を発行済受益証券の口数で除することによって算定される。

投資対象ファンドは、解約可能株式を発行してその運用に対する資金調達をする。解約可能株式は受益者の選択に従ってプッタブルとなり、それそれのシリーズ・トラストの純資産の一部を相対的に保有できる権利を受益者に与える。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの中で株式を有している。

投資対象ファンドの持分から生じる、本シリーズ・トラストの損失への最大エクスポージャーは、投資対象ファンドへの投資の公正価値の総額と同じである。本シリーズ・トラストが投資対象ファンドの株式を売却すると、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドから生じるリスクにさらされることはなくなる。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

(米ドルで表記)

2.10 発行済受益証券に対する未収金および買戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券の価格は、財政状態計算書の発行日において代金が未収の発行済受益証券の口数により算出される。買戻された受益証券の価格は、財政状態計算書の発行日において未払いの買戻済受益証券の口数により算出される。

2.11 FVTPLで測定した金融商品からの純利益/損失

FVTPLで測定した金融商品からの純利益には、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債から生じる実現および未実現損益および受取利息を含む。FVTPLで測定した金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。詳細については注記7を参照のこと。

包括利益計算書に表示された受取利息は、実効金利法で算出された償却原価で測定される金融資産および金融負債にかかる金利から成る。

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、源泉徴収税は支払われなかった。

本投資対象ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う選択をする場合もある。これらの国々の多くでは、本投資対象ファンドを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本投資対象ファンドの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号法人所得税に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2025年1月31日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

(米ドルで表記)

2.13 非連結のストラクチャード・エンティティ (仕組事業体)への投資

本シリーズ・トラストは、非上場の投資対象ファンドに対し持分を保有しているものの連結対象としていないが、同ファンドへのすべての投資が以下の理由でストラクチャード・エンティティの定義を満たしていると結論づけている。

- ・ これらのエンティティが管理業務のみに関連していることから、同エンティティにおいて保有する議決権が経営者を 指名できる優越的な権利を伴うものではないこと。
- ・ 同エンティティの業務が、同エンティティが持つそれぞれの投資戦略または募集文書によって制限されていること。 および、
- ・ 投資家に対して投資の機会を提供するという同エンティティの目的が、狭く、かつ明確に定義されていること。

本シリーズ・トラストが保有する他のファンドの持分の性質、およびこれに関わるリスクは、注記5として開示されている。

3. 受益証券の買戻し

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において、米ドルで算出および支払いが行われる。

当初購入時における最低口数は1口である。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。本投資コースの当初購入価格は1口当たり100米ドルである。受益証券に対するすべての支払いは、米ドルで行われなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。受益証券に対するすべての支払いは、米ドルで行われなければならない。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後5時30分(日本時間)までに、受益証券に対する募集価格を通知しなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2025年1月31日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下のとおりである。

| ユニットクラス 純 | | 純資産合計 | 資産合計 発行済受益証券口数 | | 受益証券1口当たり 純資産価格 | | |
|------------|----|------------|----------------|----|--------------------|--|--|
| USDクラスユニット | \$ | 78,412,331 | 683,169 | \$ | 114.7774 | | |

2024年1月31日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下のとおりである。

| ユニットクラス 純資産合計 | | 発行済受益証券口数 | 受益証券1口当たり 純資産価格 | | |
|---------------|----|------------|--------------------|----|----------|
| USDクラスユニット | \$ | 84,578,609 | 805,660 | \$ | 104.9805 |

2025年1月31日および2024年1月31日の時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

(米ドルで表記)

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの合意を合理的な理由なく保留したり遅延したりしてはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、 償還価格において適当な買戻日に買戻すことを要請する買戻請求を提出することができる。買戻請求は、受益証券の口数を指 定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記録された受益者の保有するすべての受益証券についてでない 場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻しの最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻しを行う場合、買戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻しに関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する受益証券の提供による物納(または一部を物納)することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻しを行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻しによる収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2025年1月31日を末日とする期間において、発行された受益証券、買い戻された受益証券による収入は以下のとおり:

| ユニットクラス | | された受益証券 による収入 | 買戻された受益証券 による収入 | | | |
|------------|----|------------------|--------------------|--------------|--|--|
| USDクラスユニット | \$ | 295,138 | \$ | (13,617,818) | | |

2024年1月31日を末日とする期間において、発行された受益証券、買戻された受益証券による収入は以下のとおりである。

| ユニットクラス | れた受益証券 よる収入 | 買 | 買戻された受益証券 による収入 | | | |
|------------|----------------|----|--------------------|--|--|--|
| USDクラスユニット | \$ 180,940 | \$ | (21,050,212) | | | |

2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、発行された受益証券の口数、買戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下のとおりである。

| ユニットクラス | 2024年1月31日現在 | 発行済受益証券 | 買戻された受益証券 | 2025年1月31日現在 |
|------------|--------------|---------|------------|--------------|
| USDクラスユニット | 805,660 | 2,651 | (125,142) | 683,169 |
| ユニットクラス | 2023年1月31日現在 | 発行済受益証券 | 買戻された受益証券 | 2024年1月31日現在 |
| USDクラスユニット | 1,011,245 | 1,769 | (207, 354) | 805,660 |

1口当たり純資産価格の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻し、およびかかる取引に関する支払いは停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能な限り迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請よび買戻通告は取り消すことができず、場合に従い、次の募集日または買戻日に処理される。

(米ドルで表記)

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来的な事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価格については、各種の価値評価手段を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価手段(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、主に投資対象ファンドにより構成される。本シリーズ・トラストの運用は、 様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流 動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドに投資している他の事業体の活動により、大きく影響を受ける可能性がある。例えば、投資対象ファンドの他の受益者が、投資対象ファンドに対する自己の持分の一部または全部を買戻した場合、投資対象ファンドと、それに続き本シリーズ・トラストは、比例配分されたより高い運用経費を支払うこととなり、結果として利益が減少することになる。同様に、その他の受益者からの買戻しにより、投資対象ファンドの多様性が低下し、結果としてそのポートフォリオリスクが高まることになりうる。投資対象ファンドは、ファンドの直接および間接投資家、またはその他に対する規制上の制限により、その投資活動を制限するかまたは一定商品への投資を無効にすることがある。これは、投資対象ファンド、それに続き本シリーズ・トラストの業績に悪影響が出うるからである。

(A) 市場リスク

(i) 通貨リスク

本シリーズ・トラストが保有する、損益を公正価値で測定した金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の資産と負債はすべて米ドル建てであるため、管理会社は、本シリーズ・トラストにおいて通貨リスクへのエクスポージャーはほぼ存在せず、現行の為替レートの直接的な変動によるリスクを被らないと判断している。2025年1月31日および2024年1月31日の時点において、本シリーズ・トラストは直接的な通貨リスクにさらされていない。

本シリーズ・トラストが投資する投資対象ファンドへの投資は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表価格が表示される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響が及ぶ場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨への両替時にかかる他の通貨の価値が低下しているため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

(米ドルで表記)

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入(または介入の失敗)または通貨管理の実施またはその他の政治的状況の変化が含まれる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが保有するポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

(ii) 金利リスク

金利リスクとは、一般に金利が下落すれば債券価格が上昇し、金利が上昇すれば債券価格が下落するリスクを指す。金利の変動による影響は、一般に短期債券よりも長期債券に大きな影響を与える。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急激に上昇したか、あるいは本シリーズ・トラストの運営者が予測しない形の変化が発生した場合、損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、有価証券のデュレーションは、債務証券の債務価格の変化の程度を示すものとして使用することができる。有価証券のデュレーションが長ければ長いほど、特定の金利変動における債券価格の変動幅も大きくなる。そのため、純資産価値は変動する可能性がある。

本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、現金および満期が3カ月未満の現金同等物および間接的に、投資対象ファンドへの投資である。

投資対象ファンド(および間接的に、本シリーズ・トラスト)の投資有価証券の利回りは実勢金利の変動によって影響を受ける場合があり、これにより、投資対象ファンドの資産イールドと借入金利の間にミスマッチが発生することで、かかる投資に由来する収益が減少またはゼロになる可能性がある。

金利の大幅な変動、投資対象ファンド(および間接的に、本シリーズ・トラスト)の投資有価証券の市場価値の大幅な下落、またはその他の市場事由により、投資対象ファンドの投資家による投資(および間接的に、本シリーズ・トラストにおける受益者の投資)の価値や、その利回りが低下する可能性がある。本投資対象ファンドおよび本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、現金および満期が3カ月未満の現金同等物である。その結果、本シリーズ・トラストは、市場金利の現行水準の変動による重大なリスクを負わず、または公正価値金利リスクに対する直接かつ重大なエクスポージャーも有していない。

2025年1月31日および2024年1月31日の時点において、金利が50ベーシスポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが1年間保有されたと仮定すると、本シリーズ・トラストの包括利益合計の増減幅(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増加額)はそれぞれ12,402米ドルと9,221米ドルである。

(iii) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する投資、および投資対象ファンドが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

(米ドルで表記)

投資対象ファンドの市場価格が2025年1月31日および2024年1月31日に1%上昇した場合、株主資本の合計額はそれぞれ760,644米ドルおよび830,175米ドル上昇する。反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、同額が減少することになる。

投資対象ファンドでは、投資は2025年1月31日および2024年1月31日の時点では主に米国およびルクセンブルクに集中している。

(B) 信用リスク

発行者の信用格付けまたは発行者の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行者への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行者の財政状態および義務の条件の両方に依存して変化する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドが保有する可能性がある債券に由来する信用 リスクに対するエクスポージャーを有する。信用リスクの増大は、投資対象ファンドの投資目標、ひいては本シリーズ・トラ ストの投資目標の達成を妨げる可能性がある。投資対象ファンドが保有する上場証券に関するすべての取引は、承認された仲 介業者を利用して払込時における決済/支払いが行われる。売却した証券の提供は、仲介業者が支払いを受領するまで実行さ れないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払いは、仲介業者が購入した証券を受領した後 に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

期末日および2024年1月31日時点における、すべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。2025年1月31日 本シリーズ・トラストは、担保あるいはその他の信用補完措置を一切保有していない。 これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

本投資対象ファンドの証券取引における清算および預託業務は、主に保管会社が担当する。2025年1月31日および2024年1月31日の時点において、投資対象ファンドが保有し、信用リスクにさらされている実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資は、保管銀行が保管しており、フィッチ信用格付けでAプラスを得ている。

(C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび / もしくは信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

(米ドルで表記)

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

| 2025年1月31日現在 | | 1カ月未満 | 1~3力月 | | 合計 |
|--|------|---------|-------|------|---------|
| 以下に対する債務: | | | | | |
| 投資運用会社報酬 | \$ | 92,906 | \$ | - \$ | 92,906 |
| 専門家報酬 | | 34,390 | | - | 34,390 |
| 販売報酬 | | 33,282 | | - | 33,282 |
| 報酬代行会社報酬 | | 31,838 | | - | 31,838 |
| 管理事務代行報酬 | | 8,020 | | - | 8,020 |
| 印刷費用 | | 7,063 | | - | 7,063 |
| 買戻された受益証券 | | 4,590 | | - | 4,590 |
| 保管会社報酬 | | 3,638 | | - | 3,638 |
| 代行協会員報酬 | | 2,653 | | - | 2,653 |
| 登録名義書換代行報酬 | | 2,243 | | - | 2,243 |
| 登録手数料 | | 646 | | - | 646 |
| 契約上のキャッシュ・アウト・フロー (解約可能受益証券 受益者に帰属する純資産を除く) | D \$ | 221,269 | \$ | - \$ | 221,269 |

| 2024年1月31日現在 | 1カ月未満 | 1 - | ~3カ月 | 合計 |
|---|---------------|-----|------|---------|
| 以下に対する債務: | | | | |
| 買戻された受益証券 | \$ 179,020 | \$ | - \$ | 179,020 |
| 投資運用会社報酬 | 118,256 | | - | 118,256 |
| 販売報酬 | 28,389 | | - | 28,389 |
| 専門家報酬 | 17,251 | | - | 17,251 |
| 保管会社報酬 | 15,209 | | - | 15,209 |
| 管理事務代行報酬 | 10,285 | | - | 10,285 |
| 登録名義書換代行報酬 | 8,991 | | - | 8,991 |
| 報酬代行会社報酬 | 6,813 | | - | 6,813 |
| 受託会社報酬 | 2,765 | | - | 2,765 |
| 代行協会員報酬 | 513 | | - | 513 |
| 契約上のキャッシュ・アウト・フロー (解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く) | \$ 387,492 | \$ | - \$ | 387,492 |

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を純資産価値の15%未満に抑えることにより管理される。

2025年1月31日および2024年1月31日現在、本シリーズ・トラストには、グロス決済を伴うデリバティブ金融商品はない。

(米ドルで表記)

投資対象ファンドに投資しているため、本シリーズ・トラストには、投資対象ファンドの目論見書に記載の条件による、受益保有者による買戻しに伴う流動性リスクがある。本シリーズ・トラストの受益証券の大量買戻しによって、投資対象ファンドが通常の場合(すなわち、買戻しに必要な現金を調達する上で望ましい場合)より早期にその投資額を清算する必要が生じ得るが、本シリーズ・トラストは、通常の流動性需要を満たすに十分な流動性投資を伴うよう管理されている。投資対象ファンドの株式の償還価格は、各株式の純資産価値に等しく、関連する評価日にフォワード・プライシングで計算される。金融仲介業者および/または販売会社に支払われる手数料は1株当たり純資産額の最大3.00%であり、この金額から控除することができる。償還価格は、支払うべきすべての税、税金、印紙税を支払うために減額される。投資対象ファンドの運営者は、スイング・プライシングのために純資産価値の修正を適用する、および/または償還価格に希薄化賦課手数料を請求することが認められており、その額は1株当たり純資産価値の最大2.00%である。これらの要因により、さらに多くの流動資産が買戻要求に応じるために売却された場合、買戻しされる受益証券の価額、未買戻しの受益証券の評価額、および本シリーズ・トラストの残存資産の流動性が悪影響を受ける場合がある。

2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、投資対象ファンドに関して適用された買戻手数料はない。

(D) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資運用会社チームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻しが行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続して存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーは以下を実行する。

- ・ 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻しの水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の 受益者に支払う配分額を調整する。
- ・ 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻しおよび新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A) 保管リスク

本シリーズ・トラストが保有するすべての間接投資証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。 保管会社、または保管会社の役割を果たすべく選定されたその他の銀行もしくは仲介業者は破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、およびそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(米ドルで表記)

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における 決済および清算手続き、および取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性が ある(証券に対する支払いや証券の提供の遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の 口数が一致しない場合がある。これらの問題は、投資対象ファンド、そして最終的には管理会社が本シリーズ・トラストの口 座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、 有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリター ンを獲得できない結果が生じうる。

投資対象ファンド、そして最終的に管理会社が、証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、原資産となる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(D) デリバティブ

管理会社は、本シリーズ・トラストの投資に対するヘッジとして、あるいは本シリーズ・トラストのリターン向上を目的として、デリバティブ商品を使用することができる。デリバティブを使用することにより、その他の種類の金融商品と比較して、本シリーズ・トラストのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効率的に増減することができる。デリバティブは、値動きが激しく、以下を含む大きなリスクを持つ。

- ・ 信用リスク デリバティブ取引のカウンターパーティ(同取引の相手方)が、本シリーズ・トラストへの金融債務を 履行できなくなるリスク。
- ・ レバレッジ・リスク 特定の種類の商品または取引戦略に関連して、比較的小規模な市場の変動を理由としてある商品の価値が大きく変動してしまうリスク。レバレッジを利用した一部の投資または取引戦略では、損失が当初の投資額を大きく上回る場合がある。
- ・ 流動性リスク ある時点において、一部の証券が、売主が希望する価格で、または売主がその証券のその時点の価値であると考える価格で、売却することが困難であるか、不可能となるリスク。

管理会社は、本シリーズ・トラストに対して、予想へッジを含むへッジを得るために、デリバティブを使用することができる。ヘッジとは、本シリーズ・トラストが保有する資産に関連するリスクを相殺するために、管理会社がデリバティブを使用する戦略である。ヘッジは損失を抑える可能性もあるが、市場が管理会社の想定とは異なる方向に動いた場合や、デリバティブのコストがヘッジによる利益を上回った場合、利益が低下または消失したり、損失が発生したりする場合もある。ヘッジはまた、管理会社が想定するヘッジ対象の所有証券の価値に見合わない程度にデリバティブの価値が変動するリスクを抱えており、この場合、ヘッジ対象の所有証券の値下がりによる損失が軽減できないだけでなく、損失が拡大する可能性がある。本シリーズ・トラストのヘッジ戦略がリスクを軽減するという保証はなく、ヘッジ取引が利用可能であるか、あるいはコスト効率的であるという保証もない。管理会社は、本シリーズ・トラストのためにヘッジを利用することを義務付けられておらず、利用しないことを選択することもできる。管理会社は、本シリーズ・トラストのリターンを向上させる目的でもデリバティブを使用することができるため、そのような投資は、管理会社がデリバティブをヘッジ目的にのみ使用する場合と比べて、上述した各種リスクに対する本シリーズ・トラストのエクスポージャーを拡大することになる。リターンを向上させる目的でデリバティブを使用することは、投機的であると見なされる。

2025年1月31日および2024年1月31日現在、本シリーズ・トラストには、ネッティング契約および同様の契約の対象となるデリバティブ資産およびデリバティブ負債はない。

(米ドルで表記)

(E) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。管理会社は、2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、担保を一切設定していない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っていない。

(F) 投資対象ファンド持分の非取得

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、投資対象ファンドのパフォーマンスに依存する。受益証券への投資は、受益者に対して投資対象ファンドの直接持分を与えるものではない。

(G) 本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2163年12月1日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が 前倒しで実施される。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値測定」を適用し、金融資産および金融負債の両方に対する公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの手段を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、およびその他の市場参加者に広く使用されているバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存が可能なかぎり少なくなるようにする。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されている バリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーション技法 は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、適宜、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

(米ドルで表記)

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される。

- ・ レベル1のインプットは、同一の資産または負債についての、事業体が測定日においてアクセス可能な、活発な市場における公表価格(未調整)。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産また は負債に対する観察が可能な場合。
- ・ レベル3のインプットは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプット。

公正価値測定の全体を分類する際に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定の全体にとって重要な複数のインプットのうち最も低いレベルのインプットをベースとして決定される。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社による判断による部分が大きい。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、占有情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2025年1月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である:

| 損益を通じて公正価値で 測定した金融資産 | (未調整)同一商品 発な市場における公 格(レベル1) | | 重要度の高い その他の観察可能 なインプット (レベル2) | 1 | 重要度の高い 観察不可能なイン プット (レベル3) | 公正価値 2025年1月31日 |
|--|-----------------------------------|-----|--|----|-------------------------------------|--------------------|
| 投資対象ファンドへの投資 ピクテTRアトラスの「HJ USD株式クラ ス」 | \$ | - ; | 76,064,356 | \$ | - | \$ 76,064,356 |
| 損益を通じて公正価値で測定した金融 資産 | \$ | - ; | 76,064,356 | \$ | - | \$ 76,064,356 |

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2024年1月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である:

番車座の直い

番亜座の真い

| 損益を通じて公正価値で 測定した金融資産 | 発な | 調整)同一商品の活 市場における公表価 格(レベル1) | 全反の同い その他の観察可能 なインプット (レベル2) | } | 観察不可能なイン プット (レベル3) | 公正価値 2024年1月31日 |
|---|----|-----------------------------------|---------------------------------------|----|---------------------------|--------------------|
| 投資対象ファンドへの投資 ピクテTRアトラスの「HJ USD株式クラ ス」 | \$ | - | \$ 83,017,463 | \$ | - | \$ 83,017,463 |
| 損益を通じて公正価値で測定した金融 資産 | \$ | - | \$ 83,017,463 | \$ | - | \$ 83,017,463 |

2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は発生しなかった。

(米ドルで表記)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび株式証券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されていない、および/または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

損益を通じて公正価値で測定されたもの以外の金融資産および金融負債

(i) 2025年1月31日および2024年1月31日の時点で、現金および現金同等物およびその他すべての資産および負債(前払報酬、買戻された受益証券に対する未払金、投資運用会社報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、販売報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬、保管会社報酬、登録名義書換代行報酬、受託会社報酬に対する未払金を含む)は短期の金融資産または金融負債と見なされ、かかる資産または負債は短期の性質を持つため帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。バリュエーション手段の詳細については、注記2を参照のこと。

5.4 非連結のストラクチャード・エンティティ(仕組事業体)への投資

投資対象ファンドの一義的な投資目的は、一連のロング / ショート投資戦略に沿って、資本保護に注力した上で、絶対的な意味での長期的な資本増加を達成することである。伝統的なロング・ポジションは、(シンセティック)ロングおよびショート・ポジションと組み合わされたものであり、金融デリバティブ商品を駆使して得られるものである。投資対象ファンドは主に株式、株式に関連する証券(普通株、優先株などを含む)、預金、金融市場商品などに投資を行う。同ファンドの投資対象は、あらゆる国(新興国を含む)、あらゆる経済部門、およびあらゆる通貨にわたる可能性がある。一方で、市場の状況に応じて、投資またはエクスポージャーは一国または限られた数か国、または単一の経済活動部門、または単一の通貨、または単一の資産クラスに限られる可能性もある。投資対象ファンドは、主に広範な世界株式市場における株価の違いに着目し、アンダーバリューされた株式への投資(ロング・ポジション)およびオーバーバリューされた株式への投資(ショート・ポジション)への分散を行っている。投資対象ファンドは、詳細なトップダウン型分析(マクロ分析)およびボトムアップ型ファンダメンタル分析(個別株式分析)に基づき、株式の銘柄選択および投資配分の決定を行っている。投資対象ファンドは、同ファンドにおけるポートフォリオ組成に際しての銘柄選択と、アクティブな市場エクスポージャーを組み合わせることにより、リスク調整後のリターンの最大化を目指す。また、投資対象ファンドは、投資対象を地域、国、産業をベースにアクティブにロング / ショートの投資配分を変更することにより、株式市場からの影響を最小化して安定したリターンを達成することも目指す。

2025年1月31日および2024年1月31日の時点で投資対象ファンドの純資産額はそれぞれ2,120,669,750ユーロ(2,197,437,995米ドル)、2,108,270,000ユーロ(2,280,726,486米ドル)だった。

投資対象ファンドは、株式(普通株式および投資ファンドの受託証券)、先物契約、先渡契約、およびオプション契約からなる投資を保有していた。

非連結のストラクチャード・エンティティへの投資の評価額は、本シリーズ・トラストが、原ファンドの流動性または解約制限と費用を前提として、自らの投資額を仮に清算するか解約した際に受け取れると見込まれる額である。

本シリーズ・トラストが投資対象ファンドに対して保有する持分に付帯する権利は、他の投資家が持つ権利と同様である。投資対象ファンドに対する出資申し込みは、同ファンドの募集文書に定める権利に従う。本シリーズ・トラストは、その投資額をそれぞれのファンド契約の条項に従って定期的に清算または解約することができる。

(米ドルで表記)

6. デリバティブ金融商品

先渡契約

投資対象ファンドの投資運用会社は、合意された将来の日に合意された価格で一定量の外貨を受け取るまたは支払う契約上の 義務である先物為替予約契約を締結する。これらの契約は、契約締結日における先物外国為替相場と測定日における先物相場 の差に基づいて毎日評価される。

2025年1月31日および2024年1月31日の時点で、本シリーズ・トラストに投資された先物予約の残高はない。

7. 損益を通じて公正価値で測定された金融資産の純(損失)/利益

| | 2025年1月31 | | 2 | 024年1月31日 |
|---|-----------|-----------|----|-----------|
| 損益を通じて公正価値 で測定する金融資産にかかる純利益は、以下により構成される。 | | | | |
| 投資対象ファンドへの投資により実現した純利益 | \$ | 1,711,400 | \$ | 907,226 |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産にかかる実現純損益の合計 | \$ | 1,711,400 | \$ | 907,226 |
| 投資対象ファンドへの投資に対する未実現価値の純額の変動 | \$ | 6,151,094 | \$ | 5,211,681 |
| 損益を通じて公正価値で測定された金融資産の未実現評価(損)/益の純変 動額の合計 | \$ | 6,151,094 | \$ | 5,211,681 |

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

8.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会は、最初の5億米ドルの純資産に対して0.06%、次の5億米ドルの純資産に対して0.05%、10億米ドルを超える 純資産に対して0.04%の年間手数料を受け取り、月間最低手数料は3,750米ドルとする。管理事務代行会社が2025年1月31日お よび2024年1月31日を末日とする期間に獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点で管理事務代行会社 に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、純資産価額の0.025%を年間の報酬として受け取る。保管会社が2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間に獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点で保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(C) 販売報酬

販売会社は、純資産価値の0.50%を年間の報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、販売会社が獲得した報酬、ならびにおよび2024年1月31日2025年1月31日の時点で販売会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 登録名義書換代行報酬

登録名義書換代行会社は、純資産価値の0.01%を年間の報酬として、および1取引当たり10米ドルの報酬を本シリーズ・トラストの資産から受け取るものとする。登録名義書換代行会社が2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間に獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点での登録名義書換代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(米ドルで表記)

(E) 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査費用が含まれる。登録名義書換代行会社が2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする 期間に獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点で登録名義書換代行会社に対する未払いの報酬は、 それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

8.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、および代行協会員は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年間10,000米ドルの固定報酬が運営費用報酬から前払いで支払われるものとする。受託会社が2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間に獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点での受託会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、年間で純資産価値の0.12%の報酬(以下、「運営費用報酬」という)を受け取るものとし、各評価日までに蓄積され、同日に計算するものとする。運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。報酬代行会社が2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間に獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点で報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、および運営経費および費用を支払う責任がある。これらは、報酬代行会社の合理的な判断において、管理会社報酬と受託会社報酬の関連運営経費および費用(「通常経費」)として決定される。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関する各種ブローカー報酬、監査の報酬および経費に含まれない各種法務・監査関連の費用、本シリーズ・トラストまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、目論見書および目論見書補遺37ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入および売却に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネーロンダリング防止の遵守および監視、本シリーズ・トラストの終了または清算に関する費用、ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いに対する責任を負わない。

運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を 支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が 保持するものとする。

運営費用報酬は、実際 / 365日の日数計算ベースで毎日累積し、四半期ごとに蓄積分を後払いするものとし、蓄積期間については、報酬が発生する最初の期間に限り、初回の期間終了日から翌日から開始され、以後の蓄積期間はすべて、各四半期の末日までとする。

(米ドルで表記)

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年間5,000米ドルを投資運用会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間に管理会社が獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点の管理会社に対する未払いの報酬は報酬代行会社報酬として、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 代行協会員報酬

代行協会員は、純資産価格の0.01%を年間の報酬として受け取るものとし、後払いで四半期ごとに支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間に代行協会員が獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点で代行協会員に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 投資運用会社

投資運用会社は、純資産価値の0.20%を年間の報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで四半期ごとに支払われる。投資運用会社が2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において獲得した報酬、ならびに2025年1月31日および2024年1月31日の時点の投資運用会社に支払うべき未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

9. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュフォローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大10%までを借り入れることが可能である。2025年1月31日および2024年1月31日を末日とする期間において、本シリーズ・トラストは借り入れを行っていない。

10. 後続事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2025年5月28日までのすべての後発取引および事象を評価した。2025年2月1日から2025年5月28日までの期間に900,806米ドルの募集と1,541,526米ドルの買戻しが生じた。本シリーズ・トラストに関連して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

次へ

Insight Alpha Statement of Financial Position January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

| Assets | January 31, 2025 | January 31, 2024 | | |
|--|------------------|------------------|------------|--|
| Financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.2, 5) | \$ 76,064,356 | \$ | 83,017,463 | |
| Cash and cash equivalents (Note 2.1) | 2,489,049 | | 1,855,211 | |
| Prepaid fees | 80,195 | | 93,427 | |
| Total assets | 78,633,600 | | 84,966,101 | |
| Liabilities | | | | |
| Payables for: | | | | |
| Investment management fees (Note 8.2E) | 92,906 | | 118,256 | |
| Professional fees (Note 8.1E) | 34,390 | | 17,251 | |
| Distribution fees (Note 8.1C) | 33,282 | | 28,389 | |
| Fee agent fees (Note 8.2B) | 31,838 | | 6,813 | |
| Administrator fees (Note 8.1A) | 8,020 | | 10,285 | |
| Printing fees | 7,063 | | - | |
| Units repurchased (Note 2.10, 3) | 4,590 | | 179,020 | |
| Custody fees (Note 8.1B) | 3,638 | | 15,209 | |
| Agent member company fees (Note 8.2D) | 2,653 | | 513 | |
| Transfer agent fees (Note 8.1D) | 2,243 | | 8,991 | |
| Registration fees | 646 | | - | |
| Trustee fees (Note 8.2A) | - | | 2,765 | |
| Liabilities (excluding equity) | 221,269 | | 387,492 | |
| Equity (being net assets attributable to the holder of redeemable units) | \$ 78,412,331 | \$ | 84,578,609 | |

Insight Alpha Statement of Comprehensive Income For the Year Ended January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

| Income | January 31, 2025 | | January 31, 2024 | | |
|--|------------------|-----------|------------------|-----------|--|
| Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL(1) | | | - | | |
| Interest income (Note 2.7, 2.11) | \$ | 105,711 | \$ | 126,118 | |
| Net realized gain on financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.11, 7) | | 1,711,400 | | 907,226 | |
| Net change in unrealized appreciation on financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.2, 2.11, 7) | | 6,151,094 | | 5,211,681 | |
| Total income | | 7,968,205 | | 6,245,025 | |
| Expenses | | | | | |
| Distribution fees (Note 8.1C) | | 407,006 | | 463,831 | |
| Investment management fees (Note 8.2E) | | 144,694 | | 185,533 | |
| Fee agent fees (Note 8.2B) | | 97,682 | | 111,319 | |
| Professional fees (Note 8.1E) | | 46,216 | | 20,998 | |
| Administrator fees (Note 8.1A) | | 46,159 | | 55,660 | |
| Printing fees | | 41,735 | | 7,187 | |
| Transfer agent fees (Note 8.1D) | | 9,498 | | 24,437 | |
| Custody fees (Note 8.1B) | | 9,125 | | 37,223 | |
| Agent member company fees (Note 8.2D) | | 8,195 | | 9,277 | |
| Registration fees | | 1,493 | | - | |
| Trustee fees (Note 8.2A) | | - | | 1,383 | |
| Total expenses | | 811,803 | | 916,848 | |
| Operating profit | | 7,156,402 | | 5,328,177 | |
| Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations) | \$ | 7,156,402 | \$ | 5,328,177 | |

⁽¹⁾ This relates to net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") including interest income and unrealized gains/losses on financial assets at fair value through profit or loss.

Insight Alpha Statement of Changes in Equity For the Year Ended January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

| At January 31, 2023 | \$ 100,119,704 |
|--|-------------------|
| Issue of units (Note 3) | 180,940 |
| Repurchases of units (Note 2.8, 3) | (21,050,212) |
| Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations) | 5,328,177 |
| At January 31, 2024 | \$ 84,578,609 |
| Issue of units (Note 3) | 295,138 |
| Repurchases of units (Note 2.8, 3) | (13,617,818) |
| Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations) | 7,156,402 |
| At January 31, 2025 | \$ 78,412,331 |

Insight Alpha Statement of Cash Flows

For the Year Ended January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

| Cash flows from operating activities: | | January 31, 2025 | January 31, 2024 | | |
|---|----|------------------|------------------|--------------|--|
| Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations) | \$ | 7,156,402 | \$ | 5,328,177 | |
| Adjustments to reconcile total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations) to cash provided by operating activities: | | | | | |
| Proceeds from disposition of financial assets at fair value through profit or loss | | 14,815,601 | | 20,188,400 | |
| Net realized gain on financial assets at fair value through profit or loss | | (1,711,400) | | (907,226) | |
| Net change in unrealized appreciation on financial assets at fair value through profit or loss | | (6,151,094) | | (5,211,681) | |
| Decrease/(increase) in prepaid fees | | 13,232 | | (35,046) | |
| Increase in other payables(1) | | 8,207 | | 24,343 | |
| Net cash provided by operating activities | _ | 14,130,948 | | 19,386,967 | |
| Cash flows from financing activities: | | | | | |
| Proceeds from units issued, net of change in receivables for units issued | | 295,138 | | 180,940 | |
| Repurchases of units, net of change in payables for units repurchased | | (13,792,248) | | (21,220,089) | |
| Net cash (used in) financing activities | | (13,497,110) | | (21,039,149) | |
| Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents | | 633,838 | | (1,652,182) | |
| Cash and cash equivalents at beginning of year (Note 2.1) | | 1,855,211 | | 3,507,393 | |
| Cash and cash equivalents at end of year (Note 2.1) | \$ | 2,489,049 | \$ | 1,855,211 | |
| Supplementary information on cash flows from operating activities | | | | | |
| Interest received | \$ | 105,711 | \$ | 126,118 | |

⁽¹⁾ Other payables comprise of investment management fees, distribution fees, fee agent fees, professional fees, administrator fees, agent member company fees, custody fees, transfer agent fees, trustee fees, printing fees and registration fees.

(Expressed in U.S. Dollars)

1. ORGANIZATION

Insight Alpha (the "Series Trust") is a Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law. The Series Trust was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated December 24, 2020 and executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on February 19, 2021.

The Trust is an exempted unit trust under the Trust Act (as Revised) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act (as Revised) of the Cayman Islands on January 22, 2014.

The principal office for the Trustee (and therefore the Series Trust) is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

The manager of the Series Trust is UBS Management (Cayman) Limited (the "Manager").

The Administrator, Custodian and Transfer Agent of the Series Trust is Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator", "Custodian" and "Transfer Agent").

From July 31, 2024, UBS AG, London Branch ("UBS AG") acts as the Fee Agent (the "Fee Agent"). Prior to that date, Credit Suisse International acted as the Fee Agent.

From July 31, 2024, UBS Securities Japan Co. Ltd. acts as the Agent Member Company (the "Agent Member Company"). Prior to that date, Credit Suisse Securities (Japan) Limited acted as the Agent Member Company.

The Investment Manager of the Series Trust is Pictet Asset Management (Japan) Ltd. (the "Investment Manager").

The Manager has authorized Sumitomo Mitsui Banking Corporation to act as the Distributor (the "Distributor") of the units in Japan.

The Series Trust is denominated in U.S. Dollars ("USD" or "\$") and units are denominated in USD.

The investment objective of the Series Trust is to invest indirectly mainly in equities and equity related securities in any country (including emerging countries) in any economic sector and in any currency implemented by following a set of long/short investment strategies. The Series Trust aims to achieve long-term capital growth in absolute terms with a strong focus on capital preservation. The Series Trust seeks to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the HJ USD Share Class of Pictet TR - Atlas (the "Selected Fund").

The Selected Fund is a compartment of, with a separate pool of assets and liabilities within, Pictet TR, an openended investment company (SICAV) incorporated under Luxembourg law and classified as an undertaking for collective investment in transferable securities ("UCITS").

EDINET提出書類 UBSマネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389) 有価証券報告書 (外国投資信託受益証券)

Insight Alpha Notes to Financial Statements (continued) For the Year Ended January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

The primary investment objective of the Selected Fund is to achieve long-term capital growth in absolute terms with a strong focus on capital preservation by following a set of long/short investment strategies. Traditional long positions are coupled with (synthetic) long and short positions, which will be achieved through the use of financial derivative instruments. The Selected Fund will mainly invest in equities, equity related securities (such as but not limited to ordinary or preferred shares), deposits and money market instruments. The Selected Fund may invest in any country (including emerging countries), in any economic sector and in any currency. However, depending on market conditions, the investments or exposure may be focused on one country or on a limited number of countries and/or one economic activity sector and/or one currency and/or in a single asset class. The Selected Fund diversifies investment in undervalued stocks (long positions) and overvalued stocks (short positions) with focusing on the mispriced stock prices mainly from a wide range of global stock markets. The Selected Fund carries out stock selection and determines investment allocation based on detailed top-down analysis (macro analysis) and bottom-up fundamental analysis (individual stock analysis). The Selected Fund aims to maximize risk-adjusted returns by combining stock selection and active market exposure management in building a portfolio of the Selected Fund. The Selected Fund also aims to achieve a stable return whilst minimizing the impact of equity markets by changing long/short investment allocations actively on a region, country or industry basis.

Pictet Asset Management S.A. and Pictet Asset Management Ltd, which have substantial expertise in managing equity instruments, are acting as managers of the Selected Fund (the "SF Investment Managers").

The Investment Manager shall have day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the portion of the Series Trust's portfolio comprising the Selected Fund and USD cash, JPY cash, and money market securities (the "Portfolio").

At January 31, 2025 and January 31, 2024 the Series Trust held 3.5% and 3.6% of the Selected Fund's net assets, respectively.

Currently the Selected Fund has fifteen Classes of units - I EUR Class Units, I GBP Class Units, P EUR Class Units, HI CHF Class Units, HI GBP Class Units, HI JPY Class Units, HI USD Class Units, HJ USD Class Units, HJ JPY Class Units, HP CHF Class Units, HP USD Class Units, HR USD Class Units, HZX CHF Class Units, HZX GBP Class Units and ZX EUR Class Units. The Series Trust invests into the Selected Fund by purchasing the Selected Fund's participating shares in the HJ USD Class (denominated in USD). The Selected Fund allows repurchases of these shares on any business day.

Movements in the fair value of the Selected Fund's portfolio and corresponding movements in the fair value of the Selected Fund may expose the Series Trust to a loss.

Final Repurchase Day

The Series Trust will continue until the earlier of December 1, 2163 and the earliest practicable repurchase day following the occurrence of a compulsory repurchase event (the "Final Repurchase Day"), unless terminated earlier in accordance with the provisions of the Trust Deed.

(Expressed in U.S. Dollars)

The units are compulsorily repurchased upon the first to occur of any of the following:

- (i) the net asset value on any valuation day is \$3,000,000 or less and on that valuation day or thereafter the Manager determines that all of the units should be compulsorily repurchased by giving notice to all unitholders; or
- (ii) the Trustee and the Manager agree that all of the units should be compulsorily repurchased, (each a "Compulsory Repurchase Event").

Upon the occurrence of a Compulsory Repurchase Event, each unit is repurchased on the Final Repurchase Day at the final repurchase price per unit. The final repurchase price per unit is calculated by the Administrator in its sole discretion in accordance with the Offering Memorandum and the Appendix 37 as the Net Asset Value per unit on the Final Repurchase Day (or if such day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day). Repurchase Day is each dealing day which is also a day on which no Series Trust disruption event occurs and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust. Unitholder is able to receive an amount in respect of each unit repurchased on any Repurchase Day prior to the Final Repurchase Day equal to the Net Asset Value per unit as at the relevant Repurchase Day (or if that Repurchase Day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day) (the "Repurchase Price"). There is no repurchase fee applied to the Repurchase Price in respect of each unit being repurchased.

On March 19, 2023, UBS Group AG ("UBS") agreed to acquire Credit Suisse Group AG ("Credit Suisse") following intervention by the Swiss Federal Department of Finance, the Swiss National Bank and the Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA).

On June 12, 2023, UBS Group AG announced the legal closing of the acquisition of Credit Suisse Group AG by way of a statutory merger. As a result of the closing, Credit Suisse Group AG ceased to exist, and Credit Suisse AG became a direct wholly-owned subsidiary of UBS Group AG. The Merger was completed with effect from May 31, 2024.

The financial statements were authorized for issue on May 28, 2025.

2. SUMMARY OF MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards ("IFRS").

The preparation of financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Manager to exercise their judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. Areas where assumptions and estimates are material to the financial statements are disclosed in Note 4. Actual results may differ from these estimates.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS Accounting Standard 10, IFRS Accounting Standard 12 and IAS Accounting Standard 27) (2012) (the Amendments). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

(Expressed in U.S. Dollars)

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

IFRS Accounting Standard 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortized cost, fair value through profit and loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). The classification of financial assets under IFRS Accounting Standard 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics.

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortized cost or FVTPL. A financial asset is measured at amortized cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- i) It is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and,
- ii) Its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely represent payments of principal and interest (SPPI).

A financial asset is measured at fair value through profit or loss if any of the following apply:

- i) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding;
- ii) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell;
- iii)At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or materially reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognizing the gains and losses on them on different bases.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

(Expressed in U.S. Dollars)

The Series Trust has determined that it has two business models:

- **Held-to-collect business model:** this includes cash and cash equivalents and prepaid fees. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes financial assets at fair value through profit or loss (investment in the Selected Fund). These financial assets are managed, and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realizing cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the investment manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

Financial liabilities carried at amortized cost include payables for investment management fees, distribution fees, fee agent fees, professional fees, administrator fees, agent member company fees, custody fees, transfer agent fees, trustee fees, printing fees and registration fees.

Impairment of financial assets

The 'expected credit loss' (ECL) model applies to financial assets measured at amortized cost and debt investments at FVOCI, but not to investments in equity instruments.

Based on the Series Trust's assessment, the ECL model does not have a material impact on the Series Trust's financial assets because:

- The majority of the financial assets are measured at FVTPL and the impairment requirements do not apply to such instruments.

(Expressed in U.S. Dollars)

- The financial assets at amortized cost are short-term (i.e. no longer than 12 months), of high credit quality and/or highly collateralized. Accordingly, the ECLs on such assets are expected to be small.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the year ended January 31, 2025:

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after February 1, 2024 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements as they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

2.1 Cash and Cash Equivalents

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents.

At January 31, 2025 and January 31, 2024, the Series Trust held the following balances as cash and cash equivalents:

| | 2025 | 2024 |
|--|-----------------|-----------------|
| Cash | \$ 8,707 | \$ 11,016 |
| Time deposit | 2,480,342 | 1,844,195 |
| Cash and cash equivalents in the Statement of Financial Position | \$ 2,489,049 | \$ 1,855,211 |

2.2 Financial Assets and Liabilities

(A) Classification

The Series Trust classifies financial assets and liabilities into the following categories:

Financial assets at fair value through profit or loss:

· Mandatorily at FVTPL: Investment in the Selected Fund.

Financial assets at fair value through profit or loss consist of the following:

| | January 31, 2025 - Fair Value | | | January 31, 2025 - Cost | | |
|-----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----|----------------------------|--|--|
| Investment in Selected Fund | \$ | 76,064,356 | \$ | 63,494,386 | | |
| | | January 31, 2024 - Fair Value | | January 31, 2024 - Cost | | |
| Investment in Selected Fund | \$ | 83,017,463 | \$ | 76,598,587 | | |

Financial assets at amortized cost:

· Cash and cash equivalents and prepaid fees.

(Expressed in U.S. Dollars)

Financial liabilities at amortized cost:

 Other liabilities: payable for units repurchased, investment management fees, distribution fees, fee agent fees, professional fees, administrator fees, agent member company fees, custody fees, transfer agent fees, trustee fee, printing fees and registration fees.

(B) Recognition/Derecognition

The Series Trust recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Financial liabilities are derecognized when its contractual obligations are discharged, canceled or expired.

(C) Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value with transaction costs recognized in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets and liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Realized gains or losses on sale of investments are calculated using first-in-first-out method. Financial assets and liabilities other than those at fair value through profit or loss are carried at amortized cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any. This is considered to approximate fair value due to the short-term or immediate nature of these instruments.

(D) Fair Value Estimation

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk. Investments or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Trustee with advice from the Manager. The resulting change in unrealized gains or losses are reflected in the Statement of Comprehensive Income.

(E) Investment in the Selected Fund

In principle, the Investment Manager will invest a majority of the Net Asset Value in the Selected Fund. The HJ USD Share Class of the Selected Fund, into which the Series Trust will invest, is denominated in USD. The Investment Manager will not invest in non-USD denominated assets (other than JPY cash).

(Expressed in U.S. Dollars)

The Series Trust's investment in the Selected Fund is subject to the terms and conditions of the Selected Fund's offering documentation. The Series Trust records its investments in the Selected Fund at fair value based primarily on the Selected Fund's Net Asset Value per share, as determined by the administrator of the Selected Fund. The Series Trust reviews the details of the reported information obtained from the Selected Fund's administrator and considers: (i) the liquidity of the Selected Fund, or its underlying investments, (ii) the value date of the Net Asset Value per share provided, (iii) any restrictions on redemptions, and (iv) the basis of accounting. Since the Series Trust invests substantially all of its assets in the Selected Fund, net capital appreciation or depreciation, respectively, of the Series Trust is generally based on net capital appreciation or depreciation, respectively, of the Selected Fund. The value of the Series Trust's investment in the Selected Fund is based on available information and does not necessarily represent the amount that might ultimately be realized, as such amount depends on future circumstances and cannot reasonably be denominated until the Selected Fund's underlying investment are actually liquidated. Further, the Series Trust's investment in the Selected Fund in indirectly subjected to restrictions, if any, of the liquidity of the Selected Fund's investments.

The Series Trust's investment in the Selected Fund is considered to be liquid and can be redeemed on any business day. The Series Trust may at any time request the repurchase of its units at the applicable net asset value of such units.

2.3 Offsetting Financial Instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position only when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously. As at January 31, 2025 and January 31, 2024, all financial assets and liabilities are shown at their gross amounts as none met the criteria for financial instrument offsetting, and therefore have not been offset in the Statement of Financial Position.

2.4 Receivables for sale and payables for purchase of investment in the Selected Fund

Receivables for securities sold and payables for securities purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled on the Statement of Financial Position date, respectively. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for securities sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for securities sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for securities sold is impaired.

2.5 Expenses

Expenses are recognized on an accrual basis in the Statement of Comprehensive Income.

(Expressed in U.S. Dollars)

2.6 Foreign Currency Translation

(A) Functional and Presentation Currency

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in U.S. Dollars. The Trustee considers the U.S. Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Series Trust. The financial statements are presented in U.S. Dollars, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

(B) Transactions and Balances

Financial assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated in U.S. Dollars amounts at the date of valuation. Purchases and sales of financial assets and liabilities, issue and repurchase of units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. Dollars amounts on the respective dates of such transactions.

Reported net realized or unrealized foreign exchange gains or losses resulting from changes in foreign exchange rates on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are included in net realized gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, and net change in unrealized appreciation or depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Realized and unrealized appreciation or depreciation from foreign currency transactions and translation are disclosed separately in the Statement of Comprehensive Income.

2.7 Distributions

The current distribution policy of the Series Trust is not to make distributions to Unitholders. Consequently, all the Series Trust's net income and realized capital gains will be reinvested and reflected in the Net Asset Value of the Series Trust.

There were no distributions declared and paid during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024.

2.8 Repurchases of Units

The Series Trust has units which are repurchased at the holder's option. The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities in accordance with IAS 32 (Amendment) "Financial instruments: Presentation".

The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and

(Expressed in U.S. Dollars)

• The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

As these conditions were met, the Series Trust's units have been classified as equity at January 31, 2025 and January 31, 2024.

Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's total equity.

Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the holder exercises the right to put the units back into the Series Trust.

Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's total equity per unit at the time of issue or repurchase. The Series Trust's equity per unit is calculated by dividing the total equity by the total number of outstanding units.

The Selected Fund finances its operations by issuing redeemable shares which are puttable at the holder's option and entitles the holder to a proportional stake in the respective Series Trust's net assets. The Series Trust holds shares in the Selected Fund.

The Series Trust's maximum exposure to loss from its interests in the Selected Fund is equal to the total fair value of its investments in the Selected Fund. Once the Series Trust has disposed of its shares in the Selected Fund, the Series Trust ceases to be exposed to any risk from the Selected Fund.

2.9 Indemnities

The Trustee and the Manager, on behalf of the Series Trust, enter into certain contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims of losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

2.10 Receivables for Units Issued and Payables for Units Repurchased

Receivable for units issued is carried at the issuance amount that is receivable at the Statement of Financial Position date. Payable for repurchase of units is carried at the repurchase amount that is payable at the Statement of Financial Position date.

2.11 Net income or loss from financial instruments at FVTPL

Net income from financial instruments at FVTPL includes realized and unrealized gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss and interest income. Net realized gain or loss from financial instruments at FVTPL is calculated using the first in, first out method. Net realized gain or loss on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the cost of the financial instruments and its settlement price of the sale trade. Net change in unrealized appreciation or depreciation on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period and its carrying amount at the end of the reporting period. Refer to Note 7 for further details.

Interest income presented on the Statement of Comprehensive Income comprise interest on financial assets and liabilities at amortized cost calculated on an effective interest basis.

(Expressed in U.S. Dollars)

2.12 Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income. No withholding tax expense was paid during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024.

The Selected Fund may choose to invest in securities domiciled in countries other than Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Selected Fund. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Selected Fund's broker on a 'withholding' basis.

In accordance with IAS 12 - *Income Taxes*, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

As at January 31, 2025, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

2.13 Investment in unconsolidated structured entities

The Series Trust has concluded that all investments in the unlisted Selected Fund, in which it holds an interest but does not consolidate, meets the definition of structured entities due to the following:

- the voting rights in these entities are not the dominant rights in deciding who controls them as they relate to administrative tasks only;
- the entities' activities are restricted by their respective investment strategy or offering documents;
 and
- these entities have a narrow and well-defined objective to provide investment opportunities to investors.

The nature of and risks associated with the Series Trust's interest in the other funds are disclosed in Note 5.

(Expressed in U.S. Dollars)

3. REPURCHASES OF UNITS

The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust by the total number of units of the Series Trust then outstanding. The Administrator computes the Net Asset Value of the Series Trust at the close of business on each dealing day.

The price of units, for all purposes, is calculated and paid in U.S. Dollars.

The minimum initial subscription must be no less than 1 unit. All unitholders must complete a subscription application.

The initial purchase price of units is \$100 per unit. All payments for the units must be made in U.S. Dollars. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price. All payments for the units shall be made in U.S. Dollars.

The Trustee or its duly designated agent must receive the subscription price for the units on or prior to 5:30 p.m. (Japan time) by no later than the second business day after the relevant subscription date. Subscription applications are irrevocable.

The total net assets, units outstanding and net asset value per unit as of January 31, 2025 were as follows:

| Classes of units | То | tal net assets | Units outstanding | Net | Asset Value per unit |
|------------------|----|----------------|-------------------|-----|-------------------------|
| USD Class Units | \$ | 78,412,331 | 683,169 | \$ | 114.7774 |

The total net assets, units outstanding and net asset value per unit as of January 31, 2024 were as follows:

| Classes of units | Total | net assets | Units outstanding | Net | Asset Value per unit |
|------------------|-------|------------|-------------------|-----|----------------------|
| USD Class Units | \$ | 84,578,609 | 805,660 | \$ | 104.9805 |

As of January 31, 2025 and January 31, 2024, all issued units were held by one unitholder, who holds 100% of interest in the net assets.

A unitholder may transfer its holdings in units only with the prior written consent of the Trustee which consent shall not be unreasonably withheld or delayed. No transfer of units will be effective and binding on the Trustee or unitholder until entered into the Series Trust's register of unitholders.

Each unitholder may submit to the Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the Repurchase Price on the relevant repurchase date. Repurchase orders may be submitted in units. If such notice is not in respect of the entire holding units of such unitholder recorded in the register of unitholders, then the Trustee in its sole discretion may apply a minimum repurchase requirement of 1 unit. Repurchase notices are irrevocable.

(Expressed in U.S. Dollars)

At the time of each repurchase of units prior to the Final Repurchase Day, no repurchase fee is applied to each unit being repurchased.

Amounts payable to the unitholder in connection with the repurchase of units of any class are paid in cash but may be made in kind (or partially in kind) by the distribution of securities held by the Trustee to the extent that the Trustee, in consultation with the Manager, determines it to be in the best interests of the unitholder. If such a determination is made by the Trustee, distributions to all repurchasing unitholders on the same day are made on the same basis.

Payment may also be made in such other currency that may be freely purchased with such applicable currency as a unitholder may request, provided that any foreign exchange cost shall be deducted from the amount payable to such unitholder. No such repurchase proceeds will bear interest prior to actual distribution.

During the year ended January 31, 2025, the proceeds from units issued and repurchased were as follows:

| Classes of units | from units ssued | Pro | ceeds from units repurchased |
|------------------|-------------------------|-----|---------------------------------|
| USD Class Units | \$ 295,138 | \$ | (13,617,818) |

During the year ended January 31, 2024, the proceeds from units issued and repurchased were as follows:

| Classes of units | s from units ssued | Pro | repurchased |
|------------------|---------------------------|-----|--------------|
| USD Class Units | \$ 180,940 | \$ | (21,050,212) |

During the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, the number of units issued, repurchased and outstanding were as follows:

| | At | | | At |
|------------------|------------------------|--------------|-------------------|------------------------|
| Classes of units | January 31, 2024 | Units issued | Units repurchased | January 31, 2025 |
| USD Class Units | 805,660 | 2,651 | (125,142) | 683,169 |
| Classes of units | At January 31, 2023 | Units issued | Units repurchased | At January 31, 2024 |
| USD Class Units | 1,011,245 | 1,769 | (207,354) | 805,660 |

The issue and repurchase of units and payments in respect of such transactions will be suspended in any circumstances where the calculation of the Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholder of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next subscription date or repurchase date, as the case may be.

(Expressed in U.S. Dollars)

4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGMENTS

Management makes estimates and assumptions concerning the future that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The Series Trust may, from time to time, hold financial instruments that are not quoted in active markets, such as over-the-counter derivatives. Fair values of such instruments are determined by using valuation techniques. Where valuation techniques (for example, models) are used to determine fair values, they are validated and periodically reviewed by the Manager.

5. FINANCIAL RISKS MANAGEMENT

5.1 Principal Risk Factors of the Series Trust

The Series Trust's investment portfolio mainly comprises of the Selected Fund. The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, interest rate risk and price risk), credit risk and liquidity risk. The management of these risks is carried out by the Manager under policies approved by the Trustee.

The Series Trust may be materially affected by the actions of another entity investing in the Selected Fund. For example, if another unitholder of the Selected Fund repurchases some or all of its interests in the Selected Fund, the Selected Fund and, in turn, the Series Trust, may experience higher pro rata operating expenses, thereby producing lower returns. Similarly, the Selected Fund may become less diverse due to repurchases from its other unitholders, resulting in increased portfolio risk. The Selected Fund may restrict its investment activities or be precluded from investing in certain instruments due to regulatory restrictions on certain of its direct or indirect investors or otherwise, which may have an adverse effect on the performance of the Selected Fund, and, in turn, the Series Trust.

(A) Market Risk

(i) Currency Risk

All financial assets at fair value through profit or loss, cash and cash equivalents and other assets and liabilities held by the Series Trust are denominated in U.S. Dollars, thus the Manager believes that the Series Trust has little currency risk exposure and is not subject to risk due to direct fluctuations in the prevailing levels of foreign currency rates. At January 31, 2025 and January 31, 2024, the Series Trust was not exposed to direct currency risk.

Investment in the Selected Fund in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio.

Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value.

EDINET提出書類 UBSマネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389) 有価証券報告書 (外国投資信託受益証券)

Insight Alpha Notes to Financial Statements (continued) For the Year Ended January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by the governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign-currency denominated securities may reduce its returns. Certain positions taken by the Series Trust are designed to profit from forecasting currency price movements. Predicting future prices is inherently uncertain and the losses incurred, if the market moves against a position, will not be hedged. The speculative aspect of attempting to predict absolute price movements is generally perceived to exceed that involved in attempting to predict relative price fluctuations.

(ii) Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter term securities. The Series Trust may lose money if short-term or long-term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Series Trust management. When interest rates fluctuate, the duration of the security may be used as an indication of the degree of change in the debt price of the debt security. The bigger the security's duration value, the larger the change in the price of the debt security for a given movement in interest rates may be. Therefore, the Net Asset Value may fluctuate.

Interest bearing assets held by the Series Trust are comprised of cash and cash equivalents whose maturity is less than three months and indirectly the investment in the Selected Fund.

The yield on the Selected Fund's (and indirectly, the Series Trust's) investments may be sensitive to changes in prevailing interest rates, which may result in a mismatch between the Selected Fund's asset yield and borrowing rates and consequently reduce or eliminate income derived from its investments.

A major change in interest rates or a significant decline in the market value of the Selected Fund's (and indirectly, the Trust's) investments, or other market event, could cause the value of the investments of the Selected Fund's investors (and indirectly the unitholders' investments in the Series Trust), or its yield, to decline. Interest bearing assets held by the Selected Fund and the Series Trust are comprised of cash and cash equivalents whose maturity is less than three months. As a result, the Series Trust is not subject to any significant risk or direct significant exposures to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

At January 31, 2025 and January 31, 2024, should interest rates have lowered or risen by 50 basis points with all other variables remaining constant, the increase or decrease in total comprehensive income of the Series Trust (being increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations for the period) would amount to approximately \$12,402 and \$9,221, respectively, assuming that the cash position will be held for one year.

(Expressed in U.S. Dollars)

(iii) Market Price Risk

The market price of investments owned by the Series Trust and securities held by the Selected Fund may go up or down, sometimes rapidly or unpredictably. Securities may decline in value due to factors affecting securities markets generally or particular industries represented in the securities markets. The value of a security may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, supply and demand for particular securities or instruments, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. During a general downturn in the securities markets, multiple

asset classes may decline in value simultaneously. Equity securities generally have greater price volatility than fixed income securities.

An increase in market prices of the investment in the Selected Fund of 1% at January 31, 2025 and January 31, 2024 would have increased the total equity by \$760,644 and \$830,175, respectively. A decrease of 1% would, all else being equal, have an equal but opposite effect.

For the Selected Fund, the investments are primarily concentrated in the United States and Luxembourg at January 31, 2025 and January 31, 2024.

(B) Credit Risk

Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may affect the value of the Series Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

Due to its investment in the Selected Fund, the Series Trust is exposed to the credit risk associated with instruments that may be held by the Selected Fund. The increased credit risk may prevent the Selected Fund's investment objective and consequently the Series Trust's investment objective from being achieved. All transactions in listed securities held by the Selected Fund are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

The Investment Manager monitors the Series Trust's credit position on an on-going basis.

The maximum exposure to credit risk of all financial assets of the Series Trust as of January 31, 2025 and January 31, 2024, is the carrying amounts as shown on the Statement of Financial Position. No collateral or other credit enhancements are held by the Series Trust. None of these assets are impaired or past due.

The clearing and depository operations for the Selected Fund's security transactions are mainly concentrated with the Custodian. At January 31, 2025 and January 31, 2024, substantially all cash and cash equivalents and investments, exposed to credit risk held by the Selected Fund, are placed in custody with the Custodian, with a Fitch credit rating of A+.

(Expressed in U.S. Dollars)

(C) Liquidity Risk

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Series Trust's principal investment strategies involve derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Series Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

The table below analyzes the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity grouping based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows.

| At January 31, 2025 | Less | than 1 month | 1 - 3 months | Total |
|--|----------|--------------|--------------|---------------|
| Payables for: | | | | |
| Investment management fees | \$ | 92,906 | \$ - | \$ 92,906 |
| Professional fees | | 34,390 | - | 34,390 |
| Distribution fees | | 33,282 | - | 33,282 |
| Fee agent fees | | 31,838 | - | 31,838 |
| Administrator fees | | 8,020 | - | 8,020 |
| Printing fees | | 7,063 | - | 7,063 |
| Units repurchased | | 4,590 | - | 4,590 |
| Custody fees | | 3,638 | - | 3,638 |
| Agent member company fees | | 2,653 | - | 2,653 |
| Transfer agent fees | | 2,243 | - | 2,243 |
| Registration fees | | 646 | - | 646 |
| Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of redeemable units) | X | 221,269 | \$ - | \$ 221,269 |

| At January 31, 2024 | Less | than 1 month | 1 - 3 | 3 months | Total |
|--|------|--------------|-------|----------|---------|
| Payables for: | | | | | |
| Units repurchased | \$ | 179,020 | \$ | - \$ | 179,020 |
| Investment management fees | | 118,256 | | - | 118,256 |
| Distribution fees | | 28,389 | | - | 28,389 |
| Professional fees | | 17,251 | | - | 17,251 |
| Custody fees | | 15,209 | | - | 15,209 |
| Administrator fees | | 10,285 | | - | 10,285 |
| Transfer agent fees | | 8,991 | | - | 8,991 |
| Fee agent fees | | 6,813 | | - | 6,813 |
| Trustee fees | | 2,765 | | - | 2,765 |
| Agent member company fees | | 513 | | - | 513 |
| Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of redeemable units) | \$ | 387,492 | \$ | - \$ | 387,492 |

The Manager monitors the Series Trust's liquidity position on an on-going basis.

Liquidity risk is managed by investing no more than 15% of the Net Asset Value in illiquid assets.

There were no Series Trust's derivative financial instruments at January 31, 2025 and January 31, 2024, with gross settlement.

EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Insight Alpha Notes to Financial Statements (continued) For the Year Ended January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

Due to its investment in the Selected Fund, the Series Trust is exposed to the liquidity risk associated with unitholder repurchases in accordance with the terms in the Selected Fund's Prospectus. The Series Trust is managed to include liquid investments sufficient to meet normal liquidity needs although substantial repurchases of Units in the Series Trust could require the Selected Fund to liquidate its investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the repurchases. The redemption price for Selected Fund's shares is equal to the Net Asset Value of each share, calculated on a forward pricing basis at the relevant valuation day. A commission paid to financial intermediaries and/or distributors may be deducted from this amount, representing up to 3.00% of the Net Asset Value per share. The redemption price will also be reduced to cover any duties, taxes and stamp duties to be paid. The management of Selected Fund is authorized to apply corrections of the Net Asset Value for swing pricing and/or charge a dilution levy on the redemption price, representing up to 2.00% of the Net Asset Value per share. These factors could adversely affect the value of the units repurchased, valuation of the units that remain outstanding and the liquidity of the Series Trust's remaining assets if more liquid assets have been sold to meet the repurchases.

There were no repurchase fees applied in respect to the Selected Fund for the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024.

(D) Risk Management

The Series Trust's Investment Manager`s team is supported by certain risk management systems and professionals, which provide regular reporting on all portfolio positions and quantitative risk measures.

The capital of the Series Trust is represented by the net assets attributable to the holder of redeemable units. The amount of net assets attributable to the holder of redeemable units can change significantly on a daily basis as the Series Trust is subject to daily subscriptions and repurchases at the discretion of the unitholder. The Series Trust's objective when managing capital is to safeguard the Series Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for the unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Series Trust. In order to maintain or adjust the capital structure, the Series Trust's policy is to perform the following:

- Monitor the level of daily subscriptions and repurchases relative to the liquid assets and adjust the amount of distributions the Series Trust pays to the holder of redeemable units.
- · Repurchase and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Series Trust.

The Manager monitors capital on the basis of the value of net assets attributable to the holder of redeemable units.

(Expressed in U.S. Dollars)

5.2 Additional Series Trust's Risks

(A) Custody Risk

Neither the Trustee nor the Manager controls the custodianship of the Series Trust's entire holding of indirect investments. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Series Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

(B) Risk of Indemnification

The Trustee, the Manager, the Administrator, the Custodian, and other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Series Trust under certain circumstances which may result in a decrease in Net Asset Value per unit.

(C) Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations may also involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of United States investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Selected Fund and ultimately, the Manager to carry out transactions for the account of the Series Trust. If the Manager cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and some of the Series Trust's assets may be uninvested with no return earned thereon for some period.

If the Selected Fund and ultimately, the Manager cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, the Series Trust may lose money if the value of the underlying security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party, the Series Trust could be liable for any losses incurred.

(D) Derivatives

The Manager may use derivative instruments to hedge the Series Trust's investments or to seek to enhance the Series Trust's returns. Derivatives allow the risk exposure of the Series Trust to increase or decrease more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- Credit Risk the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- Leverage Risk the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- Liquidity Risk the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

(Expressed in U.S. Dollars)

The Manager may use derivatives for hedging purposes for the Series Trust, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Manager uses a derivative to offset the risks associated with other Series Trust's holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Manager or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Manager, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There is no assurance that the Series Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions are either available or cost effective. The Manager is not required to use hedging for the Series Trust and may choose not to do so. Because the Manager may use derivatives to seek to enhance the Series Trust's returns, its investments will expose the Series Trust to the risks outlined above to a greater extent than if the Manager used derivatives solely for hedging purposes. Use of derivatives to seek to enhance returns is considered speculative.

As of January 31, 2025 and January 31, 2024, there were no Series Trust derivative assets and derivative liabilities subject to netting arrangements and similar arrangements.

(E) Counterparty and Broker Risk

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, such as the Custodian, with which the Manager or its delegate trades or invests for the account of the Series Trust, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Manager may pledge collateral for the account of the Series Trust to the counterparties in order to secure certain transactions. No collateral was pledged by the Manager during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024.

The Series Trust has not offset any financial assets or financial liabilities in the Statement of Financial Position.

(F) No Interest in the Selected Fund

The return on the units depends, amongst other things, on the performance of the Selected Fund. An investment in units does not give a unitholder a direct interest in the Selected Fund.

(G) Early Termination of the Series Trust

Although the Final Repurchase Day of the Series Trust is scheduled for December 1, 2163, the Final Repurchase Day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

5.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation

The Series Trust applies IFRS Accounting Standard 13 Fair value measurement and utilizes the last traded market price for its fair valuation inputs for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

EDINET提出書類 UBSマネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389) 有価証券報告書 (外国投資信託受益証券)

Insight Alpha Notes to Financial Statements (continued) For the Year Ended January 31, 2025

(Expressed in U.S. Dollars)

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Series Trust uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each period end date. Valuation techniques used for non-standardized financial instruments such as options, currency swaps and other over-the-counter derivatives, include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

For instruments for which there is no active market, the Series Trust may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognized as standard within the industry. Some of the inputs to these models may not be market observable and are therefore estimated based on assumptions. The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Series Trust holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

The Series Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- · Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Administrator, under advisement of the Manager. The Administrator, under advisement of the Manager, considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

(Expressed in U.S. Dollars)

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of January 31, 2025 in valuing the Series Trust's financial assets:

| Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss | (Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1) | Significant Other Observable Inputs (Level 2) | Significant Unobservable Inputs (Level 3) | Fair Value at January 31, 2025 |
|---|---|--|--|-----------------------------------|
| Investment in the Selected Fund HJ USD Share Class of Pictet TR - Atlas | \$ - | \$ 76,064,356 | \$ - | \$ 76,064,356 |
| Financial assets, at fair value through profit or loss | \$ - | \$ 76,064,356 | \$ - : | \$ 76,064,356 |

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of January 31, 2024 in valuing the Series Trust's financial assets:

| Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss | (Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1) | Significant Other Observable Inputs (Level 2) | Significant Unobservable Inputs (Level 3) | Fair Value at January 31, 2024 |
|---|---|--|--|-----------------------------------|
| Investment in the Selected Fund HJ USD Share Class of Pictet TR - | | | | |
| Atlas | \$ - | \$ 83,017,463 | \$ - | \$ 83,017,463 |
| Financial assets, at fair value through profit or loss | \$ - | \$ 83,017,463 | \$ - | \$ 83,017,463 |

During the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024 there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include over-the-counter derivatives and equity securities. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Financial assets and liabilities not carried at fair value through profit or loss

(i) At January 31, 2025 and January 31, 2024 cash and cash equivalents and all other assets and liabilities (including prepaid fees and payables for units repurchased, investment management fees, fee agent fees, professional fees, distribution fees, administrator fees, agent member company fees, custody fees, transfer agent fees, trustee fees, printing fees and registration fees) are deemed short-term financial assets and liabilities whose carrying amounts approximate fair value because of their short-term nature. Refer to Note 2 for a description of the valuation techniques.

(Expressed in U.S. Dollars)

5.4 Investments in unconsolidated structured entities

The primary investment objective of the Selected Fund is to achieve long-term capital growth in absolute terms with a strong focus on capital preservation by following a set of long/short investment strategies. Traditional long positions are coupled with (synthetic) long and short positions, which will be achieved through the use of financial derivative instruments. The Selected Fund will mainly invest in equities, equity related securities (such as but not limited to ordinary or preferred shares), deposits and money market instruments. The Selected Fund may invest in any country (including emerging countries), in any economic sector and in any currency. However, depending on market conditions, the investments or exposure may be focused on one country or on a limited number of countries and/or one economic activity sector and/or one currency and/or in a single asset class. The Selected Fund diversifies investment in undervalued stocks (long positions) and overvalued stocks (short positions) with focusing on the mispriced stock prices mainly from a wide range of global stock markets. The Selected Fund carries out stock selection and determines investment allocation based on detailed top-down analysis (macro analysis) and bottom-up fundamental analysis (individual stock analysis). The Selected Fund aims to maximize risk-adjusted returns by combining stock selection and active market exposure management in building a portfolio of the Selected Fund. The Selected Fund also aims to achieve a stable return whilst minimizing the impact of equity markets by changing long/short investment allocations actively on a region, country or industry basis.

As of January 31, 2025 and January 31, 2024 the Selected Fund's net asset value were EUR2,120,669,750 (\$2,197,437,995) and EUR2,108,270,000 (\$2,280,726,486), respectively.

The Selected Fund held investments comprising of equity securities (common stocks and units of investment funds), futures contacts, forwards contracts and options contracts.

The valuation of investments in unconsolidated structured entities represents the amount the Series Trust would expect to receive if it were to liquidate or redeem its investments subject to the underlying fund's liquidity or redemption restrictions and costs.

The rights attached to the Series Trust's holding in the Selected Fund is similar to those of other investors. Subscriptions into the Selected Fund are governed by the rights stipulated in their offering documents. The Series Trust has the ability to liquidate or redeem its investments periodically in accordance with the provisions of the respective fund agreements.

6. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Forward Contracts

The Investment Manager for the Selected Fund enters into forward foreign currency contracts which are contractual obligations to receive or deliver a fixed quantity of foreign currency for an agreed-upon price on an agreed future date. These contracts are valued daily based on the difference between the forward foreign exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rate at the measurement date.

As of January 31, 2025 and January 31, 2024, there were no open forward contracts in the Series Trust.

(Expressed in U.S. Dollars)

7. NET GAIN/(LOSS) ON FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

| | Jan | uary 31, 2025 | Jan | uary 31, 2024 |
|---|-----|---------------|-----|---------------|
| Net gain on financial assets at fair value through profit and loss consist of the following: | | | | |
| Net realized gain on investments in the Selected Fund | \$ | 1,711,400 | \$ | 907,226 |
| Total net realized gain on financial assets at fair value through profit or loss | \$ | 1,711,400 | \$ | 907,226 |
| Movement in net unrealized appreciation on investments in the Selected Fund | \$ | 6,151,094 | \$ | 5,211,681 |
| Total net change in unrealized appreciation on financial assets at fair value through profit or loss $% \left(1\right) =\left(1\right) \left(1\right) +\left(1\right) \left(1\right) \left(1\right) +\left(1\right) \left(1\right)$ | \$ | 6,151,094 | \$ | 5,211,681 |

8. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTY TRANSACTIONS

8.1 Fees and Expenses

(A) Administrator Fees

The Administrator receives an annual fee of 0.06% on the first US\$500 million of the net assets, 0.05% on the next US\$500 million of the net assets and 0.04% on the net assets over US\$1 billion, subject to a monthly minimum fee of \$3,750. The fees earned by the Administrator during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Administrator as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(B) Custody Fees

The Custodian receives an annual fee of 0.025% of Net Assets Value. The fees earned by the Custodian during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Custodian as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(C) Distribution Fees

The Distributor receives an annual fee of 0.50% of the Net Asset Value payable monthly in arrears. The Distribution Fees are payable by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Distributor during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Distributor as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(D) Transfer Agent Fees

The Transfer Agent receives an annual fee of 0.01% of the Net Asset Value and a \$10 fee per transaction out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Transfer Agent during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Transfer Agent as January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(Expressed in U.S. Dollars)

(E) Professional Fees

Professional fees include legal and audit fees. The fees paid during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Transfer Agent as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

8.2 Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Fee Agent, Manager and Agent Member Company are all related parties to the Series Trust.

There were no other transactions with related parties other than those in the normal course of business.

(A) Trustee Fees

The Trustee is entitled to receive out of the Operational Costs Fee a fixed annual fee of \$10,000 payable annually in advance. The fees earned by the Trustee during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Trustee as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(B) Fee Agent Fees

The Fee Agent receives an annual fee of 0.12% of Net Assets Value (the "Operational Costs Fees") accrued on and calculated as at each valuation day. The Operational Costs Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Trustee out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Fee Agent during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Fee Agent as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

The Fee Agent is responsible for paying the Manager Fees, the Trustee Fees and costs and expenses, which are, in the reasonable judgement of the Fee Agent, determined as associated costs and expenses of the Manager Fees and Trustee Fees (the "Ordinary Costs").

For the avoidance of doubt, the Fee Agent is not responsible for the payment of the investment manager fees, audit fees, formation expenses, distribution fees, administration fees, custody fees, agent member company fees, any broker fees relating to security transactions, any legal and auditing costs that are not included in the audit fees and expenses, annual fees payable in respect of the Series Trust or the Trust to government bodies and agencies, any insurance costs, any costs relating to the Offering Memorandum and Appendix 37 and other similar offering documents and the costs relating to the preparation, printing, translation and delivery of such documents and any taxes relating to the purchase or disposal of securities, legal or compensation costs, licensing, tax reporting, anti-money laundering compliance and monitoring, expenses related to the termination or the liquidation of the Series Trust and any other extraordinary costs and expenses that would not usually occur.

To the extent that the Operational Costs Fee is not sufficient to cover the Ordinary Costs, the Fee Agent is liable for any outstanding amounts. Any amounts remaining following payment of the Ordinary Costs shall be retained by the Fee Agent as its remuneration for acting as fee agent in respect of the Series Trust.

(Expressed in U.S. Dollars)

The Operational Costs Fees accrue daily on an actual / 365 day count fraction basis and are payable quarterly in arrears in the amount accrued, from and excluding, for the first accrual period only, the initial closing day, and for all other accrual periods, the last day of each calendar quarter.

(C) Manager Fees

The Manager is entitled to receive out of the Operational Costs Fee, a management fee of \$5,000 per annum payable monthly in arrears. The fees earned by the Manager during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Manager as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of fee agent fees.

(D) Agent Member Company Fees

The Agent Member Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Manager out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Agent Member Company during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Agent Member Company as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(E) Investment Manager

The Investment Manager receives an annual fee of 0.20% of the Net Asset Value payable quarterly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, and outstanding fees payable to the Investment Manager as of January 31, 2025 and January 31, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

9. BORROWING AND LEVERAGE POLICY

The Series Trust may borrow up to 10% of its Net Asset Value if required to facilitate short term cash flows. During the years ended January 31, 2025 and January 31, 2024, the Series Trust did not incur any borrowings.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through May 28, 2025, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective February 1, 2025 through May 28, 2025, there were subscriptions of \$900,806 and repurchases of \$1,541,526. There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.



EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

<参考情報>

以下は、ピクテ TR - アトラスの財務書類を抜粋し翻訳したものです。原文の財務書類は、ピクテ TRの全 てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されています。本書においては、関係するシリーズ・トラスト であるピクテ TR - アトラスに関連する部分のみを記載しています。また、ピクテ TR - アトラスにはHJ USD 投資証券を含む複数のクラスが存在します。

日本円への換算には、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)が使用されています。なお、百万円未満の金額は四捨五入されています。

次へ

ピクテ TR - アトラス 純 資 産 計 算 書 2024年12月31日現在 (単位:ユーロ)

| (単位: |) | |
|--|------------------|------------|
| | (ユーロ) | (百万円) |
| 資 産: | | |
| 投資有価証券(取得原価) | 545,875,667.88 | 89,288.88 |
| 投資にかかる未実現純利益 | 33,615,295.16 | 5,498.45 |
| 投資有価証券(時価) | 579,490,963.04 | 94,787.34 |
| オプション契約(時価) | 4,622,851.90 | 756.16 |
| 当座預金 | 450,962,008.57 | 73,763.86 |
| 銀行預金 | 1,020,000,000.00 | 166,841.40 |
| 純未収利息 | 0.00 | 0.00 |
| 株式引受未収金 | 3,116,431.71 | 509.75 |
| 投資有価証券売却未収金 | 0.00 | 0.00 |
| 金利スワップ契約にかかる未収利息 | 0.00 | 0.00 |
| 先渡契約にかかる未収利息 | 0.00 | 0.00 |
| 未収分配金 | 187,646.17 | 30.69 |
| 為替先渡契約にかかる未実現純利益 | 0.00 | 0.00 |
| 先渡契約にかかる未実現純利益 トータル・リターン・スワップ契約にかかる | 16,504,810.81 | 2,699.69 |
| 未実現純利益 | 0.00 | 0.00 |
| その他の資産 | 107,257.10 | 17.54 |
| | 2,074,991,969.30 | 339,406.44 |
| 負 債: | | |
| 未払引受税 | 189,660.84 | 31.02 |
| 未払管理報酬 | 2,095,305.78 | 342.73 |
| 未払成功報酬 | 1,749,721.72 | 286.20 |
| 未払分配金 | 184,811.13 | 30.23 |
| クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる 未払利息 | 0.00 | 0.00 |
| 金利スワップ契約にかかる未払利息 | 0.00 | 0.00 |
| 先渡契約にかかる未払利息 | 104,040.49 | 17.02 |
| 償還株式未払金 | 741,101.84 | 121.22 |
| 投資有価証券購入未払金 | 1,045,224.47 | 170.97 |
| 為替先渡契約にかかる未実現純損失 | 383,288.19 | 62.69 |
| 先渡契約にかかる未実現純損失 クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる | 0.00 | 0.00 |
| 未実現純損失 | 0.00 | 0.00 |
| 金利スワップ契約にかかる未実現純損失 トータル・リターン・スワップ契約にかかる | 0.00 | 0.00 |
| 未実現純損失 | 0.00 | 0.00 |
| その他の未払金 | 598,337.63 | 97.87 |
| その他の負債 | 0.00 | 0.00 |
| | 7,091,492.09 | 1,159.96 |
| 2024年12月31日現在の純資産合計 | 2,067,900,477.21 | 338,246.48 |
| 2023年12月31日現在の純資産合計 | 2,149,821,017.33 | 351,646.22 |
| 2022年12月31日現在の純資産合計 | 2,811,213,480.57 | 459,830.19 |
| | 405/040 | |

EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) <u>有価証券報告書(</u>外国投資信託受益証券)

ピクテ TR - アトラス

損益計算書および株主資本等変動計算書

2024年12月31日終了年度 / 期間

(単位:ユーロ)

| (単位:ユ | ーロ) (ユ ー ロ) | (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|------------|
| 期首時点の純資産: | 2,149,821,017.33 | 351,646.22 |
| 収 益: | | |
| 純配当金 | 18,010,227.47 | 2,945.93 |
| 債券純利息 | 0.00 | 0.00 |
| スワップ契約にかかる利息 | 0.00 | 0.00 |
| クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる利息 | 0.00 | 0.00 |
| 証券貸付にかかる利息 | 0.00 | 0.00 |
| 銀行利息 | 44,254,298.76 | 7,238.68 |
| その他の収益 | 5,195.86 | 0.85 |
| | 62,269,722.09 | 10,185.46 |
| 費 用: | | |
| 管理報酬 | 23,843,936.92 | 3,900.15 |
| 成功報酬 | 1,749,721.72 | 286.20 |
| 受託報酬、銀行手数料および利息 | 707,954.57 | 115.80 |
| 専門家報酬、監査報酬およびその他の費用 | 744,684.02 | 121.81 |
| サービス報酬 | 4,716,505.11 | 771.48 |
| 未払引受税 | 934,831.62 | 152.91 |
| 取引報酬 | 3,599,947.09 | 588.84 |
| スワップ契約に支払われた利息 | 0.00 | 0.00 |
| 差額取引に支払われた分配金 | 5,669,378.58 | 927.34 |
| クレジット・デフォルト・スワップ契約の割増金 | 0.00 | 0.00 |
| | 41,966,959.63 | 6,864.54 |
| 純投資所得 / 損失 | 20,302,762.46 | 3,320.92 |
| 実現純利益 / 損失: | | |
| 投資有価証券売却 | 122,529,358.90 | 20,042.13 |
| 為替 | 3,652,850.87 | 597.50 |
| オプション契約 | 14,244,567.41 | 2,329.98 |
| 為替先渡契約 | -25,063,449.84 | -4,099.63 |
| 先物契約 | 16,760,733.22 | 2,741.55 |
| クレジット・デフォルト・スワップ契約 | 0.00 | 0.00 |
| 金利スワップ契約 | 0.00 | 0.00 |
| トータル・リターン・スワップ契約 | 0.00 | 0.00 |
| 実現純利益/損失 | 152,426,823.02 | 24,932.46 |
| 未実現増価 / 原価の変動額: | | |
| 投資有価証券 | 7,535,464.47 | 1,232.58 |
| オプション契約 | -3,569,928.72 | -583.93 |
| 為替先渡契約 | 2,462,944.02 | 402.86 |
| 先物契約 | -11,237,167.21 | -1,838.06 |
| クレジット・デフォルト・スワップ契約 | 0.00 | 0.00 |
| 金利スワップ契約 | 0.00 | 0.00 |
| | | |

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

| トータル・リターン・スワップ契約 | 0.00 | 0.00 |
|--------------------|------------------|-------------|
| 運用の結果による純資産の増加/減少額 | 147,618,135.58 | 24,145.90 |
| 株式引受による利益 | 427,604,083.49 | 69,943.20 |
| 償還株式費用 | -657,142,759.19 | -107,488.84 |
| 分配された配当金 | 0.00 | 0.00 |
| 期末現在の純資産 | 2,067,900,477.21 | 338,246.48 |



ピクテ TR - アトラス 投 資 有 価 証 券 明 細 表 2024年12月31日現在

(単位:ユーロ)

| | | | | 純資産 |
|-----------------------------------|-----|------------|---------------|------------|
| | | | | に占め る割合 |
| 銘柄 | 通貨 | 数量 | 時価 | (%) |
| I.株式上場またはその他の規制市場でのE | | | | |
| 株式 | | | | 1 |
| カナダ | | | | |
| BROOKFIELD CORP | USD | 92,063.00 | 5,107,696.14 | 0.25 |
| CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY | USD | 137,507.00 | 9,610,218.82 | 0.46 |
| TECK RESSOURCES 'B' | USD | 111,875.00 | 4,378,844.76 | 0.21 |
| | | , | 19,096,759.72 | 0.92 |
| ケイマン諸島 | | | | |
| TENCENT HOLDINGS | HKD | 682,300.00 | 35,371,669.75 | 1.71 |
| | | | 35,371,669.75 | 1.71 |
| 中国 | | | | |
| CHINA RESOURCES BEVERAGE HOLDINGS | HKD | 302,000.00 | 440,777.25 | 0.02 |
| | | | 440,777.25 | 0.02 |
| フランス | | | | |
| SAFRAN | EUR | 170,200.00 | 36,099,420.00 | 1.75 |
| | | | 36,099,420.00 | 1.75 |
| ドイツ | | | | |
| DOUGLAS AG | EUR | 55,935.00 | 1,132,124.40 | 0.05 |
| SAP | EUR | 77,744.00 | 18,370,907.20 | 0.89 |
| | | | 19,503,031.60 | 0.94 |
| 日本 | | | | |
| TOKYO METRO CO LTD | JPY | 244,700.00 | 2,422,352.45 | 0.12 |
| | | | 2,422,352.45 | 0.12 |
| ジャージー島 | | | | , |
| CVC CAPITAL | EUR | 487,801.00 | 10,370,649.26 | 0.50 |
| | | | 10,370,649.26 | 0.50 |
| スイス | | | | |
| COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT | CHF | 188,660.00 | 27,722,536.10 | 1.34 |
| GALDERMA GROUP 144A/S | CHF | 324,544.00 | 34,804,313.67 | 1.68 |
| | | | 62,526,849.77 | 3.02 |

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

| | | | | 純資産 |
|---------------------------|-----|--------------|------------------|--------|
| | | | | に占め |
| | | | | る割合 |
| 銘柄 | 通貨 | 数量 | 時価 | (%) |
| 米国 | | | | |
| ALPHABET 'A' | USD | 125,896.00 | 23,015,077.55 | 1.11 |
| AMAZON.COM | USD | 236,448.00 | 50,095,921.51 | 2.43 |
| APPLE | USD | 44,501.00 | 10,761,893.21 | 0.52 |
| BERKSHIRE HATHAWAY 'B' | USD | 59,652.00 | 26,112,079.73 | 1.26 |
| GOLDMAN SACHS GROUP | USD | 31,961.00 | 17,674,078.05 | 0.85 |
| MARTIN MARIETTA MATERIALS | USD | 17,559.00 | 8,758,303.72 | 0.42 |
| META PLATFORMS 'A' | USD | 12,917.00 | 7,303,749.56 | 0.35 |
| MICROSOFT | USD | 109,539.00 | 44,587,820.86 | 2.16 |
| PARKER HANNIFIN | USD | 10,774.00 | 6,617,660.28 | 0.32 |
| PROCTER & GAMBLE | USD | 88,150.00 | 14,271,702.08 | 0.69 |
| UBER TECHNOLOGIES | USD | 106,709.00 | 6,216,018.23 | 0.30 |
| | | | 215,414,304.78 | 10.41 |
| 1.合計 | | | 401,245,814.58 | 19.39 |
| II.投資ファンド | | | | |
| ルクセンブルク | | | | |
| ピクテ ショート・ターム・マ | | | | |
| ネー・マーケットEUR Z | EUR | 1,196,803.08 | 178,245,148.46 | 8.63 |
| | | | 178,245,148.46 | 8.63 |
| 11.合計 | | | 178,245,148.46 | 8.63 |
| 投資合計 | | | 579,490,963.04 | 28.02 |
| | | | 450,962,008.57 | 21.81 |
| 銀行預金 | | | 1,020,000,000.00 | 49.33 |
| その他の純資産 | | | 17,447,505.60 | 0.84 |
| 純資産合計 | | | 2,067,900,477.21 | 100.00 |

ピクテ TR - アトラス 2024年12月31日現在の投資先の地域および業界別分類

| 地域別分類 | _ | 業界別分類 | |
|----------------|-------|-------------------|-------|
| (純資産に占める割合(%)) | | (純資産に占める割合(%)) | |
| 米国 | 10.41 | 投資ファンド | 8.63 |
| ルクセンブルク | 8.63 | インターネット、ソフトウェアおよび | |
| スイス | 3.02 | ITサービス | 6.52 |
| フランス | 1.75 | 小売りおよびスーパーマーケット | 2.48 |
| ケイマン諸島 | 1.71 | 医薬品および化粧品 | 2.37 |
| ドイツ | 0.94 | 金融持株会社 | 2.01 |
| カナダ | 0.92 | 電子機器および電気設備 | 1.75 |
| ジャージー島 | 0.50 | 時計製造 | 1.34 |
| 日本 | 0.12 | 銀行および信用機関 | 0.85 |
| 中国 | 0.02 | コンピューターおよびオフィス用品 | 0.52 |
| | 28.02 | 交通および輸送 | 0.46 |
| | | 建設および建材 | 0.42 |
| | | 機械・器具の建設 | 0.32 |
| | | 金属および鉱業 | 0.21 |
| | | 運輸 | 0.12 |
| | | 消費者製品 | 0.02 |
| | | | 28.02 |

(2)【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「(1)貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

(3)【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第一部 ファンド情報 - 第 1 ファンドの状況 - 5 運用状況 - (2)投資資産」の項目に記載したファンドの投資有価証券の主要銘柄をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年5月末日現在)

| | 米ドル(を除く) | 円(を除く) |
|-------------------|------------|----------------|
| . 資産総額 | 78,901,435 | 11,351,549,453 |
| . 債務総額 | 736,364 | 105,940,689 |
| . 純資産総額(-) | 78,165,071 | 11,245,608,765 |
| . 発行済口数 | 677,2 | 98□ |
| . 1口当たり純資産価格(/) | 115.41 | 16,604 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ)受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港 中環 68デヴォーロード マンイービルディング 13/F ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サーヴィシズ(ホンコン)リミテッド気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(口)受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されて いるものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純 資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証 券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる 決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の 1 以上を保 有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受 益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前 までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラ ストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの 受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前としま す。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかっ た場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役または その他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受 益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受 益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定 され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラ ストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承 認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証 券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなさ れます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュア ル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」 (ケイマン諸島ミューチュア ル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現 は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指しま す。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行 われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(八)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額

2025年5月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約10,574万円)です。 過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2)会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成 によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議 案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株 主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2025年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

| 国別(設立国) | 種類別 | 本数 | 純資産の合計(通貨別) | | |
|------------|---------------|----|--------------------|--|--|
| | 2,022,495,732 | | | | |
| | | | 10,789,856ユーロ | | |
| | 公募 | 15 | 73,725,904豪ドル | | |
| クイマノ油局 | | | 36,209,671,673円 | | |
| | | | 2,724,820,060トルコリラ | | |
| | 私募 | 12 | 99,728,691,774円 | | |

3【管理会社の経理状況】

- a.管理会社の直近2事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日までおよび2024年1月1日から2024年12月31日まで)の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3 第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング(安永會計師事 務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c.管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

UBSマネジメント (ケイマン)リミテッド (ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

| 注記 | 2024年 | | 2023年 | |
|------|----------------|--|---|--|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| | | | | |
| 4 | 170,000 | 24,458 | 185,000 | 26,616 |
| 4 | 62,322 | 8,966 | 60,009 | 8,633 |
| | 232,322 | 33,424 | 245,009 | 35,249 |
| | | | | |
| | 4,340 | 624 | 6,390 | 919 |
| 9(c) | 107,053 | 15,402 | 108,643 | 15,630 |
| | 5,015 | 722 | 48 | 7 |
| | 116,408 | 16,748 | 115,081 | 16,557 |
| | 115,914 | 16,677 | 129,928 | 18,693 |
| 5 | - | <u> </u> | - | - |
| | | | | |
| | 115,914 | 16,677 | 129,928 | 18,693 |
| | 4 4 9(c) | 米ドル 4 170,000 4 62,322 232,322 4,340 9(c) 107,053 5,015 116,408 115,914 5 - | 米ドル 千円 4 170,000 24,458 4 62,322 8,966 232,322 33,424 4,340 624 9(c) 107,053 15,402 5,015 722 116,408 16,748 115,914 16,677 5 | ** ドル 千円 **ドル 4 170,000 24,458 185,000 4 62,322 8,966 60,009 232,322 33,424 245,009 9(c) 107,053 15,402 108,643 5,015 722 48 116,408 16,748 115,081 115,914 16,677 129,928 5 |

財政状態計算書

2024年12月31日

| | 注記 | 2024年 | 2024年 | | Ę |
|--------------|------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| 運用手数料未収入金 | 7 | 170,000 | 24,458 | 185,000 | 26,616 |
| 関連会社に対する債権 | 9(a) | 864 | 124 | 864 | 124 |
| 現金および現金同等物 | 6 | 1,955,991 | 281,408 | 2,249,019 | 323,566 |
| 資産合計 | | 2,126,855 | 305,991 | 2,434,883 | 350,307 |
| | | | | | |
| 負債 | | | | | |
| 直接持株会社に対する債務 | 9(b) | 23,303 | 3,353 | 16,752 | 2,410 |
| 未払取締役報酬 | | - | - | 428,396 | 61,633 |
| 未払金 | | 4,339 | 624 | 6,436 | 926 |
| 負債合計 | | 27,642 | 3,977 | 451,584 | 64,969 |
| | | | _ | | |
| 純資産 | | 2,099,213 | 302,014 | 1,983,299 | 285,337 |
| | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | 8 | 735,000 | 105,744 | 735,000 | 105,744 |
| 利益剰余金 | | 1,364,213 | 196,269 | 1,248,299 | 179,593 |
| | | | | | |
| 株主資本合計 | | 2,099,213 | 302,014 | 1,983,299 | 285,337 |
| | | | | | |

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

| | 株式資本 | | 利益剰 | 利益剰余金 | | 合計 | |
|-------------------------------|---------|----------|-----------|---------|-----------|---------|--|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 | |
| 2023年1月1日現在 | 735,000 | 105,744 | 1,118,371 | 160,900 | 1,853,371 | 266,644 | |
| 当期純利益および包括利益 | - | <u>-</u> | 129,928 | 18,693 | 129,928 | 18,693 | |
| 2023年12月31日および 2024年1月1日現在 | 735,000 | 105,744 | 1,248,299 | 179,593 | 1,983,299 | 285,337 | |
| 当期純利益および包括利益 | - | <u>-</u> | 115,914 | 16,677 | 115,914 | 16,677 | |
| 2024年12月31日現在 | 735,000 | 105,744 | 1,364,213 | 196,269 | 2,099,213 | 302,014 | |

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

| | 注記 | 2024年 | Ę | 2023年 | <u> </u> |
|-----------------------------------|----|-----------|----------|-----------|----------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 税引前利益 | | 115,914 | 16,677 | 129,928 | 18,693 |
| 調整: | | | | | |
| 受取利息 | | (62,436) | (8,983) | (60,034) | (8,637) |
| | | 53,478 | 7,694 | 69,894 | 10,056 |
| 運用手数料未収入金の減少 | | 15,000 | 2,158 | 20,000 | 2,877 |
| 直接持株会社に対する債務の増加/(減少) | | 6,551 | 942 | (313,301) | (45,075) |
| 未払取締役報酬の(減少)/増加 | | (428,396) | (61,633) | 428,396 | 61,633 |
| 未払金の減少 | | (2,097) | (302) | (37) | (5) |
| | | | | | |
| 営業活動に(使用した)/より発生した現金 | | (355,464) | (51,141) | 204,952 | 29,486 |
| 受取利息 | | 62,436 | 8,983 | 60,034 | 8,637 |
| | | | | | |
| 営業活動に(使用した)/より発生した正味 キャッシュ・フロー | | (293,028) | (42,158) | 264,986 | 38,124 |
| 1137 = 3 = | | | | | |
| 現金および現金同等物の純増(減)額 | | (293,028) | (42,158) | 264,986 | 38,124 |
| | | | | | |
| 期首における現金および現金同等物 | | 2,249,019 | 323,566 | 1,984,033 | 285,443 |
| | | | | | |
| 期末における現金および現金同等物 | | 1,955,991 | 281,408 | 2,249,019 | 323,566 |
| | | | | | |
| 現金および現金同等物の分析 | | | | | |
| | | | | | |
| 現金および銀行預金残高 | 6 | 1,955,991 | 281,408 | 2,249,019 | 323,566 |

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という。)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループAGの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として 1 株当たりUBSグループAGの株式22.48分の 1 株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年 3 月 1 日付で、 U B S グループ A G の取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッドから U B S マネジメント (ケイマン) リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。取締役は、クレディ・スイス(香港) リミテッドを直接持株会社、UBS AGを中間持ち株会社とみなしている。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

IFRSの会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル(「USD」)で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または 負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効のIFRS会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂されたIFRS会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂IFRS会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

IFRS第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、IASBはIAS第1号財務諸表の提示に置き換わるIFRS第18号を発表した。IFRS 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業 は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投 資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効のIFRS会計基準(続き)

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本 財務諸表(PFS)および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛 り込まれている。

さらに、IAS第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。IFRS第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。IFRS第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - IAS第21号の改正

2023年8月、IASBは、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、IAS第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3. 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
 -) 会社を支配している、または共同支配している。
 -) 会社に重要な影響を与える。
 -)会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

または

- b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。
 -)事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 -) 一方の事業体が、他方の事業体(または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社)の 関連会社または合弁企業である。
 -)事業体と会社が、同一の第三者の合弁会社である。
 -) 一方の事業体が第三者企業の合弁会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
 -) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 -) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 -)(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体(またはその親会社)の経営幹部の一員である。および
 -) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の 親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品:

() 分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かか る資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ(金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(以下、「SPPI」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産(「FVPL」)

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)である キャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

()認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

() 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

()後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。 こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通 じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる 受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利 息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

()認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識 を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理 的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想におけ る取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるEC L測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値 / 売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるよう に公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

- レベル1 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)。
- レベル2 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法
- レベル3 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する(全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく)。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される 事業年度末には、外貨建ての すべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額 は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下のとおりである。

| | 2024年 | 2023年 |
|--------------------|---------|---------|
| | 米ドル | 米ドル |
| 収益: | | |
| 運用手数料収入 | 170,000 | 185,000 |
| | | |
| その他の収入には次のものが含まれる。 | | |
| 受取利息 | 62,436 | 60,034 |
| 純為替差損益 | (114) | (25) |
| | 62,322 | 60,009 |
| | | |

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5 . 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6. 現金および現金同等物

| 銀行預金 | 1,955,991 | 2,249,019 |
|------|-----------|-----------|
| | 米ドル | 米ドル |
| | | |
| | 2024年 | 2023年 |

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7. 運用手数料未収入金

| | 2024年 | 2023年 |
|-----------|---------|---------|
| | 米ドル | 米ドル |
| | | |
| 運用手数料未収入金 | 170,000 | 185,000 |

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

2024年 2023年 米ドル 米ドル 発行済全額払込済株式: 735,000株 (2023年: 735,000株) 普通株式 1株につき 1米ドル (2023年: 1米ドル) 735,000 735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株 当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす 経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

| | 注記 | 2024年 米ドル | 2023年 米ドル |
|--------------|-----|--------------|--------------|
| 関連会社に対する債権 | (a) | 864 | 864 |
| 直接持株会社に対する債務 | (b) | (23,303) | (16,752) |

- (a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス (シンガポール) リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。
- (b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス(香港)リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

| | 注記 | 2024年 | 2023年 |
|---------------|-----|---------|---------|
| | | 米ドル | 米ドル |
| 会社の重要な経営幹部の報酬 | (c) | 107,053 | 108,643 |
| | = | | |

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。 2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額 に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産(適切な場合には割引前のベースで)の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

| | 要求払い | 3 カ月未満 米ドル | 3 カ月から 12カ月 米ドル | 満期なし 米ドル | 合計 米ドル |
|--------------|---------|---------------|-----------------------|-------------|-----------|
| 2024年12月31日 | | | , | | |
| 金融負債 | | | | | |
| 直接持株会社に対する債務 | 22,303 | - | - | - | 22,303 |
| | 22,303 | | - | - | 22,303 |
| | | | | | |
| | 要求払い | 3 カ月未満 | 3 カ月から 12カ月 | 満期なし | 合計 |
| | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル |
| 2023年12月31日 | | | | | |
| 金融負債 | | | | | |
| 直接持株会社に対する債務 | 16,752 | - | - | - | 16,752 |
| 未払取締役報酬 | 428,396 | | | - | 428,396 |
| | 445,148 | - | - | - | 445,148 |
| | | | | | |

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド (適格機関投資家限定)

米国リート・プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*

米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)*

日本エクイティ・プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)*

ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)*

ブラジル株式 ファンド (適格機関投資家限定)

ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド (適格機関投資家限定)

ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド (適格機関投資家限定)

AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)

J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド (適格機関投資家限定)

ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クアトロ・インカム・ファンド (適格機関投資家限定)

ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド (適格機関投資家限定)

新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ (適格機関投資家限定)

米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド (適格機関投資家限定)

米国・地方公共事業債ファンド

東京海上CATボンド・ファンド*

グローバル高配当株式プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

マイスターズ・コレクション

PIMCO 短期インカム戦略ファンド

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

ダイワ」- REIT・カバード・コール・ファンド (適格機関投資家限定)

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

豪ドル建て短期債券ファンド
インサイト・アルファ
USダイナミック・グロース
プレミアム・キャリー戦略ファンド
BSMDグローバル・アドバンテージ
ダイワ・WiL3号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援 を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他 支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

次へ

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2024

| Notes | 2024 USD | 2023 USD |
|-------|-------------------|----------------------------------|
| 4 | 170,000 | 185,000 |
| 4 . | 62,322 232,322 | 60,009 245,009 |
| | 4.340 | 6.390 |
| 9(c) | 107,053 | 108,643 |
| | 5,015 | 48 |
| | 116,408 | 115,081 |
| | 115,914 | 129,928 |
| 5 | | |
| | 115.914 | 129.928 |
| | 9(c) | 9(c) 107,053 5,015 116,408 |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

| | Notes | 2024 USD | 2023 USD |
|--|--------|-------------|-------------|
| ASSETS | | | |
| Management fee receivable | 7 | 170,000 | 185.000 |
| Amount due from a fellow subsidiary | 9(a) | 864 | 864 |
| Cash and cash equivalents | 6 | 1,955,991 | 2,249,019 |
| Total assets | 200 | 2,126,855 | 2,434,883 |
| LIABILITIES | | | |
| Amount due to an immediate holding company | 9(b) | 23,303 | 16,752 |
| Directors' fee payable | 0.8050 | 10000000 | 428,396 |
| Accruals | | 4,339 | 6,436 |
| Total liabilities | 9 | 27,642 | 451,584 |
| NET ASSETS | | 2,099,213 | 1,983,299 |
| EQUITY | | | |
| Share capital | 8 | 735,000 | 735,000 |
| Retained profits | - 8 | 1,364,213 | 1,248,299 |
| Total equity | | 2,099,213 | 1,983,299 |

Nicolas Henri Jean Papavoine Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

| | Share capital USD | Retained profits USD | Total USD |
|---|-------------------|----------------------------|--------------|
| At 1 January 2023 | 735,000 | 1,118,371 | 1,853,371 |
| Profit for the year and total comprehensive income for the year | | 129,928 | 129,928 |
| At 31 December 2023 and 1 January 2024 | 735,000 | 1,248,299 | 1,983,299 |
| Profit for the year and total comprehensive income for the year | <u> </u> | 115,914 | 115,914 |
| At 31 December 2024 | 735,000 | 1,364,213 | 2,099,213 |

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

| | Note | 2024 | 2023 |
|--|------|-----------|-----------|
| CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES | | USD | USD |
| Profit before tax Adjustments for: | | 115,914 | 129,928 |
| Interest income | | (62,436) | (60,034) |
| | | 53,478 | 69,894 |
| Decrease in management fee receivable Increase/(decrease) in amount due to an immediate | | 15,000 | 20,000 |
| holding company | | 6,551 | (313,301) |
| (Decrease)/ increase in directors' fee payable | | (428,396) | 428,396 |
| Decrease in accruals | | (2,097) | (37) |
| Cash (used in)/generated from operating activities | | (355,464) | 204,952 |
| Interest income received | | 62,436 | 60,034 |
| Net cash flows (used in)/generated | | | |
| from operating activities | | (293,028) | 264,986 |
| NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH | | | |
| EQUIVALENTS | | (293,028) | 264,986 |
| Cash and cash equivalents at the beginning of year | | 2,249,019 | 1,984,033 |
| CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR | | 1,955,991 | 2,249,019 |
| ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS | | | |
| Cash and bank balances | 6 | 1,955,991 | 2,249,019 |

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited) to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 Presentation of Financial Statements. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 Statement of Cash Flows, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards, IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Lack of exchangeability - Amendments to IAS 21

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- The party is a person or a close member of that person's family and that person.
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
 - the entity and the Company are members of the same group;
 - one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3 MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents
Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short- term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments

(i) Classification

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b)On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- · The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) Classification (continued)

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) Recognition

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) Subsequent measurement (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has
 assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a
 third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has
 transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has
 neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but
 has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition

Revenue from contracts with clients

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

Interest income

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

| 2024 USD | 2023 USD |
|-------------|----------------------------|
| | |
| 170,000 | 185,000 |
| | |
| 62,436 | 60,034 |
| (114) | (25) |
| 62,322 | 60,009 |
| | 170,000 62,436 (114) |

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

CASH AND CASH EQUIVALIENTS 6

2023 2024 USD USD

Cash at bank 1,955,991 2,249,019

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

2024 2023 USD USD

Management fee receivables

170,000 185,000

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

2024 2023 USD USD Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each 735,000 735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management
The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

| | Notes | 2024 USD | 2023 USD |
|--|-------|-------------|-------------|
| Amount due from a fellow subsidiary | (a) | 864 | 864 |
| Amount due to an immediate holding company | (b) _ | (23,303) | (16,752) |

- (a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.
- (b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

| | Notes | 2024 USD | 2023 USD |
|---|-------|-------------|-------------|
| Compensation of key management personnel of the Company | (c) | 107,053 | 108.643 |

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

| 31 December 2024 | On demand USD | Less than 3 months USD | 3 to 12 months USD | No maturity USD | Total USD |
|--|---------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------|--------------|
| Financial liabilities Amounts due to the immediate holding | 22,303 | | | | 22 202 |
| company | 22,303 | | | | 22,303 |
| | 22,303 | | | | 22,303 |
| 31 December 2023 | On demand USD | Less than 3 months USD | 3 to 12 months USD | No maturity USD | Total USD |
| Financial liabilities Amounts due to the immediate holding | 16,752 | | | | 10.752 |
| company Directors' fee | 10,752 | 194 | | | 16,752 |
| payable | 428,396 | <u>.</u> | | | 428,396 |
| | 445,148 | | | | 445,148 |

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only) US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only) Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)* US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)* Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)* Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)* Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only) AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only) J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only) US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only) US Municipal Bond Fund Tokio Marine CAT Bond Fund* Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Meister's Collection PIMCO Short Term Income Strategy Fund PIMCO Short Term Strategy Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund AUD Short Term Bond Fund Insight Alpha US Dynamic Growth Premium Carry Strategy Fund BSMD Global Advantage Daiwa WiL Ventures III, L.P. Fund Japan Equity Premium Strategy Fund

Global Select Carry Strategy Fund

The funds were terminated during 2024.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

(2)【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1)貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締 役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと 利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいま す。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資 運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問ま たは代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資 目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、 管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、 銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティー サービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により 得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービス と類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いま せん。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保す るよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務 に関して利益の相反に直面する可能性がありますが、このような状況における投資機会が公正に割り当 てられることを確保します。

5【その他】

(1)定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

- (2)事業譲渡または事業譲受該当事項はありません。
- (3)出資の状況

該当事項はありません。

(4)訴訟およびその他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実 または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」)

(イ)資本金の額

2025年5月末日現在の額は、100米ドル(1万4,387円)です。

(口)事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(以下「ICSCL」といいます。)の完全子会社です。ICSCLは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCLは、2022年11月にコーポレート・サービス・カンパニー(CSC)に買収され、非公開会社となっています。

(2)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ)資本金の額

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの2024年12月末日現在の資本金の額は、10億6,000万米ドル(約1,525億220万円)です。

(ロ)事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州、アジア、中南米等に所在する様々な機関投資家(投資ファンドを含みます。)向けのサービス保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(その後の改正を含みます。)が規定する規則206(4)-2(d)(6)の意味における「資格を有する保管会社」です。

- (3) UBS証券株式会社(「代行協会員」)
 - (イ)資本金の額

2024年12月末日現在 449億円

(口)事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

- (4)株式会社三井住友銀行(「販売会社」)
 - (イ)資本金の額

2025年 3 月末日現在 17,710億円

(口)事業の内容

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

株式会社三井住友銀行は、2001年4月にさくら銀行と住友銀行が合併して発足しました。2002年12月、株式移転により持株会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立し、その子会社となりました。2003年3月には、わかしお銀行と合併しています。

株式会社三井住友銀行は、国内有数の営業基盤、戦略実行のスピード、さらには有力グループ会社群による金融サービス提供力に強みを持っています。株式会社三井住友フィナンシャルグループの下、他の傘下グループ企業と一体となって、顧客に質の高い複合金融サービスを提供していきます。

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

(イ)資本金の額

2024年12月末日現在 3億8,600万米ドル(約555億3,382万円)

(口)事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスビーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行(1862年設立)とスイス銀行コーポレイション(1872年設立)が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社(Aktiengesellschaft)として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合もあります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(6)ピクテ・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

(イ)資本金の額

2025年 5 月末日現在 2 億円

(ロ)事業の内容

投資運用会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、 第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。

2【関係業務の概要】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited) 信託証書に基づき、受託業務を提供します。
- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.) 登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。
- (3) UBS証券株式会社 日本における代行協会員業務を行います。
- (4)株式会社三井住友銀行 ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
- (5)ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) 報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (6)ピクテ・ジャパン株式会社 投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(管理会社)、UBS証券株式会社(代行協会員)および ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを 最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

- 1.ケイマン諸島における投資信託制度の概要
 - 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(その後の改正を含む。)の下で規制されていた。
 - 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
 - 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a)1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b)2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。)は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
 - 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド 法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに 応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
 - 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンド の数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。また、当該日付において、適用除外対象 となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で 規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法 の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
 - 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2.投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする 目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができ ない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップ であり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が 収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
 - (a)投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと
 - (b)投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間 接的に管理されていること

を含むが、

- (a)投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法(その後の改正を含む。)に基づ き免許を付与された者
- (b)ケイマン諸島の建設社会法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の友好社会法(その後の改 正を含む。)に基づき登録された者
- (c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント) を除く。
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの 規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファ ンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、 規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以 上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発 行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務 付けられる可能性がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファ ンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関す る投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任する ことができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下 「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 3.規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請すること である。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される 申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な 専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担う にふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行 われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判 を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンド の管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信 託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料と ともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、 所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要が

ない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託 (第 4 条 3 項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

- (a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- (b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならず、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する。)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4.投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがある。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。
 - (a)投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解 散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図してい る場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダ リング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)また は免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を 遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこ れをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条 件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の 実施から21日以内に行わなければならないことがある。
- 4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。) に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、 同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。C IMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情 報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならな い。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信 託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申 告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5.投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限 的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれ かの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の 管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提 供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義され る。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記さ れた事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有 し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまた は役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならな い。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳 細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければ ならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者に は、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務 所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社とし て有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該 投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して 報告すべき法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10 のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上 の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信

託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内に CIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の 会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがある ときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
 - (a)投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b)投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c)会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (e)ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように 企図している場合。
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(その後の改正を含む。)(以 下「BOT法」という。)において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCI MAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585 米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。
- 6.ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

- 6.1 免除会社
 - (a)最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる。)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
 - (b)設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
 - (c)存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
 -) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを 会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければな らない。
 - ()株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持すること ができる。
 - ()会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引 を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役 は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行 為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g)額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行す ることができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金か ら払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの 後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会 社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定か ら分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する 債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (1)免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得す ることができる。
- (m)免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合 は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなけれ ばならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられ やすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受 託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミュー チュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託 者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてСІМАによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の 相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国 の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者 である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを 保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e)受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f)大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g)免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h)ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
 - (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
 - (b)ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
 - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。) 当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
 - (d)ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
 - (e)ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下の、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
 - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - ()ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- ()氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- ()リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン 諸島の税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応 じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登 録簿を提供する。
- ()リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付に ついての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップ の権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g)リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h)リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i)免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約 定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k)免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法 定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a)ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b)有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c)有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ビークルが含まれる。 有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d)とりわけ、オンショア オフショアのファンド構造においてオンショア・ビークルとの一層の調和を もたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用能率をもたらし、かかる構成における異なる ビークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契 約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社 に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

- 6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。
- 7.ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督
 - 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
 - 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
 - 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示することができる。
 - 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの 罰金に処せられる。
 - 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
 - 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
 - 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a)規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行お うとしている場合、または自発的に廃業する場合。
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (d)免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行 おうとしている場合。
 - (e)規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (f)規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
 - 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、 規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとす る。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b)会計監査を受け、監査済会計書類を CIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
 - 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関してIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a)ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の 許可または登録を取り消すこと。
- (b)投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それ らの条件を改定し、撤廃すること。
- (c)投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e)投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護する ために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、 グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9 (d)項または第7.9 (e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任される ものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する 勧告をCIMAに対して行う。
 - (c)第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、 勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b)投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c)投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d)投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を 求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e)また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a) 項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは 受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
- 8.投資信託管理に対する С І М А の規制および監督
 - 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内に CIMAに対し提出するように指示することができる。
 - 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
 - 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
 - 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
 - 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
 - 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の 投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グ ランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
 - 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
 - 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (c) BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に 違反した場合。
 - (d)免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託 の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそう しようと意図している場合。
 - (e)免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
 - (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (g)免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位 にふさわしい適切な者ではない場合。

- (h)公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふ さわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、 CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものと する。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資 信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - ()投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - ()規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - ()会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてСІМАがとりうる行為は以下のとおり。
 - (a)投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
 - (d)投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
 - (e)投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される ものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者のよびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の 行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

- (c)第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、 推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、 選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
 - (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b)満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b)投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える 行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の 免許を取り消すことができる。
 - (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法により CIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド 法の下でのそれにおよそ近いものである。
- 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
 - 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの 送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
 - (a)規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった者
 - (d) 免許投資信託管理者であった者
 - 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
 - 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
 - (a)第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
 - (b) 和解または取り決めを審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
 - 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。

- (a)必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
- (c)必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をする こと。
- (d)ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、 または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e)ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、 または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。も し、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、 写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場 所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規 定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
 - 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
 - (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事項。
 - (c)投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する 法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法 (その後の改正を含む。)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に 要求されまたは許可された場合。
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (c)免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合。
- (d)ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
- (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
- (f)要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。)。
- (g)刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局 に対して開示される場合。
- (h)マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
- (i)ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能 に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督 当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを 条件とする。

(j)投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命も しくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

- 11.3 ケイマン諸島の契約法(その後の改正を含む。)
 - (a)契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
 - (b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a)損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、 以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b)「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c)情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現 によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

(a)販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

- 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法
 - 12.1 ケイマン諸島の刑法 (その後の改正を含む。) 第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

- 12.2 ケイマン諸島の刑法 (その後の改正を含む。)第247条、第248条
 - (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
 - (b)他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に 10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得 したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能 にすることを含む。
 - (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺 罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13.清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。 C I M A は、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照:第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、 免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

- 14.ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)
 - 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
 - 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
 - 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
 - 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会 社の事務所で無料で入手することができなければならない。
 - 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
 - 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a)本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - ()一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に 公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または 買戻価格が計算されるようにすること。

- ()管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
- ()管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資 家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が 当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c)管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d)管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b)本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c)保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d)保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な 技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か 月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提 供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベル で監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調 査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b)投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c)本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社 に送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って 確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定ど おりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - ()保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために 必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d)本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社が かかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - ()結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A)特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的に すべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
 - 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ()株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除 く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該 会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ()取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託 の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者 の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ()本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f)一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - ()株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式 総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決 権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託 の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会 社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g)上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - ()投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - ()マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体 のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h)投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者および CIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a)本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託 は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、 ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財 務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配 付すれば足りる。
- (b)投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目 論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c)本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か 月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を 変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査 報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d)監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a)本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b)ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の 登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - ()下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - ()投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - ()証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券 面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - ()該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - ()一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む) に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - ()一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

- ()一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- ()投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- ()以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは 主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- ()保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A)保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記 上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B)保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A)投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所も しくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B)投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C)ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されています。

2024年7月31日 有価証券報告書(第3期)

2024年7月31日 有価証券届出書

2024年10月31日 半期報告書(第4期中)

2024年10月31日 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

用語集

| 「販売会社」 | 受益証券の販売会社として地位を有する株式会社三井住友銀行を |
|--------------|------------------------------------|
| 「日本における販売会社」 | いいます。 |
| 「国内約定日」 | ┃購入または買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認し┃ |
| | た日(通常、取引日の翌国内営業日)をいいます。 |
| 「取引日」 | 2021年2月19日およびそれ以降の各ファンド営業日および/また |
| | ┃ はファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいま ┃ |
| | す。 |
| 「国内営業日」 | 東京の証券取引所が取引を行う日および東京の銀行が営業を行う |
| | │日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファン│ |
| | ドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 |
| 「ファンド営業日」 | 東京、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行が営業を行う日 |
| | │ (土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。)またはファ│ |
| | │ンドに関して管理会社が随時決定するその他の場所におけるその│ |
| | 他の日をいいます。 |
| 「代行協会員」 | 外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口 |
| | 当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類 |
| | その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者また |
| | は登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下 |
| | 「JSDA」といいます。)の協会員をいい、ファンドとの関係 |
| | ではUBS証券株式会社をいいます。 |
| 「口座約款」 | 「外国証券取引口座約款」その他所定の約款をいいます。 |

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands

電話:+1 345 949 4800

ファックス: +1 345 949 7164 インターネット: www.kpmg.com/ky

独立監査人の受託会社への報告

意見

当監査法人はインサイト・アルファ(以下、「本シリーズ・トラスト」という)、すなわちUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト(以下、「本トラスト」という)の2025年1月31日時点の財政状態計算書、同日を末日とする年度の包括利益計算書、所有者持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書からなる財務諸表、および重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記について監査を行った。

当監査法人の意見では、添付の財務諸表はすべての重要な点において適正に表示されており、本シリーズ・トラストの2025年1月31日現在の財務状況ならびに同日を末日とする年度の財務実績およびキャッシュ・フローは、国際会計基準審議会が公表した会計基準である国際財務報告基準(以下、「IFRS」という)に準拠して適正に表示されている。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISAs」という)に従い監査を実施した。それらの基準を元にした当監査法人の責任内容については、監査報告書の「財務諸表に対する監査人の責任」の欄に詳しく述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規定」という)ならびにケイマン諸島での財務諸表監査に関する倫理要件に従って本シリーズ・トラストから独立しており、これらの要件およびIESBA規定に従ってその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRSに準拠して財務諸表を作成し、公正に表示することに責任があり、また、不正または誤謬によるものかにかかわらず、重要な虚偽表示のない財務諸表の作成に必要であると経営陣が判断した内部統制についても責任を負う。

経営陣は、財務諸表の作成にあたり、本シリーズ・トラストが継続して存続する能力を評価し、継続性に関する問題を必要に応じて開示し、継続性に関する会計基準を用いる責任を有している。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは、事業を停止する、または、そうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

統治責任者はシリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表に不正行為または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関して合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含んだ監査人の報告書を発行することである。合理的な保証とは高水準の保証であるが、国際監査基準(ISA)に従って実施される監査により重要な虚偽記載が常に発見されることを保証するものではない。虚偽記載は不正行為または誤謬により生じることがあり、個別もしくは全体的に、これらの財務諸表に基づいた経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予測される場合には重要だと判断される。

ISAsに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また当監査法人は、

不正行為もしくは誤謬によるものかに関わらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定し実施する。そして監査意見表明の根拠を提供するために、十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得る。不正行為による重要な虚偽記載を発見しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは不正行為が癒着、偽造、故意の脱漏、不実表示、または内部統制の不遵守を伴っている可能性があるためである。

状況に応じた適切な監査手続きを策定するために監査に関する内部統制への理解を得る。ただしこれは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。 運営者により採用された会計方針の適切性、会計上の見積りの妥当性および関連する開示内容を評価する。

運営者により採用された継続性を前提とした会計処理の適切性を判断する。そして監査で得た証拠を基に、継続して存続するための本シリーズ・トラストの能力に大きな疑念が生じるような、重要な不確定要素が存在するかどうかを判断する。重要な不確定要素があると判断した場合、当監査法人は監査報告書の中で、財務諸表上の関連開示内容に対して注意喚起をする必要がある。また当該開示内容が不十分である場合には、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告書日までに監査で得た証拠を基にしている。しかし、将来の事象や状況が本シリーズトラストの継続して存続することを停止する可能性もあり得る。

財務諸表の全体の体裁、構成および開示内容を含む内容、そして財務諸表が原取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、統治責任者と、特に監査の計画範囲とタイミング、そして重要な監査所見に関して連絡を取り合う。これには、当監査法人が監査の間に特定する内部統制の著しい欠陥も含まれる。

2025年 5 月28日

次へ

EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Insight Alpha (the "Series Trust"), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), which comprise the statement of financial position as at January 31, 2025, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at January 31, 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

May 28, 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

<u>次へ</u>

独立監査人の報告書

UBSマネジメント (ケイマン)リミテッド単独株主様 (ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があると合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書(続き)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様 (ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財 務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士 香港 2025年5月21日

次へ

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion (

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

EDINET提出書類 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants Hong Kong 21 May 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。